広島市報

第111号

発行
昭和30年7月20日
（水曜日）

発行所
広島市役所
広島市国泰寺町三九

【目次】

◎規則
地方自治法第百五十二条による市長代理順序を廃止する規則……一頁
広島市助役事務担任規則の廃止……一
広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則の一部改正……一
広島市職員共済組合条例施行規則の一部改正……一
広島平和記念館条例施行規則の一部改正……二
◎告示
建築基準法による道路の位置の指定について……二
道路の区域の変更について……二
市道の供用開始について……二
道路の区域の変更について……二
市道の供用開始について……二
仮換地予定地変更指定等について……三
◎訓令
広島市非務決裁規程の一部改正……五
◎辞令
◎雑報
戸籍上の市勢について……六
住民登録人口及び世帯数について……七
広島市教職員組合の登録事項の変更について……七

◎規則

地方自治法第百五十二条による市長代理順序を廃止する規則

地方自治法第百五十二条による市長代理順序を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十年六月十七日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第二十号

地方自治法第百五十二条による市長代理順序を廃止する規則

地方自治法第百五十二条による市長代理順序（昭和二十六年六月十九日広島市規則第二十一号）は、廃止する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市助役事務担任規則の廃止

広島市助役事務担任規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十年六月十七日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第二十一号

広島市助役事務担任規則を廃止する規則

広島市助役事務担任規則（昭和二十二年七月十五日広島市規則第八号）は、廃止する。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　広島市職員共済組合条例施行規則（昭和三十年広島市規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「総務局担任助役」を「助役」に改める。

広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則の一部改正

広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年六月二十日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第二十二号

広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則（昭和二十七年広島市規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号を次のように改める。

六　臨時職員で勤続期間が六月に満たない者

第五条第四号を第五号とし、第三号を次のように改める。

三　給料が月額で定められている准職員　給料の月額

四　給料が日額で定められている准職員及び臨時職員　給料の日額の二十五日分に相当する額

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　昭和三十年四月三十日以前に雇用された臨時職員で昭和三十年六月三十日現在において引き続き雇用されているものに対しては、昭和三十年六月三十日に広島市の公務員に支給する特別手当に限り、改正後の第二条の規定にかかわらず、これを支給する。

広島市職員共済組合条例施行規則の一部改正

広島市職員共済組合条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三年六月二十七日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第二十三号

広島市職員共済組合条例施行規則の一部を改正する規則

広島市職員共済組合条例施行規則（昭和三十年広島市規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三号の次に次の一号を加える。

四　准職員の給与に関する規則（昭和三十年広島市規則第十号）第三条第三項に規定する給料表

附　則

この規則は、昭和三十年七月一日から施行する。

広島平和記念館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年七月十五日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第二十四号

広島平和記念館条例施行規則の一部を改正する規則

広島平和記念館条例施行規則（昭和三十年広島市規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加え、同条を第九条とし、以下一条ずつ繰り下げる。

3　前二項の規定は、附属設備の使用料については、これを適用しない。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（附属設備の使用料）

第七条　条例第十一条の規定により使用料を徴収する附属設備の品名及び使用料の額は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表

品名	単位	使用料	
		昼間又は夜間	昼夜間
スポット・ライト	一台につき	三〇〇円	六〇〇円

備考　昼間とは、午前九時三十分から午後四時三十分まで、夜間とは、午後五時から午後九時までをいう。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年五月三十日から適用する。

◎告　示

広島市告示第七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次の通り指定した。

なお、この関係図書は建設局建築指導課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年六月十七日

広島市長　渡　辺　忠　雄

一　指定番号　第三号

二　指定年月日　昭和三十年六月十一日

三　道路の位置　広島市舟入川口町一一一九番地八〇ブロック

四　幅員及び延長　幅員四メートル、延長二〇、二八メートル

五　表示図面　別紙の通り。（別紙省略）

広島市告示第七十八号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基き道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、広島市建設土木課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年六月十九日

広島市長　渡　辺　忠　雄

区間	旧新別	敷地の幅員	延長	備考
矢賀町六二五番地の一地先から矢賀町六一八番地の二地先まで	旧	二、七米	三一、五〇	
	新	三、八〇	三一、〇〇	

広島市告示第七十九号

道路の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基き公示する。

その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年六月十九日

広島市長　渡　辺　忠　雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
矢賀、温品線	矢賀町六二五番地の一地先から矢賀町六一八番地の二地先まで	昭和三十年七月九日	

広島市告示第八十号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基き道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年六月二十七日

広島市長　渡　辺　忠　雄

道路の種類　市道

路線名　古田高須一号線

道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員	延長	備考
古田高須四三七番地先から古田町高須四五五番地先まで	旧	二、七〇米	三一、五〇	
	新	三、八〇	三一、〇〇	

広島示告示第八十一号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基き公示する。

その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年六月二十七日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市告示第八十二号

昭和三十年七月五日

広島市長　渡　辺　忠　雄

第五十四回仮換地予定地変更指定中未発表のもの、第五十六回仮換地予定地変更指定並びに第三十四回未指定地補充換地予定地指定の発表について

一　広島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て仮換地予定地が決定したから、関係者は、東部復興事務所で、詳細承知されたい。

二　土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済のものにのみ送達する。なお、土地所有届をまだ提出していないものは、至急提出されたい。

三　今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所に協議の上取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、決定した仮換地予定地を取り消すことになることがあるから、是非連絡方実行願いたい。

四　前記仮換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追つて指定する。

記

1　第五十四回仮換地予定地変更指定中未発表のもの

土地所在 町名	地番	土地所有者 氏名
八丁堀	五三ノ一	田中　稔
〃	五三ノ二外一筆	〃
〃	五四ノ三	〃
〃	甲五六ノ二	〃
中島本町	一〇五ノ一〇九	中村哲二
平塚町	三三ノ五	広島市
土手町	一一外四筆	〃
〃	一三ノ一	〃
〃	一二外一筆	〃
鉄砲屋町	一九ノ三	井口久人
東千田町	四二八ノ九	中村哲二
平塚町	三三ノ一外三筆	広島市
〃	三三一	〃
〃	三三ノ四	〃
上柳町	一ノ一一	〃
〃	一ノ一二	〃
〃	一ノ一三	〃
〃	一ノ五	〃
〃	一ノ一四	〃

2　第五十六回仮換地予定地変更指定

土地所在 町名	地番	土地所有者 氏名
八丁堀	五三ノ二外一筆	田中　稔外三名
白島東中町	六五ノ一外一筆	広島市
〃	六七ノ二外一筆	〃
白島中町	五四ノ四外一筆	〃
〃	五四ノ三	〃
〃	四ノ一	〃
〃	四ク二	〃
〃	四ノ三	〃
〃	四ノ四	〃
〃	一ノ九	〃
〃	一ノ一〇	〃
上柳町	三ノ一	〃
〃	三ノ二	〃
鶴見町	五〇三ノ一	〃
〃	五〇三ノ三	〃
鉄砲屋町	一九ノ一	〃
〃	一九ノ二	〃
国泰寺町	一〇七ノ一	〃
〃	一〇七ノ二	〃
〃	一〇七ノ三	〃
〃	一〇七ノ四	〃
〃	一〇七ノ五	〃
雑魚場町	二〇一外三筆	〃
鶴見町	五一四ノ一	〃
〃	五一四ノ二	〃
〃	五一四ノ三	〃
鉄砲屋町	一九ノ四	〃
鶴見町	五〇一ノ一	〃

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
古田高須一号線	古田町高須四三七番地地先から古田町高須四五五番地地先まで	昭和三十年九月一日	

| | | |

（六月二十三日）

事務吏員　本田　尚　願により本職を免ずる（六月三十日）

助役　佐々木　銑　広島市水防協議会委員を命ずる

滝山　養　永原　芳雄　尾節　造明　星正　栗林　次司　反田　周平　横田　吉三　川吉　企造　池田　由周　昼　（各通）

事務吏員　小浦　実男　広島市水防協議会委員を委嘱する

事務吏員　橋本　健　西保健所予防課勤務を命ずる

事務吏員　笹野口　裕　地方公務員法第二十八条第二項第一号により昭和三十一年二月二十日まで休職を命ずる

事務吏員・森保　秀俊　一般職の職員の給与に関する条例第十三条の二第二項により昭和三十一年二月二十九日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する

事務吏員　峠　増太郎　休職の期間を昭和三十年八月三十一日まで更新する

事務吏員　藤田　松雄　一般職の職員の給与に関する条例第十三条の二第二項により昭和三十年八月三十一日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する

事務吏員　川原　正水　休職の期間を昭和三十年十月三十一日まで更新する

事務吏員　藤田　松雄　一般職の職員の給与に関する条例第十三条の二第二項により昭和三十年十月三十一日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する

事務吏員　峠　増太郎　休職の期間を昭和三十年十二月三十一日まで更新する

一般職の職員の給与に関する条例第十三条の二第二項により昭和三十年十二月三十一日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する（以上七月一日）

事務吏員　藤田　松雄　広島平和記念館事務所勤務を命ずる

事務吏員　川原　正水　総務局総務課勤務を命ずる（以上七月五日）

事務吏員　広島市史編修委員会書記を免ずる

事務吏員　広島市史編修委員会書記を命ずる（以上七月六日）

広島市技術吏員に任命する

技師に補する

十級一号給を給する

東保健所予防課勤務を命ずる（七月十五日）

◎雑報

戸籍上の市勢について

（昭和三十年六月末日現在）

種別	件数	同上一日分 最大	同上一日分 最少	同上一日分 平均	前年同期件数	増△減	差引
婚姻	二五〇（二六八）	一六（一七）	一（一）	八・三三（四・六）	二三一（一三九）	△一一	二九
離婚	三三（三三）	四（四）	一（一）	一・〇六（〇・七三）	四六（一七）	△	一四（五）
出生 男	二六一（二四五）	一七（一五）	一（一）	八・七（一五）	二三五（一七六）	△	二六（三）
出生 女	二〇八（二四一）	一三（一四）	三（三）	六・九二（一三六）	二〇四（二四五）	△	四（四）
出生 計	四六九（四八六）	二八（二九）	七（七）	一五・六三（二八・六）	四三九（四〇三）	△	三〇（二六）
死亡 男	八（一三）	五（四）	一（一）	二・九三（〇・九）	一〇五（四二）	△	七五（七）
死亡 女	九（二〇）	八（四）	一（一）	二・九三（一）	八五（三）	△	四（九）
死亡 計	一七（三三）	一九（八）	二（二）	五・九（一九）	一九〇（六三）	△	一三（六）

一　市内の出生と死亡から見た増数

男、一七三人　女、一一九人　計二九二人

一日平均　九、七三人

二　前年右同

男、一三〇人　女、一一九人　計二四九人

一日平均　八、三人

三　（　）は事件発生地から本籍地である本市へ郵送届出たもの

住民登録人口及び世帯数について

（昭和三十年六月末日現在）

区分	五月末日現在数 世帯	人口 男	人口 女	人口 計	増加 転入	増加 出生	増加 計	減少 転出	減少 死亡	減少 計	差引増 六月末日現在数 世帯
	九二、八五〇	一八〇、六四〇	一八三、二八〇	三六三、九二〇	一、二六三	一	一、二六三	一、二三三	三	一、二三六	一三七	九二、九八七
		一、八二〇	一、一〇三	二、九二三	三二	一六七	一、九八一	一、三〇〇	七八	一、三七八	三三	
		一、七七一	一、一六〇	二、九三一	三八	一六八	一、九三九	一、一九八	七八	一、二七六	三四	
		一、七七一	一、一六〇	二、九三一	三八	一六八	一、九三九	一、二三三	三	一、二三六	一三七	
		一八〇、七六三	一八三、二四四	三六四、〇〇七								

雑報

広島市教職員組合の役員の改任について昭和三十年五月七日付及び同年六月八日付次のとおり登録事項を変更した。

執行委員長	日山　光夫	
副執行委員長	城実　辰夫	
書記長	空松　治達	
書記次長	小藤　勝博	
会計委員	安清　水隆	
執行委員	南口　収	
〃	山田　忠之	
〃	楠浦　満治	
〃	三岡　剛正	
〃	迫金子　治夫	
〃	田辺　豊子	
〃	昆谷　俊夫	
監査委員	藤田　覚	
〃	重谷　夫	

広島市報

第1112号

発行　昭和30年8月20日（土曜日）

発行所　広島市役所　広島市国泰寺町三九

【目　次】

◎規　則

広島市被服貸与規則の一部改正……一
広島市母子寡婦使用料徴収条例施行規則の一部改正……二
広島市手数料規則の一部改正……二
広島市公印保管使用規則の一部改正……二
広島平和記念資料館条例施行規則……二

◎告　示

建築許可に関する公開聴聞について……四
臨時市議会の招集について……四
臨時市議会付議事件について……四
計量器定期検査について……四
歳入出予算追加について……五
出納事務の一部委任について……七
建築許可に関する公開聴聞について……七
広島平和記念都市建設法第五条第一項の規定による土地区画整理設計変更について……七

◎市議会案項

議決事項……七

◎辞　令

◎選　挙

戸別上の市勢について……九

◎規　則

広島市被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年七月二十一日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第二十五号

広島市被服貸与規則の一部を改正する規則

広島市被服貸与規則（昭和二十五年一月十六日広島市規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（非常勤の職員及び臨時に雇用される者を除く。）」を「（常勤職員以外の臨時又は非常勤の職員を除く。）」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

自動車運転手	守衛	被貸与者	貸与品及びその使用期間	
			初子一式	更衣
三	三	船長及び船舶乗組員（船舶衛生管理者及び船舶衛生巡視員を含む。）	三年	一年
二	二	甲板員及び機関士	一年	一年
三	三	甲板員及び機関士	二年	一年
一	一	作業員	一年	一年

住民登録人口及び世帯数について……一〇

◎告　示

広島市母子寡婦使用料徴収条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市規則第二十六号

広島市母子寡婦使用料徴収条例施行細則の一部を改正する規則

広島市母子寡婦使用料徴収条例施行細則（昭和二十七年広島市規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「防鉄夫」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第二（第三条関係）

形状図三、金額（円及び銭）

職種	金額	形状図
防鉄夫	一	一

◎告　示

准看護婦試験施行規則第三条第一項の規定により、准看護婦試験を次のとおり行なう。

昭和三十年八月二十日

広島市長　渡辺忠雄

一　試験の種類

准看護婦試験

二　試験の科目

イ　学科試験

(1)　衛生一般

(2)　解剖生理

(3)　病理

(4)　薬理

(5)　看護法

(6)　関係法規

ロ　実地試験

(1)　看護法

(2)　消毒法

(3)　包帯法

(4)　注射法

(5)　採血法

(6)　採尿法

(7)　浣腸法

(8)　罨法

(9)　湿布法

(10)　吸入法

(11)　体温、脈搏、呼吸及び血圧測定法

(12)　氷嚢法

(13)　温浴法

(14)　清拭法

(15)　洗髪法

(16)　口腔清浄法

(17)　褥瘡予防法

(18)　患者の移動及び運搬法

(19)　ベッドメーキング

(20)　患者の食事法

(21)　患者の排泄物の始末法

(22)　患者の観察法

(23)　病室の整理及び清掃法

(24)　病室の消毒法

(25)　看護記録

三　試験の日時

イ　学科試験

昭和三十年十月十日（月曜日）午前九時から

ロ　実地試験

昭和三十年十月十一日（火曜日）午前九時から

四　試験の場所

広島市役所

五　受験願書の提出期間

昭和三十年九月一日から同月十日まで

六　受験願書の提出先

広島市役所衛生課

七　受験願書の様式

様式図のとおり

様式図

（表）

准看護婦試験受験願書

写真（縦四センチメートル、横三センチメートル）

一　本籍

二　住所

三　氏名

四　生年月日

五　学歴

六　職歴

七　現在の職業

八　准看護婦試験規則第三条第一項第二号又は第三号の規定による試験を受けようとする者は、その旨

右のとおり准看護婦試験を受けたいので願書を提出します。

年　月　日

広島市長　殿

（裏）

一　准看護婦試験規則第三条第一項第二号の規定による試験を受けようとする者は、准看護婦試験規則第二条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを証する書類

二　准看護婦試験規則第三条第一項第三号の規定による試験を受けようとする者は、准看護婦試験規則第二条第一項第三号に該当する者であることを証する書類

三　准看護婦試験規則第三条第一項第二号又は第三号の規定による試験を受けようとする者は、准看護婦試験規則第二条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを証する書類

◎告　示

広島市手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年八月二十日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第二十七号

広島市手数料規則の一部を改正する規則

広島市手数料規則（昭和二十六年広島市規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「（非常勤の職員及び臨時に雇用される者を除く。）」を「（常勤職員以外の臨時又は非常勤の職員を除く。）」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

種別	金額
自動車運転手	一、五〇〇円
守衛	一、五〇〇円
船長及び船舶乗組員（船舶衛生管理者及び船舶衛生巡視員を含む。）並びに機関士	一、五〇〇円
甲板員及び機関士	一、五〇〇円
作業員	一、五〇〇円
准看護婦試験規則第二条第一項第一号又は第二号に該当する者	一、五〇〇円
准看護婦試験規則第二条第一項第三号に該当する者	一、五〇〇円
准看護婦試験規則第三条第一項第二号又は第三号の規定による試験を受けようとする者	一、五〇〇円
准看護婦試験規則第二条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを証する書類	一、五〇〇円
准看護婦試験規則第二条第一項第三号に該当する者であることを証する書類	一、五〇〇円
准看護婦試験規則第三条第一項第二号又は第三号の規定による試験を受けようとする者であることを証する書類	一、五〇〇円
電気工及び鍛冶工	一、五〇〇円
印刷及び製本工	一、五〇〇円
木工及び塗装工	一、五〇〇円
水道工	一、五〇〇円
冷蔵庫において勤務する現業員	一、五〇〇円
准看護婦試験規則第三条第一項第二号又は第三号の規定による試験を受けようとする者であることを証する書類	一、五〇〇円
准看護婦試験規則第二条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを証する書類	一、五〇〇円
准看護婦試験規則第二条第一項第三号に該当する者であることを証する書類	一、五〇〇円
准看護婦試験規則第三条第一項第二号又は第三号の規定による試験を受けようとする者であることを証する書類	一、五〇〇円
電気工及び鍛冶工	一、五〇〇円
印刷及び製本工	一、五〇〇円
木工及び塗装工	一、五〇〇円
水道工	一、五〇〇円
冷蔵庫において勤務する現業員	一、五〇〇円
火夫及び火夫見習	一、五〇〇円
船舶乗組の現業員及び准現業員	一、五〇〇円
従しゅ事する現業員及びその准現業員	一、五〇〇円
従しゅ事する現業員及び

昭和三十年七月二十二日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第二十六号

広島市母子寮使用料徴収条例施行細則の一部を改正する規則

広島市母子寮使用料徴収条例施行細則（昭和二十五年一月十二日広島市規則第六十一号の三）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表納額告知書（第一号様式）」を「別記第一号様式による納額告知書」に改める。

第五条中「別表母子寮使用料徴収簿（第二号様式）」を「別記第二号様式による徴収簿」に改める。

第一号様式及び第二号様式をそれぞれ次のように改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年七月二七六日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第二十七号

広島市手数料規則の一部を改正する規則

広島市手数料規則（昭和二十六年六月一日広島市規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2　前項の手数料は、特に必要があると認めるときは減免することがある。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市公印保管使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年八月一日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第二十八号

広島市公印保管使用規則の一部を改正する規則

広島市公印保管使用規則（昭和二十七年広島市規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

2　徴税令書、督促状その他別に定める文書には、印影の印刷により、公印の押なつに代えることができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島平和記念資料館条例施行規則をここに公布する。

昭和三十年八月六日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第二十九号

広島平和記念資料館条例施行規則

（休館日及び開館時間）

第一条　広島平和記念資料館（以下「資料館」という。）の休館日及び開館時間は、左のとおりとする。但し、都合により変更し、又は臨時に休館することがある。

一　休館日

十二月二十九日から翌年一月三日まで

二　開館時間

午前九時から午後四時三十分まで

（観覧券の交付）

第二条　広島平和記念資料館条例（昭和三十年広島市条例第二十三号。以下「条例」という。）第四条第一項の規定により観覧料を納付した者に対しては、別記第一号様式による観覧券を交付する。

（優待観覧券及び招待券の発行）

第三条　市長は、特別の事由があると認める者に対して、優待観覧券又は招待券を発行することがある。

（調査研究の手続）

第四条　条例第六条第一項の規定による特別の調査研究をしようとする者は、別記第二号様式による許可申請書を市長に提出しなければならない。

（資料の出品、寄託及び寄贈の手続）

第五条　資料館に原子爆弾による被災物その他の資料を出品、寄託又は寄贈しようとする者は、別記第三号様式による申込書を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2　出品又は寄託の資料を受け取つたときは、別記第四号様式による証書を交付する。

（出品、寄託及び寄贈資料の取扱）

第六条　出品又は寄託を受けた資料の取扱については、資料館所蔵の資料と同一の方法による。

2　寄贈を受けた資料には、寄贈者の氏名、由来その他必要な事項を記載する。

（出品及び寄託資料の返還）

第七条　出品又は寄託を受けた資料の返還は、第五条第二項の規定による証書と引替に行う。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第一号様式

（個人用）

観覧料　二十円（又は十円）

平和記念資料館観覧券　発行　年　月　日

（一人一回限り有効）

広島市　昭和

備考

一　本観覧券は、百枚をもつて一冊とし、冊には、一連の冊番号を付するものとする。

二　二十円券に使用する用紙は、白色、十円券に使用する用紙は、赤色とする。

（団体用）

正（又は副）　（学生、生徒又は児童の団体）　一般団体）

平和記念資料館観覧券　No.　発行　年　月　日

（観覧料　円）

（一回限り有効　人）

広島市　昭和

備考　本観覧券は、二枚複写とし、正券は、正券は、団体の代表者に交付し、副券は、控として発行者において保管するものとする。

別記第二号様式

資料調査研究許可申請書

研究者の住所及び氏名	
品名及び数量	
目的	調査研究の期日
方法	
その他	

右のとおり広島平和記念資料館の資料について特別の調査研究をしたいので、申請します。

昭和　年　月　日

右申請者　住所

氏名　㊞

広島市長殿

別記第三号様式

資料寄贈出品寄託申込書

出品(寄託)(寄贈)者の住所氏名	
品名及び数量	個　特徴
出品(寄託)(寄贈)資料の由来その他参考事項	
出品(寄託)の期間	

右のとおり広島平和記念資料館に資料を出品寄託寄贈したいので、申し込みます。

昭和　年　月　日

右申込者　住所

氏名　㊞

広島市長殿

別記第四号様式

第　号

資料預り受託証

出品(寄託)者の住所及び氏名	
品名及び数量	個　特徴
出品(寄託)の年月日	昭和　年　月　日
出品(寄託)期間満了の年月日	昭和　年　月　日
その他	

右のとおり広島平和記念資料館に資料の出品寄託を受けましたことを証します。

昭和　年　月　日

広島市長　氏名　㊞

殿

◎告示

広島市告示第八十二号の二

第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条第一項但書の規定による建築許可について同法第五十四条

昭和三十年七月十九日

広島市長　渡　辺　忠　雄

一　開催日時	昭和三十年七月二十二日午後一時三十分
二　開催場所	広島市国泰寺町三九番地　浅野図書館第四閲覧室
三　申請者住所	広島市国泰寺町六七番地
四　申請者氏名	中国日産民生ジーゼル株式会社　代表取締役　桑田茂
五　建築場所	広島市大手町九丁目二三四番地の一四
六　用途概要	自動車整備工場　木造平家建、六〇九、八七平方メートル　動力二五馬力
由域　住居地域	
理地　当該建築物は建築基準法第四十九条第一項（別表第一(い)項第二号）の建築制限に該当するので同条同項但書の規定による許可に関し行うものである。	

広島市告示第八十三号

左記の通り臨時広島市議会を招集する。

昭和三十年七月二十日

広島市長　渡　辺　忠　雄

記

一　招集日時　昭和三十年七月二十七日午後一時

二　招集場所　広島市役所

広島市告示第八十四号

七月二十七日招集の臨時広島市議会に付する事件は、左記の通りとする。

昭和三十年七月二十一日

広島市長　渡　辺　忠　雄

記

一　議員の選挙について	
一　安芸郡府中町外一市二箇村立府中中学校組合の議会の議員の選挙について	
一　昭和三十年度広島地区幹線道路細街路修正について	
一　昭和三十年度広島地区幹線道路細街路修正について	
一　昭和三十年度広島地区幹線道路細街路修正

	5 需用費	2,315,000	52,000	2,367,000	⑬ 食糧費	27,000	食糧費	27,000	
					⑳ 借料及損料	25,000	会場その他借上料	25,000	
	6 補償金及補填金	—	266,000	266,000	㉛ 補償金及補填金	266,000	補償金	266,000	
20 原爆死没者納骨所設置費		1,560,000	400,000	1,960,000					
	3 報償費	—	12,000	12,000	⑧ 報償費	12,000	謝金及賞与金	12,000	
	4 需用費	1,549,000	388,000	1,937,000	㉒ 委託料	200,000	委託料	200,000	
					㉔ 請負費	188,000	請負費	188,000	納骨所増築その他工事費
17 諸支出金		487,880,000	587,000	488,467,000					
12 平和記念資料館費		—	353,000	353,000					
	1 賃金	—	11,000	11,000	⑨ 賃金	11,000	人夫賃	11,000	1人260円 延40人分
	2 需用費	—	341,000	341,000	⑪ 消耗品費	45,000	文具費	3,000	
							消耗機材費	42,000	
					⑫ 燃料費	7,000	燃料費	7,000	
					⑬ 食糧費	1,000	食糧費	1,000	
					⑭ 印刷製本費	50,000	印刷製本費	50,000	
					⑮ 光熱水料	30,000	光熱水料	30,000	
					⑯ 通信運搬費	2,000	通信運搬費	2,000	
					㉘ 借料及損料	1,000	自動車その他借上料	1,000	
					㉒ 委託料	1,000	委託料	1,000	
					㉕ 修繕料	1,000	修繕料	1,000	
					㉖ 備品費	158,000	庁用器具費	158,000	
					㉖ 原材料費	45,000	諸資材費	45,000	
	3 保険料	—	1,000	1,000	㉝ 保険金	1,000	保険料	1,000	失業その他保険料
13 原爆資料特別公開展示会費		—	234,000	234,000					
	1 報償費	—	18,000	18,000	⑧ 報償費	18,000	謝金及賞与金	18,000	
	2 賃金	—	16,000	16,000	⑨ 賃金	16,000	臨時雇員給	6,000	1人260円 延9人分 1人350円 延10人分
							人夫賃	10,000	1人260円 延30人分 1人600円 延2人分
	3 需用費	—	200,000	200,000	⑪ 消耗品費	50,000	消耗機材費	50,000	
					㉝ 保険金	150,000	保険料	150,000	
歳出合計		2,634,750,000	1,325,000	2,636,075,000					

歳入歳出差引残金なし

広島市告示第八十七号の二

広島市収入役の権限に属する非務のうち、広島平和記念資料館において、同館の観覧券売に伴う現金収納非務を広島市平和記念施設管理非務所に勤務する出納員に委任させた。

昭和三十年八月六日

広島市長　渡辺忠雄

広島市告示第八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和三十年八月八日

広島市長　渡辺忠雄

一　聞催目　昭和三十年八月十一日午後一時三十分

二　聞催場所　広島市国泰寺町三丁目三八番地

三　申請者住所、氏名　北海道函館市弥生町四四番地　広島大学学長　岡崎卓郎

四　建築場所　広島市段原中町字西地四〇一番地の一

五　建築物の種類及び構造　木造二階建延九七坪

六　用途　映画館

広島市告示第八十九号

昭和三十年八月九日

広島平和記念都市建設非業東部復興土地区画整理施行者

広島市長　渡辺忠雄

広島平和記念都市建設非業東部復興土地区画整理設計変更について

昭和三十年三月三十一日別紙のように変更した。その関係図書は、広島市建設局東部復興非務所に備え一般の縦覧に供する。

◎市議会事項

議決報告

議決事項（七月二十八日）

一、決議案第一号　原水爆禁止世界大会支持決議案　決定

一、発議　戦傷病者、戦没者遺家族援護法の一部を改正する法律案に関する意見書について　決議

（七月三十日）

一、決議案第二号　市営競輪設置促進決議案　決定

（八月一日）

一、第八十一号議案　昭和三十年度広島市歳入出予算追加

一、第八十二号議案　広島市非務分掌条例の一部を改正する条例　原案可決

一、第八十三号議案　広島市の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について　原案可決

一、第八十四号議案　地方自治法第百八十条第一項の規定による市長の専決処分非訳に関する条例の一部を改正する条例制定について　原案可決

一、第八十五号議案　広島市平和記念施設管理非務所条例制定について　原案可決

一、第八十六号議案　広島平和記念資料館条例制定について　原案可決
一、第八十七号議案　広島市競輪場条例の一部を改正する条例制定について　原案可決
一、第八十八号議案　財産の取得について　原案可決
一、第八十九号議案　市道路線の認定について　原案可決
一、第九十号議案　予算義務負担の契約締結の同意について　同意
一、第九十一号議案　契約締結の同意について　同意
一、第九十二号議案　昭和三十年度第四期水道拡張工事中一部工事委託協定締結の同意について　同意
一、第九十三号議案　契約締結の承認について　承認
一、第九十四号議案　契約締結の承認について　承認
一、第九十五号議案　契約締結の承認について　承認
一、安芸郡府中町外一市二箇村立府中中学校組合の議会の議員の選挙について　任都栗司
　伊藤忠男　当選
一、懲罰委員会の委員並びに正副委員長の選任について　議長一任に決定
一、請第一号　白島地区幹線道路補修について　建設委員会付託閉会中審査
一、請第二号　鉄砲町町界変更反対について　建設委員会付託閉会中審査
一、請第三号　南大橋架設について　建設委員会付託閉会中審査
一、請第四号　失業対策事業就労者に対する夏期手当等の支給について　採択

⊙辞令

（市長事務部局）

広島市市有財産評価委員会常任委員を命ずる（六月十六日）
　助役　佐々木銑

広島市条例第十八条第二項第一号により昭和三十年十一月三十日まで休職を命ずる（六月二十四日）
　広島市事務吏員　坪谷照雄

広島市条例第十八条第二項第一号により昭和三十一年一月四日まで休職を命ずる。
一般職の職員の給与に関する条例第十三条の三第二項の規定により昭和三十一年一月四日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する（七月五日）
　広島市事務吏員　畑本進

地方公務員法第二十八条第二項第一号により昭和三十年十一月三十日まで休職を命ずる
一般職の職員の給与に関する条例第十三条の三第二項により昭和三十年十一月三十日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する（以上八月一日）
　助役　佐々木銑
　消防吏員　石井博

広島市表彰審査委員会を委嘱する（以上八月四日）
（各通）
　教育長　宮川造六
　市議会議員　杉村政太郎
　〃　伊藤忠男
　〃　山田辰実
　田中好一
　山本実一
　小川早苗

広島市表彰審査委員会委員を委嘱する（以上八月四日）
（水道局）
　広島市事務吏員　坪谷照雄

休職の期間を昭和三十年十二月二十三日まで更新する
一般職の職員の給与に関する条例第十三条の三第二項の規定により昭和三十年十二月二十三日まで給料及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する。（六月二十四日）
　広島市事務吏員　畑本進

地方公務員法第十八条第二項第一号により昭和三十一年一月四日まで休職を命ずる。
一般職の職員の給与に関する条例第十三条の三第二項の規定により昭和三十一年一月四日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する（七月五日）

（教育委員会）
　広島市教育委員会事務局事務職員　木内義輝

総務課勤務を命ずる
兼ねて指導課勤務を命ずる
　広島市教育委員会事務局事務職員　杉本達雄

広島市立三篠小学校勤務を命ずる
　広島市教育委員会事務局事務職員　田中耕作

広島市立江波中学校勤務を命ずる
　広島市教育委員会事務局事務職員　原田一栄

広島市児童図書館主任を命ずる
　広島市教育委員会事務局事務職員　宍戸信一

広島市立尾長小学校勤務を命ずる
　広島市教育委員会事務局事務職員　佐々木正

広島県広島基町高等学校勤務を命ずる（以上七月六日）
　広島市性病予防吏員　八島秋次郎

広島市性病予防吏員を免ずる
　事務吏員　辻隆

広島市性病予防吏員を免ずる
広島市環境衛生監視員を命ずる
広島市医療監視員を命ずる（以上七月二十一日）
　助役　佐々木銑

広島市水道事業管理者を命ずる
　事務吏員　難波巌

競輪競馬事務局長を命ずる
　事務吏員　江口松芳

広島市市有財産評価委員会常任委員を免ずる
　事務吏員　加藤政夫

広島市市有財産評価委員会臨時委員を免ずる
　事務吏員　江口松芳

広島市水防協議会委員を免ずる（以上七月二十二日）
　土本篤士

広島市技術吏員に任命する
技手に補する
八級四号給を給する
西保健所総務課勤務を命ずる
　技術吏員　向井秀夫

願により本職を免ずる
　技術吏員　本永数恵

建設局東部復興事務所工務課長を免じ建設局東部復興事務所工務課勤務を命ずる
　技術吏員　住田春男

建設局東部復興事務所工務課長事務代理を免じ同課長兼務を命ずる
　技術吏員　小川文子

西保健所総務課兼務を命ずる
　技術吏員　土本篤士

広島市あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法第十条の規定による戸籍上の市勢について（昭和三十年七月末日現在）

◉雑報

種別	任数	同上一日分		前年同期任数	差引増△減
		最大	最少	平均		
婚姻	一〇二（一〇四）	一五（一五）	一（一三）	六五一（三三五）	一八六（一〇九）	△一六（一五）
離婚	四五（一三）	四（二）	一（一）	一四五（一〇四三）	五四（二九）	△九（一六）
出生 男	一四三（五三）	一八（七）	一（一）	七八三（一七）	一七四（四七）	△三一（六）
出生 女	一二一（三六）	一八（六）	一（一）	六八（一一六）	一四九（四九）	△二八（一三）
出生 計	四四四（八九）	三六（一四）	一（一）	一四六（二八七）	三二三（九六〇）	△九九（七）
死亡 男	一二五（三一）	九（五）	一（一）	三七（一）	九二（二四）	△二三（七）
死亡 女	七八（二八）	一〇（四）	一（一）	三五（一〇九）	七二（三〇）	△一六（一一）
死亡 計	二〇三（五九）	三五（七）	一（一）	七二（一九八）	一六二（五四）	△三九（五）

一、市内の出生と死亡から見た増数
　男　一三〇人、女一二四人計二五四人
　一日平均八、一九人
二、前年右同
　男　一八二人　女一七八人計三六〇人
　〃　一一、六人
三、（　）は事件発生地から本籍地である本市へ郵送届出たもの

住民登録人口及び世帯数について

（昭和三十年七月末日現在）

区分		六月末日現在数	増加 転入	増加 出生	増加 計	減少 転出	減少 死亡	減少 計	差引増	七月末日現在数
世帯		二六、六七〇	一〇、六〇一	一	一〇、六〇二	八四〇	二	八四二	一、七六〇	二八、四三〇
人口	男	一〇、六七〇	一〇、三五一	三七	一〇、三八八	九六五	七四	一〇、三九	三四九	一〇、〇一九
	女	一二、三三一	七九一	三六	八二七	六〇〇	七二	六七二	一五五	一二、三二六
	計	二三、〇〇一	一八〇	四三	一八二三	一、五六五	一四六	一、七一一	五〇四	二三、〇四五

（第113号）
3号
行
月20日
日）
所　役　所
町三九

◎条例

広島市報

第113号

発行
昭和30年9月20日
（火曜日）

発行所
広島市役所
広島市国泰寺町三九

【目次】

◎条例
広島平和記念資料館条例……一頁
地方自治法第百八十条第一項の規定による市長の専決処分事項に関する条例の一部改正……二
広島市事務分掌条例の一部改正……二
市長の附属機関の設置に関する条例の一部改正……二
広島市平和記念施設管理事務所条例……二
広島市競輪場条例の一部改正……三

◎規則
広島市事務組織規程の一部改正……三
広島市営財産管理委員会規則等を廃止する規則……四
広島市産業都市建設審議会規則……四
広島市平和記念施設運営委員会規則……五
広島市南千田町埋立地払下処理委員会規則……五
広島市競輪実施規則の一部改正……六
広島市競輪特殊競走実施規則……六
市長の消防服制に関する規則……七
傷い疾病に因る退職等の場合の退職手当に関する規則の一部改正……八
広島市産業都市建設審議会規則の一部改正……八
広島市公印保管使用規則の一部改正……九
母子住宅条例施行規則……九

◎告示
建築基準法による道路の位置の指定について……一〇
道路の区域の変更について……一〇
市道の供用開始について……一〇
建築許可に関する公開聴聞について……一一
計量器定期検査について……一一
建築許可に関する公開聴聞について……一二
第五十七回仮換地変更指定、第三十五回仮換地充指定及び仮換地借地権指定取消の発表について……一六
市道路線の認定について……一七
道路の区域の変更について……一七
定例市議会招集について……一八

◎訓令
社会保険広島市民病院処務規程の一部改正……一八
事務組織の変更に伴う職員の勤務替について……一八
広島市事務決裁規程の一部改正……一八
広島市平和記念施設管理事務所処務規程……一九

◎教育委員会事項
広島市教育委員会事務局課長専決規程の一部改正……一九

◎辞令
◎雑報
戸籍上の市勢について……二六
住民登録人口及び世帯数について……二六

◎条例

広島平和記念資料館条例をここに公布する。

昭和三十年八月六日

広島市長　渡邊忠雄

広島市条例第二十三号

広島平和記念資料館条例

（設置）

第一条　本市に広島平和記念資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（位置）

第二条　資料館は、広島市材木町に置く。

（事業）

第三条　資料館は、左に掲げる事業を行う。

一　原子爆弾による被災に関する物件、模型、写真、記録、文献その他の資料を収集し、保管し、及び展示すること。

二　原子爆弾による被災に関する調査及び研究を行うこと。

三　原子爆弾による被災に関する案内書、解説書、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

四　その他市長において必要と認めること。

（観覧料）

第四条　資料館に展示する資料を観覧しようとする者は、別表に掲げる額の観覧料を前納しなければならない。

2　六歳未満の者については、前項の観覧料は、無料とする。

第五条　資料館に特別の資料を展示した場合においては、前条第一項に規定する観覧料の額は、市長がその都度定める額とする。

2　市長は、前条の規定により特別の資料を展示した場合の観覧料を定めたときは、その額を告示しなければならない。

(特別の調査研究及び特別観覧料)
第六条　資料館に展示又は保管する資料について、特別の調査研究をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
2　前項の規定による許可を受けた者は、一回一点につき五十円の特別観覧料を前納しなければならない。
(観覧料の減免)
第七条　市長は、特別の事由があると認めるときは、観覧料及び特別観覧料を減免することができる。
(入館の制限)
第八条　左の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることがある。
一　伝染性の病気にかかり、又は精神に異常があると認める者
二　資料を損傷し、他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
三　秩序又は風俗をみだす虞があると認める者
四　管理上必要な指示に従わない者
五　その他管理上支障があると認める者
(観覧者の損害賠償義務)
第九条　観覧者（資料について、特別の調査研究をする者を含む。）が資料館の資料、建物、備品等をき損又は滅失したときは、市長の認定に基き、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
(貸出の制限)
第十条　資料館の資料は、貸出を行わない。但し、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。
(資料の出品、寄託及び寄贈)
第十一条　資料館は、原子爆弾による被災物その他の資料の出品、寄託又は寄贈を受けることができる。
2　天災事変その他避けることのできない事由により、出品又は寄託を受けた資料がき損又は滅失することがあつても、市は、その賠償の責に任じない。
(委任規定)
第十二条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

一　個人で観覧する場合

区分	単位	金額
十三歳以上の者	一人一回につき	二十円
十三歳未満の者	一人一回につき	十円

二　団体で観覧する場合

区分	単位	金額
学生、生徒又は児童の団体	一人一回につき	五円
その他の団体	一人一回につき	十円

備考　団体とは、三十人以上の団体をいう。

地方自治法第百八十条第一項の規定による市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年八月六日

広島市長　渡　邊　忠　雄

広島市条例第二十四号

地方自治法第百八十条第一項の規定による市長の専決処分事項に関する条例（昭和二十八年広島市条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「自動車課」、「調査課」及び「計画課」を削る。

第二条中市長室の分掌事務に次の二号を加える。

四　産業都市建設審議会に関すること。

五　庁用乗用自動車に関すること。

第二条中総務局総務課の分掌事務第七号を第八号とし、第八号を第九号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　統計調査に関すること。

第二条中建設局総務課の分掌事務に次の二号を加える。

五　都市計画に関すること。

六　工事関係技術の連絡調整に関すること。

第二条中自動車課、調査課及び計画課の項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年八月十八日

広島市長　渡　邊　忠　雄

広島市条例第二十六号

市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

市長の附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「

広島市産業都市建設審議会	市長の諮問に応じ、産業都市の建設に関する重要な施策、計画等につき調査審議し、これらの事項について市長に建議すること。
広島市平和記念都市建設協議会	市長の諮問に応じ、広島平和記念都市建設法に基く建設計画及び建設事業の促進と完成に関し協議すること。
広島市平和記念施設運営委員会	市長の諮問に応じ、平和記念施設の運営に関する重要な事項を審議すること。

」を

に改め、

広島市寄附財産管理委員会、広島市失業対策事業就労者就職資金貸付審査会、広島市更生資金運営審議会及び広島市消防委員会の項を削る。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　広島市公会堂条例（昭和三十年広島市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

広島市平和記念施設管理事務所条例をここに公布する。

昭和三十年八月十八日

広島市長　渡　邊　忠　雄

広島市条例第二十七号

広島市平和記念施設管理事務所条例

(設置)

第一条　広島市平和記念施設の管理を行うため、広島市平和記念施設管理事務所（以下「管理事務所」という。）を設置する。

(位置)

第二条　管理事務所は、広島平和記念館内に置く。

(所掌事務)

第三条　管理事務所において取り扱う事務は、左のとおりとする。

一　広島平和記念館、広島市公会堂及び広島平和記念資料館の管理に関すること。

二　慰霊碑並びに平和記念公園及びその区域内の諸設備の管理に関すること。

(職員)

第四条　管理事務所に所長その他所要の職員を置く。

2　所長は、上司の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3　職員は、所長の命を受け、事務、技術又はその他の職務に従事する。

(委任規定)

第五条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

◎規　則

広島市事務組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年八月十八日

広島市長　渡　邊　忠　雄

広島市規則第三十号

広島市事務組織規程の一部を改正する規則

広島市事務組織規程（昭和二十九年広島市規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項但書を削る。

第四条第四項を削る。

第四条の次に次の一条を加える。

(室の事務局)

第四条の二　条例第一条に規定する室に、第二条第二項に定めるもののほか、事務局を置く。

2　前項の事務局に事務局長を置く。

3　事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を掌理する。

第五条中「市長室　を「市長室　に改め、

秘書係
連絡係
広報係」

を「総務課　に改め、

庶務係
文書係
統計係」

「自動車課」を削る。

第五条中「総務課　を「総務課　に改め、

庶務係
文書係」

を「自動車課　に改め、

庶務係
文書係
統計係」

広島市競輪場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年八月十九日

広島市長　渡　邊　忠　雄

広島市条例第二十八号

広島市競輪場条例の一部を改正する条例

広島市競輪場条例（昭和二十七年広島市条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　選手を宿泊させることを目的とするもの

第五条を次のように改める。

「調査課」を削る。

第五条中「社会課　を「社会課　に改
庶務係　庶務係
福利係　福利係
援護係」　援護係
国民健康保険調査係」
を「総務課　を「総務課　に改め、
庶務係　庶務係
経理係　経理係
土地係」　計画係
土地係」
「計画課を削る。
調査係
計画係」

第六条を次のように改める。

（事務所に置く課、室課の係等の分掌事務）

第六条　事務所に置く課及び課（局に属しない課を除く。）の係の分掌事務については、局長が、室又は局に属しない課の係及び事務局の分掌事務については、室長又は課長が市長の承認を得て定める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　広島市市勢調査区設置規則（昭和二十四年十月一日広島市規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「調査課」を「総務課」に改める。

第八条中「調査課長」を「総務課長」に改める。

広島市寄附財産管理委員会規則等を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十年八月十八日

広島市長　渡邊忠雄

広島市規則第三十一号

広島市寄附財産管理委員会規則等を廃止する規則

左に掲げる規則は、廃止する。

一　広島市寄附財産管理委員会規則（昭和二十八年広島市規則第四十六号）

二　広島市平和記念都市建設協議会規則（昭和二十八年広島市規則第五十八号）

三　広島市失業対策事業就労者就職資金貸付審査会規則（昭和二十八年広島市規則第五十六号）

四　広島市更生資金運営審議会規則（昭和二十七年広島市規則第三十三号）

五　広島市消防委員会規則（昭和二十三年広島市規則第五号）

六　広島市公会堂運営委員会規則（昭和三十年広島市規則第五号）

七　広島市京橋会館入居者選考審議会規則（昭和二十九年広島市規則第五十八号）

八　広島市生活保護対策委員会規則（昭和二十九年広島市規則第十六号）

九　図書館建設委員会規則（昭和二十八年広島市規則第七十九号）

十　広島市火葬場建設委員会規則（昭和二十八年広島市規則第八十七号）

十一　広島市児童福祉審議会規則（昭和二十六年一月五日広島市規則第七十五号）

十二　広島市護国神社建設対策委員会規則（昭和二十八年広島市規則第九十三号）

十三　広島市供養塔建設対策委員会規則（昭和二十八年広島市規則第九号）

十四　広島市仏舎利塔建設対策委員会規則（昭和二十八年広島市規則第八号）

十五　広島市汚物処理対策委員会規則（昭和二十八年広島市規則第十五号）

十六　広島市吏員退隠料等審議会規則（昭和二十六年広島市規則第二号）

十七　広島市復興土地区画整理問題処理対策審議会規則（昭和二十九年広島市規則第六号）

十八　広島市電鉄問題対策委員会規則（昭和二十七年広島市規則第四十六号）

十九　広島市臨時伝染病防疫対策委員会規則（昭和二十七年広島市規則第五十八号）

三　広島市失業対策事業就労者就職資金貸付審査会規則（昭和二十八年広島市規則第五十六号）

四　広島市更生資金運営審議会規則（昭和二十七年広島市規則第三十三号）

五　広島市消防委員会規則（昭和二十三年広島市規則第五号）

六　広島市公会堂運営委員会規則（昭和三十年広島市規則第五号）

七　広島市京橋会館入居者選考審議会規則（昭和二十九年広島市規則第五十八号）

八　広島市生活保護対策委員会規則（昭和二十九年広島市規則第十六号）

九　図書館建設委員会規則（昭和二十八年広島市規則第七十九号）

十　広島市火葬場建設委員会規則（昭和二十八年広島市規則第八十七号）

十一　広島市児童福祉審議会規則（昭和二十六年一月五日広島市規則第七十五号）

十二　広島市護国神社建設対策委員会規則（昭和二十八年広島市規則第九十三号）

十三　広島市供養塔建設対策委員会規則（昭和二十八年広島市規則第九号）

十四　広島市仏舎利塔建設対策委員会規則（昭和二十八年広島市規則第八号）

十五　広島市汚物処理対策委員会規則（昭和二十八年広島市規則第十五号）

十六　広島市吏員退隠料等審議会規則（昭和二十六年広島市規則第二号）

十七　広島市復興土地区画整理問題処理対策審議会規則（昭和二十九年広島市規則第六号）

十八　広島市電鉄問題対策委員会規則（昭和二十七年広島市規則第四十六号）

十九　広島市臨時伝染病防疫対策委員会規則（昭和二十七年広島市規則第五十八号）

三　広島市失業対策事業就労者就職資金貸付審査会規則（昭和二十八年広島市規則第五十六号）

四　広島市更生資金運営審議会規則（昭和二十七年広島市規則第三十三号）

五　広島市消防委員会規則（昭和二十三年広島市規則第五号）

六　広島市公会堂運営委員会規則（昭和三十年広島市規則第五号）

七　広島市京橋会館入居者選考審議会規則（昭和二十九年広島市規則第五十八号）

八　広島市生活保護対策委員会規則（昭和二十九年広島市規則第十六号）

九　図書館建設委員会規則（昭和二十八年広島市規則第七十九号）

十　広島市火葬場建設委員会規則（昭和二十八年広島市規則第八十七号）

十一　広島市児童福祉審議会規則（昭和二十六年一月五日広島市規則第七十五号）

十二　広島市護国神社建設対策委員会規則（昭和二十八年広島市規則第九十三号）

十三　広島市供養塔建設対策委員会規則（昭和二十八年広島市規則第九号）

十四　広島市仏舎利塔建設対策委員会規則（昭和二十八年広島市規則第八号）

十五　広島市汚物処理対策委員会規則（昭和二十八年広島市規則第十五号）

十六　広島市吏員退隠料等審議会規則（昭和二十六年広島市規則第二号）

十七　広島市復興土地区画整理問題処理対策審議会規則（昭和二十九年広島市規則第六号）

十八　広島市電鉄問題対策委員会規則（昭和二十七年広島市規則第四十六号）

十九　広島市臨時伝染病防疫対策委員会規則（昭和二十七年広島市規則第五十八号）

広島市産業都市建設審議会規則をここに公布する。

昭和三十年八月十八日

広島市長　渡邊忠雄

広島市規則第三十二号

広島市産業都市建設審議会規則

（この規則の趣旨）

第一条　広島市産業都市建設審議会（以下「審議会」という。）の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に関しては、市長の附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第三条の規定に基き、この規則の定めるところによる。

（所掌事務）

第二条　審議会は、市長の諮問に応じ、産業都市の建設に関する重要な施策、計画等につき調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議するものとする。

（組織）

第三条　審議会は、三十人以内の委員をもつて組織する。

（委員）

第四条　委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

一　市職員

二　市議会議員

三　学識経験者

2　委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第五条　審議会に会長一人及び副会長二人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代理する。

（議事の手続）

第六条　審議会は、会長が招集する。

2　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第七条　審議会の庶務は、市長室において処理する。

（委任規定）

第八条　この規則に定めるものを除く外、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市平和記念施設運営委員会規則をここに公布する。

昭和三十年八月十八日

広島市長　渡邊忠雄

広島市規則第三十三号

広島市平和記念施設運営委員会規則

（この規則の趣旨）

第一条　広島市平和記念施設運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に関しては、市長の附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第三条の規定に基き、この規則の定めるところによる。

（所掌事務）

第二条　委員会は、市長の諮問に応じ、平和記念施設の運営に関する重要な事項を審議するものとする。

（組織）

第三条　委員会は、二十人以内の委員をもつて組織する。

（委員）

第四条　委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

一　市職員

二　市議会議員

三　学識経験者

2　委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第五条　委員会に委員長一人及び副委員長二人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　委員長は、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の定める順序により、その職務を代理する。

（議事の手続）

第六条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会）

第七条　委員会に、公会堂部会（以下「部会」という。）を置く。

2　部会は、広島市公会堂の運営に関する事項を審議するものとする。

3　部会は、市長の諮問に応じ、市長が指名する委員九人で構成する。

4　部会に部会長を置き、部会所属の委員の互選によつてこれを定める。

（庶務）

第八条　委員会の庶務は、広島市平和記念施設管理事務所において処理する。

（委任規定）

第九条　この規則に定めるものを除く外、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかつて定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市府千田町埋立地払下処理委員会規則をここに公布する。

昭和三十年八月十八日

広島市長　渡邊忠雄

広島市規則第三十四号

広島市南千田町埋立地払下処理委員会規則

（設置）

第一条　本市に広島市南千田町埋立地払下処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第二条　委員会は、市長の諮問に応じ、南千田町埋立地の払下について必要な事項を審議する。

（委員）

第三条　委員会は、若干人の委員をもつて組織する。

2　委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

一　市職員

二　市議会議員

三　学識経験者

（委員長及び副委員長）

第四条　委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。

2　委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3　委員長は、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第五条　委員会は、委員長が招集する。

（議事）

第六条　委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2　委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第七条　委員会の庶務は、総務局財務課において処理する。

（委任規定）

第八条 この規則に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市競輪実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年八月二十日

広島市長　渡　邊　忠　雄

広島市規則第三十五号

広島市競輪実施規則の一部を改正する規則

広島市競輪実施規則（昭和二十七年広島市規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「先頭責任制競走」を「先頭責任競走、ポイント・レース、実用車競走」に改める。

第三十五条中「又は複式競走車競走」を「複式競走車競走、先頭責任競走、ミス・アンド・アウト・レース又はポイント・レース」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市競輪特殊競走実施規則をここに公布する。

昭和三十年八月二十日

広島市長　渡　邊　忠　雄

広島市規則第三十六号

広島市競輪特殊競走実施規則

第一条 市が行う競輪で、その競走の方法が先頭責任競走又はミス・アンド・アウト・レースによるものの実施については、広島市競輪実施規則（昭和二十七年広島市規則第七十一号）による外、この規則の定めるところによる。

第二条 先頭責任競走は、別表に定める周回先頭責任賦課基準に基き、選手に周回先頭責任を賦課するものとする。

2　選手は、周回先頭責任数が一回の場合は、当該競走中のいずれかにおいてその責任を果さなければならない。

3　選手は、周回先頭責任数が二回以上で偶数の場合は、当該競走中ホームストレッチ及びバックストレッチにおける判定線の双方においてそれぞれ同回数の責任を果さなければならない。

4　選手は、周回先頭責任数が二回以上で奇数の場合は、その責任数から一を減じた回数についてはホームストレッチ及びバックストレッチにおける判定線の双方においてそれぞれ同回数の責任を、残りの一回についてはホームストレッチ又はバックストレッチにおけるいずれかにおいて責任を果さなければならない。

5　決勝線における先頭通過は、これを周回先頭責任数に加算しない。

第三条 先頭判定線（ホームストレッチ及びバックストレッチにおける判定線をいう。以下同じ。）に二人以上の選手が同時に到着し同着と判定された場合は、当該選手は、それぞれ周回先頭責任を一回果したものとみなす。

2　先頭判定線到着の判定は、選手の自転車の最前部が先頭判定線に到着した瞬間をもつて行う。

3　先頭判定線における判定は、写真を参考としない。

第四条 先頭責任競走の着順は、当該競走において賦課された周回先頭責任を完了した選手の決勝線に到着した順位によるものとし、周回先頭責任を完了しない選手については、周回先頭責任を完了した選手の次に先着順により決定する。

第五条 先頭責任競走においては、先頭賞は交付しない。

第六条 ミス・アンド・アウト・レースは、毎周又は二周目ごとにホームストレッチの判定線において最後尾の選手を除外して行き、出走選手の数が総出走選手の数の半数以下（端数は、切り上げるものとする。）となつたときにおいて残つた選手によつて競走路を二周して決定するものとする。

2　競走中落車し、又はバンクその他により自転車に重大な故障を生じた選手は、競走から除外するものとする。

但し、決勝線到着前二周の競走中においては、この限りでない。

3　除外選手に対する通告は、審判委員（審判長）が定める方法により行う。

第七条 前条第一項の規定による最後尾の選手の除外は、最後尾の選手の後輪部が判定線の垂直面を通過した瞬間をもつて判定する。

2　最後尾の選手が二人以上あつた場合は、当該選手は、全部除外するものとする。

3　除外の判定は、写真を参考としない。

第八条 第六条第一項又は第二項の規定により除外された選手は、直ちに競走を中止して、他の選手を妨害することなく内圏線の内側所定の場所に退避しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

周回先頭責任賦課基準表

出走人員 / 競走種目	四名	五名	六名	七名	八名	九名	十名	十一名	十二名	総回数
一、六〇〇米	二		一	一	一	一				七
二、〇〇〇米	二	二			一	一	一	一		九
二、四〇〇米	三	二	二				一	一	一	一一
二、八〇〇米	三	三	二	二					一	一三
三、二〇〇米	四	三		二	二					一五
三、六〇〇米	四		三		二	二				一七
四、〇〇〇米	五	四	三	三		二	二			一九
四、四〇〇米	五	四		三			二	二		二一
四、八〇〇米	六	五	四		三			二	二	二三
六、〇〇〇米	七	六	五	四			三		二	二九
八、〇〇〇米	一〇	八			五		四			三九
一〇、〇〇〇米	一二	一〇	八	七	六		五		四	四九

市長の消防服制に関する規則をここに公布する。

昭和三十年八月二十日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第三十七号

市長の消防服制に関する規則

市長の消防服制等に関する規則（昭和二十七年広島市規則第六十八号）の全部を改正する。

市長の消防服制は、別表の通りとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

上衣	地質	黒色又は濃紺の毛織物
	製式 前面	開襟劍襟胸部は二重とし、消防き章をつけた金色金属製ボタン各三個を二行につける。前面の左に二個右に一個のポケットをつけ、下部左右のポケットには、ふたをつける。形状は、図の通りとする。
	製式 胸章	黒色の台地に上下両縁に金線しゆうを施し、中央に平織金線及び銀色消防き章をつけ、その上部に流れ水形の銀モール三本を付した職名章を右胸部につける。形状及び寸法は、図の通りとする。
	製式 腕章	右腕に黒及び銀色しゆうを施した市章をつける。形状及び寸法は、図の通りとする。
	製式 袖章	幅三〇ミリメートルの黒色しま織線三条及び幅六ミリメートルのじや腹組金線一条を表半面にまとう。形状は、図の通りとする。
ズボン	地質	上衣と同様とする。
	製式	長ズボンとし、両もも及び右側後方に各一個のポケットをつける。形状は、図の通りとする。
外とう	地質	黒色又は濃紺の毛織物
	製式	開襟劍襟胸部は二重とし、消防き章をつけた金色ボタン各三個を二行につける。ポケットは、左右各一個とし、ふたをつける。背部に幅六〇ミリメートルの背帯をつける。腰部に頭きんどめの黒色ボタン五個及び黒色ボタン三個をつける。頭きんに外おおい一個に上衣に準ずる袖章をつける。形状は、図の通りとする。

盛夏衣上	地質	茶褐色の布					
	製式	前面	開襟（小開き式）地質と似た色のボタン四個を一行につける。ポケットは、胸部左右に各一個とし、ふたをつけボタンでとめる。形状は、図の通りとする。				
		肩部	外側の端を肩の縫目に縫い込み、襟側を地質と似た色のボタン一個でとめる。				
		袖	長袖カフスつきボタンどめとする。				
	ズボン 地質	上衣と同様とする。					
	ズボン 製式	長ズボンとし、両もも及び右側後方に各一個のポケットをつける。形状は、図の通りとする。					
帽	地質	黒色又は濃紺の毛織物					
	製式	円形とし、黒色の革製前ひさし及び黒色の革製あごひもをつける。あごひもの両端は、帽の両側において消防き章をつけた金色ボタン各一個でとめる。帽の周囲には、黒色斜子線及びじや腹組金線をつける。盛夏衣を着用する場合は、茶褐色の覆をつける。形状は、図の通りとする。					
	帽章	金色金属消防き章をモール製金色桜でかこむ。台地は、黒又は濃紺の毛織物とする。形状寸法は、図の通りとする。					
バンド		黒色の革、締輪を前金具の左右に各一個をつける。中央に消防き章をつける。形状寸法は、図の通りとする。					
半脚ん	地質	黒色の革					
半脚ん 製式		側面に三個のびじようをつけ、下部に靴底を回してとめるびじよう一個をつける。形状寸法は、図の通りとする。					

（図面省略）

広島市規則第四十号

傷い疾病に因る退職等の場合の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年八月三十一日

広島市長　渡邊忠雄

広島市規則第三十八号

傷い疾病に因る退職等の場合の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

傷い疾病に因る退職等の場合の退職手当に関する規則（昭和二十九年広島市規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三号中「百分の百」を「百分の八十から百分の百までの範囲内において任命権者が市長の承認を得て定めた割合」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年八月十八日から適用する。

広島市産業都市建設審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年九月五日

広島市長　渡邊忠雄

広島市規則第三十九号

広島市産業都市建設審議会規則の一部を改正する規則

広島市産業都市建設審議会規則昭和三十年広島市規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を第八条とし、以下二条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の二条を加える。

（参与）

第六条　審議会に、参与十人以内を置く。

2　参与は、関係官公庁の職員その他学識経験がある者のうちから、市長が委嘱する。

3　参与は、審議会の所掌事務に参与する。

（幹事）

第七条　審議会に、幹事十人以内を置く。

2　幹事は、市職員及び審議会の推薦する者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

3　幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市公印保管使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年九月六日

広島市長　渡邊忠雄

広島市規則第四十号

広島市公印保管使用規則の一部を改正する規則

広島市公印保管使用規則（昭和二十七年広島市規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表中

市長印	㈢	てん書	方二五
㈢	かい書	方一五	総務局総務課

を

市長印	㈢	てん書	方二五
㈢	かい書	方一五	総務局総務課
市長印	㈡	てん書	方二五
㈡	かい書	方一五	総務局戸籍課各出張所
市長印	㈡	てん書	方二五
㈡	かい書	方一五	総務局総務課

に改める。

住民登録その他主管事務に関する文書

木印	一九		

を

市長印	㈡	てん書	方二五
㈡	かい書	方一五	総務局戸籍課各出張所
市長印	㈡	てん書	方二五
㈡	かい書	方一五	総務局戸籍課各出張所
市長印	㈡	てん書	方二五
㈡	かい書	方一五	総務局総務課

に改める。

その他主管事務に関する文書

木印	一九

に、

木印	一九
木印	一

を

市長職務代理者印	㈡
㈡	てん書 方二四 総務局総務課
市長職務代理者印	㈡
㈡	てん書 方二四 総務局市民税課
市長職務代理者印	㈡
㈡	てん書 方二四 総務局戸籍課
市長職務代理者印	㈡
㈡	てん書 方二四 総務局総務課

に改める。

欠員又は事故があるとき市長代理者名をもつて発する文書

木印	二三

を

市長代理	職務代理者印
市長代理	職務代理者印
市長代理	職務代理者印
市長代理	職務代理者印

に改める。

二項の規定に基き印影の印刷により市長職務代理者印の押印に代えることができる文書

木印	一

を

第七条第二項の規定に基き印影の印刷により市長職務代理者印の押印に代えることができる文書	
第七条第二項の規定に基き印影の印刷により市長職務代理者印の押印に代えることができる文書	
第七条第二項の規定に基き印影の印刷により市長職務代理者印の押印に代えることができる文書	
第七条第二項の規定に基き印影の印刷により市長職務代理者印の押印に代えることができる文書	

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

母子住宅条例施行規則をここに公布する。

昭和三十年九月六日

広島市長　渡邊忠雄

広島市規則第四十一号

母子住宅条例施行規則

（この規則の目的）

第一条　この規則は、母子住宅条例（昭和二十八年広島市条例第七号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（入居の手続）

第二条　母子住宅（以下「住宅」という。）に入居しようとする者は、別記第一号様式による許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

第三条　住宅入居の許可を受けた者は、すみやかに、市内に居住して独立の生計を営む者で市長が適当と認める連帯保証人の連署する別記第二号様式による請書を市長に提出しなければならない。

（入居許可書の交付）

第四条　住宅入居の許可を受けた者が前条に規定する手続を完了したときは、別記第三号様式による許可書を交付する。

（使用料の額）

第五条　条例第五条第二項に規定する住宅の使用料の額は、左の表のとおりとする。

住宅名	区分	単位	金額
大芝	畳数が六畳の室	一月につき	一〇〇円
母子住宅	畳数が八畳の室	一月につき	一五〇円

（使用料の納付）

第六条　使用料は、第三条に規定する手続を完了した日から徴収する。

2　使用料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

3　新たに住宅に入居した場合又は住宅を立ち退いた場合において、その月の使用期間が一箇月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算による。

（使用料の減免及び延納）

第七条　条例第五条第三項の規定により使用料の減免又は延納の承認を受けようとする者は、別記第四号様式による減免（延納）願を市長に提出しなければならない。

（使用料の徴収及び整理）

第八条　使用料の徴収は、別記第五号様式による納額告知書により、使用料収納の整理は、別記第六号様式による徴収簿により行うものとする。

（使用期間の更新）

第九条　条例第六条第二項の規定により使用期間更新の承認を受けようとする者は、期間満了の日の十日前までに別記第七号様式による承認申請書を市長に提出しなければならない。

2　使用期間更新の承認を受けた者は、第三条の例により、新たに請書を提出しなければならない。

（世帯員の異動及び住宅の破損の届出）

第十条　入居者は、その世帯員に異動があつたときは、別記第八号様式による世帯員異動報告書により、その旨を市長に届け出なければならない。

2　入居者は、住宅が破損したときは、別記第九号様式による住宅破損報告書により、その旨を市長に届け出なければならない。

ればならない。

（住宅の返還届）

第十一条　条例第十条の規定による住宅の返還届は、別記第十号様式による住宅返還届により行わなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第一号様式

母子住宅入居許可申請書

申請者	氏名									
	職業									
	勤務事業場名									
	年齢									
	現住所									
入居世帯の構成員	申請者との続柄	氏名	年齢	職業	勤務事業場名又は同上所在地	平均月収	摘要（別居者あるときはその氏名及び別居先）			
現住居の状況										
入居を必要とする理由										

右のとおりにつき母子住宅入居を許可下さいますよう申請します。

昭和　年　月　日

右申請者住所

氏名　　㊞

広島市長殿

別記第二号様式

請　書

使用の住宅　広島市　母子住宅第　号（畳、建具その他造作付）

使用料　一箇月　円

使用料納付期限　毎月末日限り

使用期間　許可の日から二箇年

右のとおり住宅の使用を許可されましたについては、左の事項を履行することを誓約します。

一　母子住宅条例及び母子住宅条例施行規則の条項、その他市の指示を遵守すること。若し使用者において使用料の納付その他の義務を履行しないときは、保証人において使用者と連帯でその一切の義務を履行すること。

二　住宅及びその附属設備の使用については、最善の注意を払うこと。

右の条項履行誓約の証として署名押印します。

昭和　年　月　日

使用者本籍
現住所
氏　　名　　㊞

連帯保証人本籍
現住所
氏　　名　　㊞

広島市長殿

別記第三号様式

許可番号第　号

母子住宅入居許可書

氏　名

入居住宅　広島市　母子住宅第　号

入居者数　計　名

右のとおり母子住宅入居を許可します。

昭和　年　月　日

広島市長　氏　　名　㊞

別記第四号様式

母子住宅使用料減免延納願

使用者	氏名									
減免又は延納を希望する月分										
減免希望額	使用住宅	使用料	一箇月　円							
延納希望日数										
減免又は延納願出の理由										
家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業	勤務事業場名	平均月収	摘要			
民生委員の意見（署名押印すること。）										

右のとおり母子住宅使用料の減免延納をお願いします。

昭和　年　月　日

右使用者住所

氏　　名　㊞

広島市長殿

別記第五号様式

納額告知書

振替貯金口座	広島公1番	加入者	広島市収入役
昭和　年度	番号	第　　号	

町　　番地

殿

一般会計使用料及手数料	母子住宅使用料	月分

金	百	拾	万	千	百	拾	円	也

納付期日 昭和　年　月　日限り

納付場所 広島市金庫
(広島銀行本店及市役所内)
広島市公金取扱所
(広島銀行市内各支店)
広島市金庫収納店
郵便局又は貯金局
(広島信用金庫市内本支所
広島相互銀行市内本支店
広島市農業協同組合市内本支所並びに出張所)

領収日附印

上記の金額を納付して下さい。

昭和　年　月　日

広島市長　氏　　名㊞

領収済通知書（正本）

振替貯金口座	広島公1番	加入者	広島市収入役
昭和　年度	番号	第　　号	

町　　番地

殿　納

一般会計使用料及手数料使用料	母子住宅使用料	月分

金	百	拾	万	千	百	拾	円	也

備考	日計	口数	金額

上記の金額を領収しましたから通知します

広島市金庫
広島市公金取扱所
広島市金庫収納店
郵便局又は貯金局

領収日附印

領収済通知書（副本）

振替貯金口座	広島公1番	加入者	広島市収入役
昭和　年度	番号	第　　号	

町　　番地

殿　納

一般会計使用料及手数料使用料	母子住宅使用料	月分

金	百	拾	万	千	百	拾	円	也

備考	日計	口数	金額

上記の金額を領収しましたから通知します

広島市金庫
広島市公金取扱所
広島市金庫収納店
郵便局又は貯金局

領収日附印

領収証書

振替貯金口座	広島公1番	加入者	広島市収入役
昭和　年度	番号	第　　号	

町　　番地

殿

一般会計使用料及手数料使用料	母子住宅使用料	月分

金	百	拾	万	千	百	拾	円	也

上記の金額を領収しました

広島市金庫
広島市公金取扱所
広島市金庫収納店
郵便局又は貯金局

領収日附印

別記第六号様式

号室番	氏使用名者	選入年居又月住日返料使用	
			4月
			5月
			6月
			7月
			8月
			9月
			10月
			11月
			12月
			1月
			2月
			3月

別記第七号様式

母子住宅使用期間更新承認申請書

広島市長殿

右のとおり母子住宅使用期間更新の承認を受けたいので申請します。

昭和　年　月　日

右使用者住所

氏名　　㊞

年間使用月満日了期	昭和　年　月　日	現希更新望	昭和　年　月　日から　日まで	有滞使納用無の料	無有	係員認印

状況	家族	氏名	続柄	年齢	職業	勤務先又は学校名	平均月収	摘要

氏使用名者	住使宅用	広島市　母子住宅第　号

別記第八号様式

母子住宅入居世帯員異動報告書

広島市長殿

右のとおり世帯員に異動がありましたのでお届けします。

昭和　年　月　日

右使用者住所

氏名　　㊞

異動者の氏名	続柄	年齢	職業	異動の理由	転出(入)先

氏使用名者	住使宅用	広島市　母子住宅第　号

別記第九号様式

母子住宅破損届

使用者氏名		使用住宅	広島市　母子住宅第　号
破損の箇所及びその程度		破損の理由	
破損年月日	昭和　年　月　日	損害見積額	※

右のとおり母子住宅が破損しましたのでお届けします。

昭和　年　月　日

右使用者住所

氏　名　㊞

広島市長殿

※欄は使用者において記入しないこと。

◎告示

広島市告示第九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次の通り指定した。なお、この関係図書は、建設局建築指導課において、一般の縦覧に供する。

昭和三十年八月二十二日

広島市長　渡邊忠雄

一　指定番号　第四号
二　指定年月日　昭和三十年八月五日
三　道路の位置　広島市江波町一二五七番地
四　幅員及び延長　幅員四メートル、延長八五・二七メートル

五　表示図面　別紙の通り（別紙省略）

広島市告示第九十一号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基き道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年八月二十三日

広島市長　渡邊忠雄

道路の種類	市道
路線名	江波皿山線
道路の区域	

区間	旧新別	敷地の幅員	延長	備考
江波町二三三番地の一の地先から江波町二三三番地の三六地先まで	旧	一・八メートル	〇・〇三三キロメートル	
	新	三・二メートル	〇・〇四三キロメートル	

広島市告示第九十二号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基き公示する。

その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年八月二十三日

広島市長　渡邊忠雄

別記第十号様式

母子住宅返還届

使用者氏名		使用住宅	広島市　母子住宅第　号
返還理由			
返還年月日	昭和　年　月　日		
移転先	県道府　郡市　町村　番地　方		

右のとおり母子住宅を返還しますのでお届けします。

昭和　年　月　日

右使用者住所

氏　名　㊞

広島市長殿

備考　母子住宅入居許可書を添付すること。

広島市告示第九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和三十年八月二十七日

広島市長　渡邊忠雄

1

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
江波皿山線	江波二三三番地の一の三地先から江波二三三番地の三地先まで	昭和三十年九月一日	

一　開催日時　昭和三十年八月三十日午後一時三十分
二　開催場所　広島市国泰寺町三九番地　淺野図書館第四閲覧室
三　申請者住所　広島市己斐東中町八一番地の三
四　申請者氏名　岡田政市
五　建築場所　広島市吉島本町六四ブロック自一至二二
六　用途概要・映画館、木造二階建、延三二九・六七平方メートル
七　地域　住居地域
八　理由　当該建築物は、建築基準法第四十九条第一項（別表第一(い)項第五号）の建築制限に該当するので、同条同項但書の規定による許可に関し行うものである。

2

一　開催日時　昭和三十年九月一日午後一時三十分
二　開催場所　広島市国泰寺町三九番地　淺野図書館第一集会場
三　申請者住所　広島市大手町二丁目三番地
四　申請者氏名　辻川萠功
五　建築場所　広島市猿楽町六の割一五七二の二
六　用途概要　木工作業場、木造二階建、延五一六・六六坪動力二五馬力
七　地域　住居地域
八　理由　当該建築物は、建築基準法第四十九条第一項（別表第一(い)項第五号）の建築制限に該当するので、同条同項但書の規定による許可に関し行うものである。

広島市告示第九十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の規定に基き、広島市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十年九月二日

広島市長　渡邊忠雄

検査実施日	検査実施場所	検査実施区域
十月三日	戸坂小学校	戸坂町
四日	農林省広島食糧事務所	大洲町、南蟹屋町
五日	荒神小学校	西蟹屋町、荒神町
六日	広島市場	猿猴橋町、松原町
七日	広島市場	松原町
十日	大須賀醸給所	大須賀町
十一日	矢賀小学校	矢賀新町、矢賀町、尾長町
十二日	尾長小学校	若草町、愛宕町、昭町、東雲町、尾長町
十三日	牛田小学校	牛田町
十四日	青崎小学校	仁保町（青崎、向洋、堀越）

広島市告示第九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条第二項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和三十年九月五日

広島市長　渡邊忠雄

一　開催日時　昭和三十年九月八日午後一時三十分
二　開催場所　広島市国泰寺町三九番地　淺野図書館第四閲覧室
三　申請者住所　渋下常四郎
四　申請者氏名　広島市国泰寺町一〇一の一番地
五　建築場所　広島市国泰寺町一〇一の二番地
六　用途概要　摺硝子製造工場、木造二階建、四五坪、延七六坪、動力四馬力
七　地域　商業地域
八　理由　当該建築物は、建築基準法第四十九条第二項（別表第一(ろ)項第三号の(七)）の建築制限に該当するので同条同項但書の許可に関し行うものである。

広島市告示第九十六号

昭和三十年九月六日

広島市長　渡邊忠雄

受附時間　午前九時三十分から午後四時まで
但し、右の検査実施区域内における土地、建物その他の工作物に取り付けて使用する計量器及び運搬が著しく困難である場合その他特別の事由により市長の許可を受けた計量器の定期検査は、次のように実施する。

一　検査実施期日　昭和三十年十月十七日から昭和三十年十一月三十日まで
一　検査実施場所　計量器の所在の場所

二十日	広島市役所	右区域全般
二十一日	広島市役所	右区域全般

第五十七回仮換地変更指定、第三十五回仮換地補充指定及び仮換地借地権指定取消の発表について

仮換地変更指定及び同補充指定

1　広島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て仮換地の変更並びに補充が決定したから、関係者は、東部復興事務所で詳細承知されたい。

2　土地所有者に対する仮換地の指定通知書は、土地所有届を提出の者にのみ送達する。なお、土地所有届をまだ提出していない者は、至急提出されたい。

3　今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所に協議の上取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、法定した仮換地の指定を取り消すことになることがあるから、是非連絡方実行されたい。

4　前記仮換地の効力発生の時期及び借地権その他の権利については、追つて指定する。

記

1　第五十七回仮換地変更指定

土地所在 町名	地番	土地所有者氏名
三川町	四ノ一	佐古徳義外一名
三川町	四ノ二	臼田幸子
三川町	一八ノ二	串山義清
富士見町	一六二外三筆	平谷久雄
比治山町	四五外一筆	矢野広三
幟町	三七	広島マツダモータース株式会社
胡町	一ノ三	山本実一
胡町	一、二、三合併ノ二外五筆	合名会社中国社
胡町	一ノ二	尼子清松外一名
胡町	一ノ八	株式会社萩原商店外五名
猫屋町	二ノ三	田中菊造
猫屋町	二ノ三一一	島井金松
三川町	三〇ノ一外一筆	円隆寺
猫屋町	二ノ一二	浜村初太郎
猫屋町	二ノ三三外二筆	浜村初太郎外二名
昭和町	五四一ノ七	西田佐市
下中町	五ノ一外九筆	日本電信電話公社
新川場町	九七外三筆	生田寿作
新川場町	四八ノ二外一筆	竹岡シゾコ外二名
平野町	七三七ノ二	正田誠一
平野町	七一四ノ五	山中隆順
小町	一	本派本願寺広島別院
小町	一ノ七	広島地区労働組合会議
小町	一ノ三外一筆	広島音楽学校
猿楽町	五一ノ一	佐伯卓造
猿楽町	五一ノ二	赤羽務
平野町	七三六ノ一	藤田スエ
平野町	七三六ノ六外一筆	森信絹子
南竹屋町	二三九ノ一四外五筆	松本良一
南竹屋町	二三四ノ三	今皮発信
大手町七丁目	六九ノ二	普門寺
大手町七丁目	六九ノ三	永井三守
大手町九丁目	一九五ノ一	倉田アヤメ
大手町九丁目	一六二	曾根田裕
千田町三丁目	七五三ノ二	中元勘一
千田町三丁目	七五三ノ三外四筆	株式会社小林林業所
新川場町	三四ノ一	聖光寺

新川場町	三四ノ二外一筆	三菱信託銀行株式会社
白島九軒町	六〇ノ三外二筆	八木正男
白島九軒町	六一ノ一外一筆	田部艶子外一名
上柳町	七ノ一外四筆	和田金次郎
上柳町	七ノ二外二筆	古林澄江
千田町三丁目	八六九ノ四外三筆	寺岡佐吾一
西白島町	九七ノ一外二筆	村上長次郎
西白島町	五三外八筆	香川卯八
西白島町	七一外一〇筆	香川卯八
西白島町	八六外一六筆	香川卯八
西白島町	六八ノ一外二筆	香川俊一郎
西白島町	六六ノ一外一筆	花岡嘉市
白島東中町	六〇ノ一	香川清子
西白島町	九七ノ二	香川卯八
狸猴橋町	一	大野邦男
白島中町	四ノ一外二筆	大野邦男
尾長町	二七二ノ九外七筆	正岡良次郎
尾長町	二七二ノ五	川野忠雄
中島本町	一〇五ノ二四〇	広島市
中島本町	一〇五ノ二四四	広島市
中島本町	一〇五ノ二四五	広島市
中島本町	一〇五ノ一七一	広島市
中島本町	一〇五ノ一九二	広島市
中島本町	一〇五ノ二〇七	広島市
中島本町	一〇五ノ二一二	広島市
中島本町	一〇五ノ二四六	広島市
中島本町	一〇五ノ二四七	広島市
中島本町	一〇五ノ二四八	広島市

2　第三十五回仮換地補充指定

土地所在 町名	地番	土地所有者氏名
胡町	五一	広島銀行 安田俐

広島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴い、さきに発表した左記の土地に対する借地権の指定は、土地区画整理委員会の諮問を経てこれを取消すことに決定したから、関係者は、東部復興事務所で詳細承知されたい。

記

関係図書縦覧場所
広島市基市一番地
広島市建設局東部復興事務所

広島市告示第九十七号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第八条の規定に基き、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年九月六日

広島市長　渡邊忠雄

整理番地	路線名	起終点
三二	仁保町字堀越線	仁保町字堀越三十七番地の地先
		仁保町字堀越五百三十九番地の地先

広島市告示第九十八号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基き、道路の区域を次のように決定する。

その関係図書は、広島市建設局において一般の縦覧に供する。

昭和三十年九月六日

二　仮換地借地権指定取消

道路の種類　市道
路線名　仁保町字堀越線
道路の区域

区間	敷地の幅員 メートル	延長 キロメートル
仁保町字堀越三十七番地の地先から仁保町字堀越五百三十九番地の地先まで	三・六	〇・二二五

広島市長　渡邊忠雄

広島市告示第九十九号

左記の通り定例広島市議会を招集する。

昭和三十年九月十四日

広島市長　渡邊忠雄

記

一　招集日時　昭和三十年九月二十一日午後一時
一　招集場所　広島市役所

◎訓令

広島市訓令第三十号

社会保険広島市民病院処務規程（昭和二十八年広島市訓令第四十一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年八月十八日

広島市長　渡邊忠雄

第一条第二項を次のように改める。

2　事務局に左の係を置く。

庶務係
経理係
業務係
給食係

第二条中事務局の分掌事務を次のように改める。

事務局
庶務係

社会保険広島市民病院処務規程

広島市訓令第三十号

（館長）

第一条　広島市平和記念施設管理事務所（以下「管理事務所」という。）に、所長の外、左に掲げる職名の職員を置く。

一　平和記念館長
二　公会堂館長
三　平和記念資料館長

2　平和記念館長、公会堂館長及び平和記念資料館長は、所長を補佐し、その所掌事務について関係職員の担任する事務を監督する。

（所長の専決事項）

第二条　所長が専決できる事項は、左のとおりとする。

一　所属職員の事務分掌に関すること。
二　所属職員の勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日の決定に関すること。
三　所属職員の休暇承認及び市内出張命令に関すること。
四　所属職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
五　当直員の勤務に関すること。
六　収入命令、支出命令及び振替命令に関すること。
七　一件三十万円未満の物品の購入伺及び修繕伺に関すること。
八　一件賃貸料の年額又は総額が二十万円未満の財産の貸与又は借受に関すること。
九　見積価格十万円未満の不用品の処分伺に関すること。
十　使用料、観覧料、その他これに準ずる収入金の賦課徴収、減免及び還付に関すること。
十一　保証金の徴収、還付及び未払金損害金への充当に関すること。
十二　平和記念館、公会堂、平和記念資料館、平和記念公園、その他平和記念施設の使用許可及び入場の制限に関すること。
十三　軽易又は定例の証明、照会、回答、届出、報告、通知、申請等に関すること。

（専決についての特例）

第三条　所長は、前条に規定する専決事項であつても、左に掲げる事項は、上司の指示を受けなければならない。

一　重要又は異例に属する事項
二　規定の解釈上疑義がある事項

（管理状況の報告）

第四条　所長は、平和記念館、公会堂、平和記念資料館、平和記念公園、その他平和記念施設の管理に関し取り扱つた事項を、毎月、文書をもつて市長に報告しなければならない。

（公印）

第五条　管理事務所に、左の公印を置く。

公印の種類	ひな形	寸法	使用区分	印材	個数
庁印	広島市平和記念施設管理事務所長之印	方二五ミリメートル	広島市平和記念施設管理事務所名をもつて発する文書	木印	一

（事務処理）

第六条　この規程に定めるもののほか、管理事務所における文書の取扱、公印の使用その他の事務処理は、本庁の例による。

広島市教育委員会事務局課長専決規程

広島市教育委員会訓令第三号

広島市教育委員会事務局課長専決規程（昭和二十六年四月十日教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年八月一日

広島市教育長　宮川造六

第六条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　定例又は軽易な社会教育計画の樹立及び実施に関すること。

◎辞令

（市長事務部局）

事務吏員　加藤政夫
広島港湾委員会委員を免ずる
（八月十六日）
助役　佐々木銑
総務局長事務取扱を命ずる
事務吏員　向井一貫
理事に補する
十三級一号給を給する
厚生局長を命ずる
広島市事務吏員に任命する
理事に補する
十四級一号給を給する
産業局長を命ずる
事務吏員　川瀬秀夫
総務局戸籍課長を命ずる
事務吏員　川本浄真
厚生局衛生課長を命ずる
事務吏員　小林延恩
厚生局労政課長を命ずる
事務吏員　宮本栄
建設局総務課長を命ずる
事務吏員　非上貞雄

一　人事及び職員の給与に関すること。
二　文書の接受、発送、作成及び保管整理に関すること。
三　財産の管理に関すること。
四　庁内の警備、取締及び清掃に関すること。
五　公印の保管に関すること。
六　事務局の庶務及び他のいずれの所管にも属しないものに関すること。

経理係

一　予算及び決算に関すること。
二　会計事務に関すること。
三　物品の出納保管に関すること。

業務係

一　患者の受付及び入退院に関すること。
二　社会保険及び一般医療事務に関すること。
三　診療録の整備及び統計に関すること。

給食係

一　患者給食に関すること。

第三条第一項中「課長を、」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　必要があるときは、事務局に事務次長を置く。
3　前二項に定めるものの外、総看護婦長及び看護婦長を置く。

第四条第二項中「課長、」を削り、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　事務次長は、事務長を補佐し、所管事務を掌理する。

広島市訓令第三十一号

自動車課
社会保険広島市民病院庶務課
総務局調査課
公会堂事務所
広島平和記念館事務所
建設局計画課

昭和三十年八月十八日

広島市長　渡邊忠雄

広島市事務分掌条例の一部を改正する条例

広島市条例第二十五号

広島市事務分掌条例（昭和三十年広島市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年八月十八日

広島市長　渡邊忠雄

第三条第一項中「課に課長を、」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　必要があるときは、事務局に事務次長を置く。
3　前二項に定めるものの外、総看護婦長及び看護婦長を置く。

第四条第二項中「課長、」を削り、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　事務次長は、事務長を補佐し、所管事務を掌理する。

広島市訓令第三十二号

自動車課
社会保険広島市民病院庶務課
社会保険広島市民病院会計課
総務局調査課
公会堂事務所
平和記念館事務所
建設局計画課

庁中一般

広島市事務決裁規程（昭和二十六年八月九日広島市訓令第七号の二）の一部を次のように改正する。

昭和三十年八月十八日

広島市長　渡邊忠雄

第三条中「主任を含む。」を「室に置く事務局の長を含む。」に改める。

第十条市長室長の項に次の二号を加える。

四　庁用乗用自動車（専用車を除く。）の配車に関すること。
五　庁用乗用自動車の軽易な修理に関すること。

第十条中自動車課長及び調査課長の項を削り、総務局総務課長の項に次の二号を加える。

六　定例調査における調査員の選定及び改任並びに調査区の設置及び変更に関すること。
七　定期的調査の統計表提出及び統計書の編集発行に関すること。

広島市事務分掌条例の一部を改正する条例（昭和三十年広島市条例第二十五号）及び広島市平和記念施設管理事務所条例（昭和三十年広島市条例第二十七号）の施行並びに社会保険広島市民病院処務規程の一部改正（昭和三十年広島市訓令第三十号）に伴い、左記上段の所属職員（准職員及び臨時職員を含む。）のうち、別に辞令を用いないものについては、昭和三十年八月十八日附をもつて下段の勤務箇所に発令されたものとする。

記

自動車課	市長室
社会保険広島市民病院庶務課	社会保険広島市民病院事務局
社会保険広島市民病院会計課	社会保険広島市民病院事務局
総務局調査課	総務局総務課
公会堂事務所	平和記念館管理事務所
平和記念館事務所	平和記念館管理事務所
建設局計画課	建設局総務課

建設局計画課長事務取扱を免ずる　技術吏員　勝原享三
建設局東部復興事務所庶務課長を命ずる　事務吏員　新宅武雄
建設局東部復興事務所補償課長を命ずる　事務吏員　桑田茂
平和記念施設管理事務所長を命ずる　技術吏員　佐田春男
建設局東部復興事務所工務課長を命ずる　事務吏員　江口松芳
市長室配車係長を命ずる　事務吏員　吉川清
総務局総務課統計係長を命ずる　事務吏員　中村正忠
建設局総務課計画係長を命ずる　技術吏員　銀山匡助
社会保険広島市民病院事務局庶務係長を命ずる　事務吏員　木村懋実
社会保険広島市民病院事務局経理係長を命ずる　事務吏員　楠本滴修
社会保険広島市民病院事務局業務係長を命ずる　事務吏員　土佐岡武一
社会保険広島市民病院事務局給食係長を命ずる　事務吏員　丹藤公一
社会保険広島市民病院事務局事務係長を命ずる　事務吏員　森弘助治
市長室勤務を命ずる　（各通）　事務吏員　井川原田二郎
平和記念施設管理事務所勤務を命ずる　事務吏員　渡辺重郎
　〃　技術吏員　藤永修夫
　〃　長岡省吾
　〃　野村秀夫

（以上八月二十三日）

広島市技術吏員に任命する　河野俊貞
技手に補する
七級二号給を給する
東保健所予防課勤務を命ずる　事務吏員　難波澪
広島競輪開催執務副委員長を命ずる　助役　佐々木銑一
　〃　事務吏員　向井貫一
　〃　川瀬秀夫

（各通）

広島市国有財産払下対策委員会委員を委嘱します　助役　佐々木銑一
広島市国有財産払下対策委員会委員を命ずる　市議会議員　吉中良雄
　〃　木野藤雄
　〃　伊藤忠男
　〃　講元英雄
　〃　松谷徳市

（各通）

広島市財政調査委員会委員を委嘱します　秋田正之
　〃　増田常次郎
　〃　多賀義高
　〃　吉川清
　〃　佐藤秀雄
　〃　市川士郎
　〃　森本亨
　〃　横山周一
　〃　山口文吾
　〃　小林義人
　〃　角田俊太郎
　〃　山本久雄
　〃　砂原格

（各通）

永田百太郎
宮本正夫
松谷徳市
八百千頭夫
横田周一
格井保治

（以上八月二十六日）

広島市南千田町埋立地払下処理委員会委員を委嘱します　森本亨
広島港湾委員会委員を命ずる　市議会議員　八百千頭夫
　〃　住広数夫
　〃　杉村政太郎
　〃　池永清真
　〃　中野博美
　〃　西名義美

（以上八月二十九日）

広島港湾委員会委員を委嘱します　塩見清
広島市中央卸売市場運営委員会委員を免ずる　助役　佐々木銑一
　〃　事務吏員　川瀬秀夫
広島市中央卸売市場運営委員会委員を命ずる　多賀義俊
　〃　寺田中周一
　〃　佐々田久一
　〃　合田一柴

（各通）

広島市中央卸売市場運営委員会委員を解きます　堀江東一
　〃　柳坪光一
　〃　浅尾義一
　〃　増村明一
　〃　松下一男

（以上八月三十一日）

広島市中央卸売市場運営委員会委員を委嘱します　明星正明
　〃　中村泰三
　〃　河内伊三勉
　〃　姫石正久
　〃　福井守人

広島市技術吏員に任命する　奥田裕太郎
技師に補する
十一級四号給を給する　石村真
社会保険広島市民病院内科部長を命ずる　藤谷令子
広島市技術吏員に任命する　前原薫
技手に補する　高村なみ子
六級五号給を給する　幸田潤弘
西保健所予防課勤務を命ずる　松岡楽代
　〃　安村コハル
　〃　伊藤実枝
　〃　山本寿子
　〃　物田正美

事務吏員　松田一頼登

広島市技術吏員に任命する
技手に補する
休職の期間を昭和三十年十一月三十日まで更新する（無給）　事務吏員　宮本光夫
　〃　森保秀俊

（各通）

事務吏員　向井一貫
技術吏員　大井博利
水道局へ出向を命ずる　事務吏員　塩見清
理事に補する
十三級四号給を給する
願により本職を免ずる　事務吏員　桑田茂
広島市出納員を免ずる　事務吏員　新宅武雄
広島市出納員を命ずる　事務吏員　井川満
広島市環境衛生監視員を免ずる　事務吏員　小林延恩
広島市医療監視員を免ずる　事務吏員　井上貞雄
広島市環境衛生監視員を命ずる　事務吏員　門田高亭
広島市医療監視員を命ずる　事務吏員　増田岩夫
広島市有財産評価委員会常任委員を免ずる　事務吏員　向井一貫
広島市有財産評価委員会常任委員を命ずる　事務吏員　井上貞雄
広島市有財産評価委員会臨時委員を命ずる　事務吏員　向井一貫
（各通）　〃　川瀬秀夫
広島市職員考査委員会委員を命ずる　事務吏員　向井一貫
広島市住宅対策委員会幹事を免ずる　事務吏員　井上貞雄
広島市住宅対策委員会幹事を命ずる　事務吏員　船倉逸郎
広島市事務吏員に任命する
主事に補する
九級七号給を給する　事務吏員　桑田茂
平和記念施設管理事務所勤務を命ずる　事務吏員　江口松芳
（八月十九日）
広島港湾委員会幹事を免ずる　事務吏員　井川満
広島港湾委員会幹事を命ずる　事務吏員　中邑元夫
（以上八月十八日）
（各通）　市議会議員　新関貞夫
広島市民生委員推薦会委員を委嘱します　助役　佐々木銑一
広島市賠償審査会委員を命ずる　市議会議員　網本芳人
　〃　波多野秀男
　〃　川本精一
　〃　森山喜六
広島市賠償審査会委員を委嘱します　助役　佐々木銑一
（各通）　技術吏員　寺西正雄
広島市財政調査委員会委員を命ずる　市議会議員　吉中良雄
　〃　浅尾義光
　〃　杉村政太郎
　〃　永田百太郎
　〃　吉本寿一
　〃　伊藤忠男
　〃　講元英雄
　〃　角和夫
　〃　住広数雄
　〃　中下勝一
　〃　土岡喜代

休職の期間を昭和三十年十一月三十日まで更新する
一般職の職員の給与に関する条例第十三条の三第二項により昭和三十年十一月三十日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する
事務吏員　岡田信義
地方公務員法第二十八条第二項第一号により昭和三十年十一月三十日まで休職を命ずる
一般職の職員の給与に関する条例第十三条の三第二項により昭和三十年十一月三十日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する
技術吏員　久保辰二
休職の期間を昭和三十一年二月二十九日まで更新する
一般職の職員の給与に関する条例第十三条の三第二項により昭和三十一年二月二十九日まで給料及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する
技術吏員　高田勝治
休職の期間を昭和三十年十一月三十日まで更新する
一般職の職員の給与に関する条例第十三条の三第二項により昭和三十年十一月三十日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する
技術吏員　山本寛一
休職の期間を昭和三十年十二月三十一日まで更新する
一般職の職員の給与に関する条例第十三条の三第二項により昭和三十年十二月三十一日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する
技術吏員　前原薫
広島市と畜検査員を命ずる
広島市食品衛生監視員を命ずる
広島市環境衛生監視員を命ずる
（各通）
助役　佐々木銑
事務吏員　川瀬秀夫
広島市工場設置委員会委員を命ずる
市議会議員　木野藤雄
〃　柳坪東一
〃　岡本盛義
〃　山田辰実
〃　村上源次郎
日垣一三
本山登一郎
加藤繁信
広島市工場設置委員会委員を委嘱します
事務吏員　加藤政夫
広島市中小企業設備近代化融資諮問委員会委員を免ずる
事務吏員　川瀬秀夫
広島市中小企業設備近代化融資諮問委員会委員を命ずる
市議会議員　木野藤雄
広島市中小企業設備近代化融資諮問委員会委員を委嘱します
（各通）
助役　佐々木銑
事務吏員　江口松芳
広島市平和記念施設運営委員会委員を命ずる
広島市平和記念施設運営委員会公会堂部会委員に指名します
市議会議員　堀江守
〃　新関貞夫
〃　田中好一
白井市郎
松田恒次
島田兵蔵
藤田定市
広島市平和記念施設運営委員会委員を委嘱します
技術吏員　矢野道男
〃　西名義美
〃　井川寿夫
水馬義輝
土谷剛治
木山正二
坂本金次
前岡秀佳
広島市平和記念施設運営委員会委員を委嘱します
（以上九月一日）
事務吏員　羽田増造
中央卸売市場管理課長を命ずる
事務吏員　井川満
市長室広報係長を命ずる
事務吏員　谷口次六
会計課出納係長を命ずる
事務吏員　野間英作
会計課用度係長を命ずる
事務吏員　吉田幸雄
厚生局社会課国民健康保険調査係長を命ずる
事務吏員　木村憲
厚生局衛生課保健係長を命ずる
事務吏員　松本利明
厚生局衛生課清掃係長を命ずる
事務吏員　和田精臣
福祉事務所庶務係長を命ずる
技術吏員　藤永修
建設局総務課庶務係長を命ずる
事務吏員　藤井四郎
建設局総務課経理係長を命ずる
事務吏員　和木平四郎
建設局総務課土地係長を命ずる
技術吏員　土谷鉄美
建設局土木課維持係長を命ずる
事務吏員　高橋広市
建設局東部復興事務所補償課補償係長を命ずる
技術吏員　渡辺久雄
建設局東部復興事務所工務課工事係長を命ずる
事務吏員　数佐春男
段原出張所長を命ずる
事務吏員　林春三
仁保出張所長を命ずる
事務吏員　馬場繁

大河出張所長を命ずる
事務吏員　山田益雄
主事に補する
皆実出張所長を命ずる
事務吏員　伊藤勇
十日市出張所長を命ずる
技術吏員　野村秀夫
事務吏員に任命する
主事に補する
舟入出張所長を命ずる
事務吏員　三宅広三
観音出張所長を命ずる
事務吏員　植野群三
三篠出張所長を命ずる
事務吏員　船倉逸郎
平和記念施設管理事務所平和記念館長を命ずる
事務吏員　渡辺重郎
平和記念施設管理事務所公会堂館長を命ずる
技術吏員　長岡省吾
平和記念施設管理事務所平和記念資料館長を命ずる
事務吏員　国友栃男
社会保険広島市民病院事務局庶務係長を命ずる
（各通）
事務吏員　平井武計
〃　増宮
水道局へ出向を命ずる
事務吏員　浅川稔
中央卸売市場管理課勤務を命ずる
事務吏員　糸曾嘉成
主事に補する
市長室勤務を命ずる
（各通）
事務吏員　川上侃
〃　笹野口柴
総務局徴収課勤務を命ずる
事務吏員　渡辺良一
福祉事務所勤務を命ずる
事務吏員　水津美津雄
厚生局衛生課勤務を命ずる
事務吏員　渡辺良一
〃　笹野口栄
〃　川上盾
和田精三
植野群三
三宅広三
林村秀夫
池永清真
松坂義正
宮地憲三
白井市郎
新沢憲造
山本実一
森本亨
松田恒次
藤田定市
広島市平和記念施設運営委員会委員を委嘱します
（以上九月一日）
事務吏員　椎野幸雄
宮田隆一郎
佐藤秀雄
西定
大野台助
木下笹一
広島市産業都市建設審議会委員を委嘱します
広島市出納員を命ずる
事務吏員　木村憲
広島市環境衛生監視員を命ずる
広島市医療監視員を命ずる
（以上九月五日）
広島市産業都市建設審議会委員を命ずる
（各通）
助役　佐々木銑
事務吏員　木野藤雄
〃　堀江守
〃　中野博覚
〃　永田百太郎
〃　岩岡和雄
〃　角根寿登
〃　山田辰実
〃　新関貞夫
任都栗信司
〃　河野義信
〃　林北興一郎
〃　林孫男
〃　堀川芳雄
伊藤信之
中田好一
長尾節造
久永三郎
広島市産業都市建設審議会参与を委嘱します
事務吏員　川瀬秀夫
技術吏員　寺西正雄
（各通）
事務吏員　津田真行
技術吏員　寺崎幸助
広島市産業都市建設審議会幹事を命ずる
教育長　宮川造六
広島市産業都市建設審議会幹事を委嘱します
（以上九月六日）
広島市技術吏員に任命する
技師に補する
勝村顕治
広島市技術吏員に任命する
九級二号給を給する
社会保険広島市民病院勤務を命ずる
中田実蔵
広島市中央卸売市場運営委員会委員を解きます
矢村丈三

広島市告示第千四百十四号

広島市営住宅条例（昭和二十六年広島市条例第十四号）第十条第二項の規定により、次のとおり広島市営住宅を入居者に決定したので、同条第三項の規定により公告する。

昭和三十年九月二十日

広島市長　浜　井　信　三

住宅の名称	位置	間取	家賃	入居者の氏名	入居者の職業	入居者の従前の住所
東雲第一住宅	東雲町	二階建一戸建	一、二〇〇円	藤井　清	会社員	広島市
〃	〃	〃	〃	山本　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	佐々木　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田中　武夫	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉田　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	松本　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　平	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	斎藤　二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	木村　三郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	森　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	池田　武	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　五郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	村上　静	〃	〃
〃	〃	〃	〃	水野　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	石井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川上　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田岡　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　喜	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	山下　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西田　岩	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川本　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中原　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉村　茂	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小山　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西田　岩	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川本　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中原　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉村　茂	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小山　清	〃	〃

広島市告示第千四百十五号

広島市営住宅条例（昭和二十六年広島市条例第十四号）第十条第二項の規定により、次のとおり広島市営住宅を入居者に決定したので、同条第三項の規定により公告する。

昭和三十年九月二十日

広島市長　浜　井　信　三

住宅の名称	位置	間取	家賃	入居者の氏名	入居者の職業	入居者の従前の住所
東雲第一住宅	東雲町	二階建一戸建	一、二〇〇円	佐々木　清	会社員	広島市
〃	〃	〃	〃	山本　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	佐々木　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田中　武夫	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉田　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	松本　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　平	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	斎藤　二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	木村　三郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	森　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	池田　武	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　五郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	村上　静	〃	〃
〃	〃	〃	〃	水野　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	石井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川上　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田岡　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　喜	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	山下　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西田　岩	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川本　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中原　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉村　茂	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小山　清	〃	〃

広島市告示第千四百十六号

広島市営住宅条例（昭和二十六年広島市条例第十四号）第十条第二項の規定により、次のとおり広島市営住宅を入居者に決定したので、同条第三項の規定により公告する。

昭和三十年九月二十日

広島市長　浜　井　信　三

住宅の名称	位置	間取	家賃	入居者の氏名	入居者の職業	入居者の従前の住所
東雲第一住宅	東雲町	二階建一戸建	一、二〇〇円	佐々木　清	会社員	広島市
〃	〃	〃	〃	山本　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	佐々木　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田中　武夫	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉田　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	松本　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　平	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	斎藤　二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	木村　三郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	森　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	池田　武	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　五郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	村上　静	〃	〃
〃	〃	〃	〃	水野　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	石井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川上　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田岡　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　喜	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	山下　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西田　岩	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川本　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中原　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉村　茂	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小山　清	〃	〃

広島市告示第千四百十七号

広島市営住宅条例（昭和二十六年広島市条例第十四号）第十条第二項の規定により、次のとおり広島市営住宅を入居者に決定したので、同条第三項の規定により公告する。

昭和三十年九月二十日

広島市長　浜　井　信　三

住宅の名称	位置	間取	家賃	入居者の氏名	入居者の職業	入居者の従前の住所
東雲第一住宅	東雲町	二階建一戸建	一、二〇〇円	佐々木　清	会社員	広島市
〃	〃	〃	〃	山本　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	佐々木　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田中　武夫	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉田　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	松本　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　平	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	斎藤　二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	木村　三郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	森　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	池田　武	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　五郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	村上　静	〃	〃
〃	〃	〃	〃	水野　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	石井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川上　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田岡　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　喜	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	山下　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西田　岩	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川本　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中原　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉村　茂	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小山　清	〃	〃

広島市告示第千四百十八号

広島市営住宅条例（昭和二十六年広島市条例第十四号）第十条第二項の規定により、次のとおり広島市営住宅を入居者に決定したので、同条第三項の規定により公告する。

昭和三十年九月二十日

広島市長　浜　井　信　三

住宅の名称	位置	間取	家賃	入居者の氏名	入居者の職業	入居者の従前の住所
東雲第一住宅	東雲町	二階建一戸建	一、二〇〇円	佐々木　清	会社員	広島市
〃	〃	〃	〃	山本　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	佐々木　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田中　武夫	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉田　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	松本　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　平	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	斎藤　二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	木村　三郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	森　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	池田　武	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　五郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	村上　静	〃	〃
〃	〃	〃	〃	水野　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	石井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川上　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田岡　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　喜	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	山下　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西田　岩	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川本　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中原　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉村　茂	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小山　清	〃	〃

広島市告示第千四百十九号

広島市営住宅条例（昭和二十六年広島市条例第十四号）第十条第二項の規定により、次のとおり広島市営住宅を入居者に決定したので、同条第三項の規定により公告する。

昭和三十年九月二十日

広島市長　浜　井　信　三

住宅の名称	位置	間取	家賃	入居者の氏名	入居者の職業	入居者の従前の住所
東雲第一住宅	東雲町	二階建一戸建	一、二〇〇円	佐々木　清	会社員	広島市
〃	〃	〃	〃	山本　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	佐々木　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田中　武夫	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉田　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	松本　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　平	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	斎藤　二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	木村　三郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	森　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	池田　武	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　五郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	村上　静	〃	〃
〃	〃	〃	〃	水野　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	石井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川上　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田岡　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　喜	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	山下　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西田　岩	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川本　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中原　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉村　茂	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小山　清	〃	〃

広島市告示第千四百二十号

広島市営住宅条例（昭和二十六年広島市条例第十四号）第十条第二項の規定により、次のとおり広島市営住宅を入居者に決定したので、同条第三項の規定により公告する。

昭和三十年九月二十日

広島市長　浜　井　信　三

住宅の名称	位置	間取	家賃	入居者の氏名	入居者の職業	入居者の従前の住所
東雲第一住宅	東雲町	二階建一戸建	一、二〇〇円	佐々木　清	会社員	広島市
〃	〃	〃	〃	山本　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	佐々木　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田中　武夫	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉田　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	松本　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　平	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	斎藤　二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	木村　三郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	森　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	池田　武	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　五郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	村上　静	〃	〃
〃	〃	〃	〃	水野　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	石井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川上　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田岡　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　喜	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	山下　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西田　岩	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川本　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中原　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉村　茂	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小山　清	〃	〃

広島市告示第千四百二十一号

広島市営住宅条例（昭和二十六年広島市条例第十四号）第十条第二項の規定により、次のとおり広島市営住宅を入居者に決定したので、同条第三項の規定により公告する。

昭和三十年九月二十日

広島市長　浜　井　信　三

住宅の名称	位置	間取	家賃	入居者の氏名	入居者の職業	入居者の従前の住所
東雲第一住宅	東雲町	二階建一戸建	一、二〇〇円	佐々木　清	会社員	広島市
〃	〃	〃	〃	山本　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	佐々木　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田中　武夫	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉田　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	松本　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　平	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	斎藤　二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	木村　三郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	森　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	池田　武	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　五郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	村上　静	〃	〃
〃	〃	〃	〃	水野　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	石井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川上　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	田岡　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	原　喜	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中村　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	山下　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小林　勝	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高橋　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　清	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西田　岩	〃	〃
〃	〃	〃	〃	伊藤　正	〃	〃
〃	〃	〃	〃	西村　平二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	加藤　勇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	渡辺　一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	藤井　常	〃	〃
〃	〃	〃	〃	川本　文	〃	〃
〃	〃	〃	〃	白井　春	〃	〃
〃	〃	〃	〃	中原　一郎	〃	〃
〃	〃	〃	〃	吉村　茂	〃	〃
〃	〃	〃	〃	小山　清	〃	〃

広島市告示第千四百二十二号

広島市中央卸売市場業務規程（昭和二十六年広島市告示第千二百十二号）第十条第一項の規定により、広島市中央卸売市場業務規程の一部を改正する。

昭和三十年九月二十日

広島市長　浜　井　信　三

広島市中央卸売市場業務規程の一部を改正する規程

広島市中央卸売市場業務規程（昭和二十六年広島市告示第千二百十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「別表第一」を「別表第一（一）」に改める。

別表第一の次に次のように加える。

別表第一（二）

品目	産地	荷口	荷造	容量
生鮮魚介

◎雑　報

願により広島市民生委員推薦会委員を解きます

（以上九月十三日）

広島市市営住宅入居者選考審議会委員（各通）　森　三　郎
　〃　〃　〃

広島市報

第114号
発行
昭和30年10月20日
（水曜日）
発行所
広島市役所
広島市国泰寺町三九

【目次】

◎条例
職員の退職手当に関する条例の一部改正……一
広島市税条例の一部改正……二
広島市園芸指導所設置条例の一部改正……四
◎規則
広島市定期家畜市場業務規則の一部改正……五
広島市助役事務担任規則……五
地方自治法第百五十二条第一項の規定による市長の代理順序に関する規則……五
准職員の給与に関する規則の一部改正……五
広島市職員共済組合条例施行規則の一部改正……五
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正……六
失業者の退職手当支給規程の一部改正……六
広島市税条例施行規則の一部改正……八
広島市土地区画整理法施行細則……八
広島市衛生事務委任に関する規則の一部改正……一一
◎告示
建築基準法による道路の位置の指定について……一一
昭和三十年度広島市歳入出予算追加について……一一
昭和三十年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加について……一三
国勢調査員の氏名並びに当該国勢調査員が担当する調査区番号及びその区域、又それぞれの国勢調査員の指導を担当する国勢調査員の氏名について……一四
市金庫事務取扱銀行の指定について……一六
市長印等の印影届込みについて……二六
昭和二十九年度社団法人全国市有物件災害共済会の経営状況の公表について……二六
◎訓令
広島市事務決裁規程の一部改正……三一
◎辞令……三二
◎雑報……三三
戸籍上の市勢について……三三
住民登録人口及び世帯数について……三三
広島市職員共済組合評議員の定数及び選挙に関する規程……三三

◎条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年九月二十八日

広島市長　渡辺忠雄

広島市条例第二十九号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年広島市条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び第七条第三項」を「、第七条第三項及び第十条第一項」に改める。

第七条第六項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同項の次に次の二項を加える。

7　前項の規定は、第五条第二項又は第十条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

第十条第一項中「退職した者」を「退職した職員」に、「（以下「失業保険金の日額」という。）の百八十日分に相当する金額」を「（以下「失業保険金の日額」という。）に、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる日数を乗じて得た額」に改め、同項に第一号から第四号までとして次のように加える。

一　勤続期間六月以上十月未満の者　九十日
二　勤続期間十月以上五年未満の者　百八十日
三　勤続期間五年以上十年未満の者　二百十日
四　勤続期間十年以上の者　二百七十日

第十条第三項中「失業保険金の日額の百八十日分」を「失業保険金の日額に第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる日数を乗じて得た額」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる職員がその退職の日の翌日から起算して一年内に再び職員となり、新たに当該退職手当の支給を受けることができることとなつた場合におけるその支給額及び支給に関して必要な事項は、規則で定める。

第十一条第二項に次の後段を加える。

この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

附則

1　この条例は、公布の日から施行し、昭和三十年九月一

日から適用する。

2　昭和三十年九月一日前の退職により支給する改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十条の規定による退職手当については、なお従前の例による。

3　昭和三十年九月一日以後において改正後の条例第十条の規定を適用する場合の勤続期間が六月以上十月未満で退職した者で、昭和三十年九月一日前の当該勤続期間が六月以上であるものに支給する同条の規定による退職手当については、なお従前の例による。

4　船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員に支給する改正後の条例第十条の規定による退職手当についてはなお従前の例による。

5　昭和三十二年十月三十一日前に退職する職員に対する改正後の条例第十条第一項第四号の規定の適用については、同号中「二百七十日」とあるのは、「二百十日」とする。

広島市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年十月十三日

広島市長　渡辺忠雄

広島市条例第三十号

広島市税条例の一部を改正する条例

広島市税条例（昭和二十九年広島市条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（納付又は納入の委託）

第十五条の二　納税者又は特別徴収義務者がその未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託するため、市長が定める有価証券を徴税吏員に提供した場合においては、徴税吏員は、当該証券により最近において取立が確実と認められるときに限り、その取り立てることができる金額をもつて当該納付し、又は納入することの委託を受けるものとする。この場合において、取立のため費用を要するものにあつては、納税者又は特別徴収義務者は、当該費用に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

第十七条中「金額は、当該徴収金の過納又は誤納であることが納税者又は特別徴収義務者の責に帰すべき事由に因るとき、又はその額」を「金額」に改める。

第十九条中「四銭」を「三銭」に改める。

第二十七条中「三銭」に改める。

（市民税の申告）

第二十七条　市長は、所得税法の規定による確定申告書を提出する義務を有しない者その他これに類する者で市民税の賦課徴収について必要があると認めるものに限り、市長が別に定める様式による市民税申告書の提出を求めることができる。

第二十八条中「前条の規定による申告をした後に、又は同条の申告期限までに申告しなかつた場合においてはその申告期限後に、」を削る。

第二十九条第一項を次のように改める。

市民税の納税義務者のうち、第二十七条の規定によつて申告書の提出を求められたもの及び前条の規定によつて申告すべきものが正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

第三十一条に次の一項を加える。

2　前項第二号の法人等の均等割の額は、千八百円に、法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間中において市内に事務所又は事業所を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

第三十二条の見出し中「均等割」を「個人の均等割」に改め、同条第一項中「前条の額」を「前条第一号の額」に改める。

第三十三条第二項中「同年において適用された」を「適用されるべき」に改める。

第三十四条第三項中「百分の九」を「百分の九・七」に改める。

第三十五条第三号中「所得税法第二十六条第二項本文の規定によつて同条第一項に規定する」を「所得税法第二十六条第一項ただし書の規定によつて」に改める。

第三十七条の見出し中「市民税」を「個人の市民税」に改め、同条中「市民税（法人税割を除く。）」を「個人の市民税」に改める。

第三十八条の見出し中「市民税」を「個人の市民税」に改め、同条第一項中「市民税」を「個人の市民税」に改め、「又は第四十八条の規定によつて申告納付の方法による場合」を削る。

第三十九条から第四十二条まで中「市民税」を「個人の市民税」に改める。

第四十三条の見出し及び同条第一項中「市民税」を「個人の市民税」に改め、同条第二項中「四銭」を「三銭」に改める。

第四十四条を次のように改める。

（個人の市民税の特別徴収）

第四十四条　個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において所得税法第三十八条第一項の規定により給与の支払を受ける際所得税を徴収される者である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。

2　前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を前項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、当該納税義務者が六月三十日までの間において自ら又は特別徴収義務者を通じて給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をした場合においては、この限りでない。

3　前項本文の規定によつて納税義務者の給与所得以外の

所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該納税義務者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該納税義務者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

第四十五条第一項中「市民税」を「個人の市民税」に改める。

第四十七条中「市民税」を「個人の市民税」に改める。

第四十八条の見出し中「法人税割」を「法人等の市民税」に改め、同条第一項中「法人税割を申告納付する義務がある法人は、法第三百二十一条の八の規定によつて同条同項の申告書を」を「市民税を申告納付する義務がある法人等は、法第三百二十一条の八第一項から第四項まで及び第六項の申告書を」に改め、同条第二項中「法第三百二十一条の八第四項」の下に「及び第六項」を加え、「法第三百二十一条の八第一項又は第二項」を「法第三百二十一条の八第一項若しくは第二項又は第六項」に、「四銭」を「三銭」に改める。

第四十九条及び第五十条中「法人税割」を「法人等の市民税」に改める。

第六十一条を次のように改める。

（固定資産税の課税標準）

第六十一条　基準年度（昭和三十一年度及び昭和三十三年度並びに昭和三十三年度から起算して三年度又は三の倍数の年度を経過するごとの年度をいう。以下同じ。）に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度の固定

2　基準年度の土地又は家屋に対して課する第二年度（基準年度の翌年度をいう。以下同じ。）の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。

3　基準年度の土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第二年度の土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準の基礎となる価格と比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4　第二年度の土地又は家屋に対して課する第三年度（第二年度の翌年度をいう。以下同じ。）の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第二年度の土地又は家屋について第三年度の固定資産税の課税標準の基礎となる価格と比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5　第三年度の土地又は家屋に対して課する第四年度以後の各年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第三年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第三年度の土地又は家屋について第四年度以後の各年度の固定資産税の課税標準の基礎となる価格と比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6　第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

7　償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

8　法第三百四十九条の三の規定の適用を受ける固定資産

に対して課する固定資産税の課税標準は、前七項の規定にかかわらず、法第三百四十九条の三に定める額とする。

第六十三条中「五万円」を「十万円」に改める。

第七十二条第一項を次のように改める。

市長は、昭和三十年一月二日から昭和三十三年一月一日までの間において建設された床面積二十坪以下の家屋で、建築の日から引き続きもつぱら居住の用に供しているものについては、当該家屋に対して課する最初の三年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税の税額を当該家屋の床面積の坪数で除して得た額に十五を乗じて得た金額（当該家屋に係る税額）の二分の一の額を減額する。

第七十三条第二項中「四銭」を「三銭」に改める。

第八十三条第一項ただし書中「その新たに取得された日の属する月の翌月の一日」を「その新たに取得された日」に改める。

第八十五条に次のただし書を加える。

ただし、第九十一条第一項の規定により自転車又は荷車の所有者に鑑札を取り付ける場合においては、証紙徴収の方法によつて徴収する。

第八十六条の次に次の一条を加える。

（自転車荷車税の証紙徴収の手続）

第八十六条の二　自転車荷車税の納税者は、第九十一条第一項の規定によりその所有に係る自転車又は荷車の車体に鑑札の取付を受ける際、市長の定める書類に広島市収入証紙をはらなければならない。

第八十七条第一項を削り、同条第二項の項番号を削る。

第九十三条中「百十五分の十」を「百分の九」に改める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、市民税のうち、個人の市民税に関する部分は昭和三十一年度から、法人の均等割に関する部分は昭和三十一年四月一日以後に事業年度の終了する法人の市民税から、法人税法第四条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割に関する部分は昭和三十一年度分の法人等の市民税から、法人税割に関する部分は昭和三十年七月一日の属する事業年度以降の事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る分（清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の分配により納付すべき法人税額に係る分を含む。）から、固定資産税に関する部分（新条例第六十一条第八項及び第七十二条の二第一項に係る分を除く。）は昭和三十一年度分から、その他の部分は昭和三十年度分の市税から適用する。

3　新条例第十七条の規定は、昭和三十年八月一日以後において遅付し、又は充当すべき額について適用する。ただし、当該額で昭和三十年八月一日前の期間に対応するものについては、なお、従前の例による。

4　法人の昭和三十年七月一日から同年九月三十日までの間に終了する事業年度分の市民税及び当該期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る市民税に限り、新条例第三十四条第三項中「百分の九・七」とあるのは「百分の九・五」と読み替えるものとする。

5　新条例第九十三条の規定は、昭和三十一年三月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用するものとし、同日前に係る分については、なお、従前の例による。

6　新条例第十九条、第四十三条第二項、第四十八条第二項及び第七十三条第二項の規定は、昭和三十年八月一日以後に納付し、納入し、又は徴収する延滞金額又は延滞加算金額について適用する。ただし、当該延滞金額又は延滞加算金額で昭和三十年八月一日前の期間に対応するものについては、なお、従前の例による。

7　昭和二十九年度分以前の市税（市民税のうち、個人の市民税にあつては昭和三十年度分以前の分、法人の均等割にあつては昭和三十年四月一日前に事業年度の終了する法人の市民税、法人税法第四条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割にあつては昭和三十年度分以前の法人等の市民税、法人税割にあつては昭和三十年七月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る分、固定資産税（新条例第六十一条第八項及び第七十二条の二第一項に係る部分を除く。）にあつては昭和三十年度分以前の分）については、なお、従前の例による。

広島市園芸指導所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年十月十三日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市条例第三十一号

広島市園芸指導所設置条例の一部を改正する条例

広島市園芸指導所設置条例（昭和二十六年六月十九日広島市条例第十号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第三条第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　付設冷蔵庫の管理に関すること。

第七条を第十三条とし、第六条の次に次の六条を加える。

第七条　指導所付設の冷蔵庫（以下「冷蔵庫」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2　市長において冷蔵庫の管理上支障があると認めるとき、又はその使用が不適当と認めるときは、冷蔵庫の使用を許可しない。

第八条　冷蔵庫の使用者から、一立方尺につき一月八十八円（重量により使用料を算出する場合にあつては、十貫につき一月二百六十四円）の範囲内で市長の定める額の使用料を徴収する。

第九条　使用料は、第七条第一項の規定により使用を許可する際、徴収する。

第十条　既納の使用料は、返還しない。ただし、市長において相当の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

第十一条　市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第十二条　本市は、冷蔵庫の使用により使用者が被つた損害について、その賠償の責を負わない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

◎規　則

広島市定期家畜市場業務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年九月十六日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第四十二号

広島市定期家畜市場業務規則の一部を改正する規則

広島市定期家畜市場業務規則（昭和二十八年広島市規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（開催日）

第二条　市場は、左に掲げる日を除く外、毎日開催するものとする。但し、市長において特に必要があると認める場合においては、左に掲げる日においても、開催することがある。

一　日曜日

二　国民の祝日

三　八月六日

四　年末年始（十二月三十一日から翌年一月三日まで）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市助役事務担任規則をここに公布する。

昭和三十年九月二十六日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第四十三号

広島市助役事務担任規則

第一条　助役は、左の区分により事務を担任する。

沖野助役

一　市長室、会計課、東京事務所及び社会保険広島市民病院に関する事務

二　総務局に関する事務

三　厚生局に関する事務

四　消防局に関する事務

佐々木助役

一　産業局に関する事務

二　建設局に関する事務

三　水道局に関する事務

四　競輪競馬事務局に関する事務

第二条　他の助役の担任事務に関連のある事務については、両助役がこれを合議するものとする。

第三条　助役に事故があるとき、又は助役不在のときは、他の助役がその事務を担任する。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　広島市職員共済組合条例施行規則（昭和三十年広島市規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「助役」を「総務局担任助役」に改める。

地方自治法第百五十二条第一項の規定による市長の代理順序に関する規則をここに公布する。

昭和三十年九月二十六日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第四十四号

地方自治法第百五十二条第一項の規定による市長の代理順序に関する規則

地方自治法第百五十三条第一項の規定による市長の代理順序は、左のとおりとする。

助役　沖　野　悟

助役　佐々木　銑

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

准職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年九月二十八日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第四十五号

准職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

准職員の給与に関する規則（昭和三十年広島市規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号及び第二号中「五千八百七十五円」を「七千六百二十五円」に、「二百三十五円」を「三百五円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年七月一日から適用する。

広島市職員共済組合条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年九月二十八日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第四十六号

広島市職員共済組合条例施行規則の一部を改正する規則

広島市職員共済組合条例施行規則（昭和三十年広島市規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　掛金及び市負担金

第四章中第二十九条の次に次の一条を加える。

（市負担金の基礎となる組合員数）

第二十九の二　合員の数は、毎年四月一日現在における組合員の数による組合員の数によるものとする。

4　昭和三十年において新たに選任される評議員の任期は、第四条の規定にかかわらず、昭和三十一年五月三十一日までとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。但し、第二十九条の二の改正規定は、昭和三十年度分の負担金から適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十月一日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第四十七号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十六年八月二十八日広島市規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三を次のように改める。

別表第三

危険作業従事職員の特殊勤務手当

種別	作業の内容	支給日額
第一種	水銀、砒素、黄りん、弗素、青酸、瓦斯又はこれらの化合物を取り扱う業務その他有害ガス、有害蒸気又は有害粉じんの発散する場所における業務及び多量の硫酸、硝酸、塩酸、石炭酸その他これらに準ずる有害薬品を取り扱う業務のうち、特に有害な業務	三十五円
第二種	土木建築作業又は船舶荷役作業に従事する者で、地下四メートル以上の作業場所において行う作業（潜水作業を除く。）又は高圧室内作業	二十五円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

失業者の退職手当支給規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十月一日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第四十八号

失業者の退職手当支給規程の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規程（昭和二十九年広島市規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年広島市条例第六十二号）」を「職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年広島市条例第六十二号。以下「条例」という。）」に改める。

第三条第一号中「の百八十日分に相当する金額」を「に下「基準日数」という。）を乗じて得た額」に改める。

第五条第一項第一号中「百八十日」を「基準日数」に改める。

第十条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

（一年内に再退職をした場合の失業者の退職手当）

第十条　受給資格者が、退職の日の翌日から起算して一年内に再び職員となり、退職した場合において、新たに受給資格を有することとなつたときは、その退職の日以後は、前の受給資格に基く失業者の退職手当は、支給しない。

2　前項の場合において、前の受給資格に係る退職手当の支給を受けた日数が、新たな受給資格に係る退職手当の基準日数に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該新たな受給資格に係る基準日数に、その達しない日数を加算した日数を、新たな受給資格に係る基準日数とする。

別記様式第一を次のように改める。

別記様式第二（表）を次のように改める。

別記様式第一

	失業者の退職手当受給資格者証 昭和　年　月　日交付					合帳番号	
受給資格者	本籍地						
	現住所						
	元職名		氏名	年　月　日生	年齢　歳	性別	
就職年月日	年　月　日	勤続期間	年　月				
退職年月日	年　月　日						
退職の理由	退職時支給された退職手当		基準日数				
	円（A）		日				
失業者の退職手当の額 （D×　日）－A 円（E）	最後の六月に支払つた給与総額 給料　円 扶養手当　円 勤務地手当　円 超過勤務手当（休日給夜勤手当を含む。）　円 特殊勤務手当　円 特別手当　円 合計　円（B）						
待期日数 A／D　日（F）							
給付日数 日－F日　日							
摘要	B／180　円　銭（C）						
	保険金の日額　円（D）						
年　月　日 広島市長 （もとの任免権者）　㊞							

別記様式第二（表）　失業者の退職手当支給台帳

受給資格者	本籍地					合帳番号	
	現住所						
	旧勤務場所		元職名				
	氏名		性別	生年月日及び満年齢	年　月　日生　歳		
就職年月日	年　月　日	勤続期間	年　月	退職の理由			
退職年月日	年　月　日	基準日数	日				
受給資格者証交付年月日	年　月　日	最後の六月に支払つた給与総額					
退職時支給した退職手当	円（A）	給料　円 扶養手当　円 勤務地手当　円 超過勤務手当（休日給夜勤手当を含む。）　円 特殊勤務手当　円 特別手当　円 合計　円（B）					
失業者の退職手当の額	円（E）						
同上の日額	円（D）						
待期日数	（A／D）　日（F）						
給付日数	（　日～F）　日	B／180　円　銭（C）	失業保険金の日額	円（D）			
摘要		D×　日－A　＝E					
失業者の手当の支給できる年月日	昭和　年　月　日（退職年月日の翌日から待期日数を経過した日）						
同上支給ができなくなる年月日	昭和　年　月　日（退職年月日の翌日から一年経過した日）						
支給経過 第一回	自昭和　年　月　日 至昭和　年　月　日　間　日分	円					
	昭和　年　月　日受付 昭和　年　月　日支給	支給順序番号	責任者　㊞				
	給付残日数　日	給付残額　円					
第二回	（省略）						
第三回							
第四回							
第五回							

別記様式第二号　　許　可　書

広島市指令建　第　　号
住所
氏名　　殿
昭和　年　月　日付で申請のあった土地区画整理法第79条第1項の規定による建築行為等の制限行為については、下記により許可します。

昭和　年　月　日
広島市長　氏　　名　㊞

条件	
敷地の町名及び地番又は街区番号及び区画番号	町　丁目　番地　ブロック　ロット
建築主の住所及び氏名	住所 氏名
許可の種類	1. 土地の形質の変更　3. 物件の設置又は堆積 2. 建築物等の新・改・増築
建築着手予定期日	許可書受付　昭和　年　月　日
建築完了予定期日	許可書受付　昭和　年　月　日
備考	

別記様式第三号

広島市指令建復第　　号
昭和　年　月　日
殿
広島市長　氏　　名　㊞

土地区画整理法第76条第1項の規定による
建築行為等の制限行為の不許可について

昭和　年　月　日付をもって申請のあった（土地の形質の変更、建築物等の新、改、増築、物件の設置、たい積）については、下記の理由により許可できませんので通知します。

（理由）

第二十九の二条　条例第十七条第一項の規定により定める建築物の敷地、構造及び建築設備の制限に関する条例（昭和二十五年広島市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　第十五条の二の規定による納税者又は特別徴収義務者の未納に係る有価証券（納付又は納入の委託をする場合に使用することができる有価証券に限る。）は、券面金額が納税者又は特別徴収義務者の未納に係る徴収金の合計額をこえない先日付小切手、約束手形及び為替手形とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第四十九号

広島市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十月十三日

広島市長　渡辺忠雄

広島市税条例施行規則（昭和二十七年広島市規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　第十五条の二の規定による納税者又は特別徴収義務者の未納に係る有価証券（納付又は納入の委託をする場合に使用することができる有価証券に限る。）は、券面金額が納税者又は特別徴収義務者の未納に係る徴収金の合計額をこえない先日付小切手、約束手形及び為替手形とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第五十号

広島市土地区画整理法施行細則をここに公布する。

昭和三十年十月十三日

広島市長　渡辺忠雄

広島市土地区画整理法施行細則

第一条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定による許可申請をしようとする者は、別記様式第一号による許可申請書を市長に提出しなければならない。

2　前項の申請には、附近見取図、配置図及び平面図各一部を添付しなければならない。

別記様式第一号　　許　可　申　請　書

下記のとおり土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等の制限行為をしたいので許可下さいますよう申請します。

なお、この申請書添附書類及び図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

昭和　年　月　日

申請者　住所
氏名　　㊞

広島市長　氏　　名　殿

敷地の町名及び地番又は街区番号及び区画番号	町　丁目　番地	ブロック	ロット
建築主の住所及び氏名	住所	所名	印
同意の印	土地所有者	住民	印
	その他の関係者	権者	印
	その他の関係者	住民	印
建築主の住所及び氏名	住民	所名	
申請の種類	1. 土地の形質の変更　3. 物件設置、たい積 2. 建築物等の新、改、増築		
記		受	
事		付	

1　添附図面　附近見取図、配置図及び平面図各2通
2　建築確認済の場合は確認書

第二条　市長は、法第七十六条第一項の規定による許可の申請があったときは、別記様式第二号により、その許可をしたときは、別記様式第三号により、不許可の決定をしたときは、別記様式第四号により、その旨を申請者に通知する。

第三条　法第七十六条第四項の規定により、当該者に定める様式の命令書により行うものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年九月一日から適用する。

2　広島市災害復旧土地区画整理法施行規則（昭和二十七年広島市規則第十七号）は、廃止する。

一　原状回復命令　別記様式第四号
二　移転命令　別記様式第五号
三　除却命令　別記様式第六号

（別記様式第四号）

広建復第　　号
昭和　年　月　日

広島市長　氏　名　㊞

殿

原状回復命令書

左記所在の土地に対する形質の変更は、土地区画整理法第七十六条第一項の規定に違反するから同条第四項の規定により所定の期限までに原状に回復することを命ずる。

記

所在地	坪数	理由	原状回復期限	摘要
広島市　町（ブロック）（ロット）番地				

注意　前記の命令に違反した場合においては、土地区画整理法第百四十条の規定により六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処せられるから注意されたい。
なお、前記の期限までに原状回復の義務を履行されない場合は、行政代執行法第二条及び第三条の規定によつて代執行するから念のため申し添える。

……切……取……線……

月　日付広建復第　号の原状回復命令書は、正に受領いたしました。

昭和　年　月　日

住所
氏名　㊞

広島市長　氏　名　殿

（別記様式第五号）

広建復第　　号
昭和　年　月　日

広島市長　氏　名　㊞

殿

移転命令書

貴殿所有の左記の建物（工作物）は、土地区画整理法第七十六条第一項の規定に違反するから同条第四項の規定により所定の期限までに移転することを命ずる。

記

所在地	種別	構造	数量	移転期限	摘要
広島市　町　番地					

広島市告示第百二号

昭和三十年九月二十三日市議会の議決を経た、昭和三十年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加の要領は、次の通りである。この予算は、即日施行する。

昭和三十年九月二十三日　　広島市長　渡　辺　忠　雄

昭和30年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加

歳　入

款　項	目	前回までの累計額	追加予算額	計	各目明細 節	金額	附記	
		円	円	円		円		
3.国庫支出金		235,734,000	12,000,000	247,734,000				
1.国庫補助金		235,734,000	12,000,000	247,734,000				
	1.建設費補助	235,734,000	12,000,000	247,734,000	①建設費補助	12,000,000	特別失業対策費補助	12,000,000
5.繰入金		235,182,000	4,309,000	239,491,000				
1.繰入金		235,182,000	4,309,000	239,491,000				
	1.一般会計より繰入金	235,182,000	4,309,000	239,491,000	①一般会計より繰入金	4,309,000	一般会計より繰入金	4,309,000
9.市債		191,100,000	8,000,000	199,100,000				
1.市債		191,100,000	8,000,000	199,100,000				
	1.建設債	191,100,000	8,000,000	199,100,000	①建設債	8,000,000	特別失業対策費公債	8,000,000
歳入合計		790,861,000	24,309,000	815,170,000				

歳　出

款　項	目	前回までの累計額	追加予算額	計	各目明細 節	金額	附記	金額	
		円	円	円		円		円	
1.建設費		563,859,000	4,307,568,166,000						
11.都市公共施設整備費		2,988,000	4,307,000	7,295,000					
	2.工事費	91,468,000	4,307,000	7,187,000	補償金及補塡金	4,307,000	補償金	4,307,000	
2.第一期下水道築造事業費本年度支出額		11,468,000	20,002,000	111,470,000					
4.特別失業対策費		—	20,002,000	20,002,000					
	1.事務費	—	1,201,000	1,201,000	④旅費	84,000	普通旅費	72,000	
							市内出張旅費	12,000	
					⑤職員手当	167,000	超過勤務手当	165,000	
							特殊勤務手当	1,000	
							災害補償費	1,000	
					⑨賃金	784,000	臨時雇員給	784,000	1人260円 延3.015人分
					⑪消耗品費	48,000	文具費	41,000	
							消耗概材費	7,000	
					⑬食糧費	60,000	食糧費	60,000	
					⑭印刷製本費	28,000	印刷製本費	28,000	
					㉕備品費	30,000	庁用器具費	30,000	
	2.工事費	—	18,801,000	18,801,000	⑨賃金	9,959,000	人夫賃	9,959,000	1人365円 延27.260人分
					⑪消耗品費	30,000	消耗機材費	30,000	
					⑫燃料費	20,000	燃料費	20,000	
					⑭印刷製本費	11,000	印刷製本費	11,000	
					⑮光熱水料	80,000	光熱水料	80,000	
					㉒委託料	30,000	委託料	30,000	
					㉓修繕料	30,000	修繕料	30,000	
					㉕備品費	50,000	工事用器具費	50,000	
					㉘原材料費	8,050,000	諸資材費	8,050,000	
					㉛補償金及補塡金	1,000	補償金	1,000	
					㉝保険金	549,000	保険料	5,490,000	労働者災害補償其他保険料
歳出合計		790,861,000	24,309,000	815,170,000					

歳入出差引残金なし

歳　出

款　項	目	前回までの累計額	追加予算額	計	各目明細 節	金額	附記	金額	
		円	円	円		円		円	
2.役所費		382,701,000	835,000	383,736,000					
1.役所費		322,294,000	425,000	322,719,000					
	7.需用費	23,451,000	425,000	23,876,000	⑪消耗品費	25,000	消耗機材費	25,000	
					⑬食糧費	250,000	食糧費	250,000	
					⑭印刷製本費	150,000	印刷製本費	150,000	
5.諸費		52,868,000	410,000	53,278,000					
	3.負担金補助及交付金	32,508,000	410,000	32,918,000	㉜負担金補助及交付金	410,000	負担金	410,000	第3回日米太平洋市長会議その他負担金
4.消防費		102,491,000	657,000	103,148,000					
1.消防費		94,901,000	400,000	95,301,000					
	6.需用費	21,315,000	400,000	21,715,000	㉑請負費	400,000	請負費	400,000	防火貯水槽移転工事費
2.消防団費		7,590,000	257,000	7,847,000					
	5.負担金補助及交付金	70,000	257,000	327,000	㉜負担金補助及交付金	257,000	補助金	257,000	分団車庫及詰所建設費助金
8.保健衛生費		179,471,000	1,739,000	181,207,000					
21.し尿消化槽建設費		10,000,000	1,736,000	11,736,000					
	1.需用費	10,000,000	1,681,000	11,681,000	㉑請負費	1,681,000	請負費	1,681,000	し尿消化槽建設工事費
	2.施設費	—	55,000	55,000	㉕施設費	55,000	機械購入費	55,000	
9.産業経済費		72,926,000	704,000	73,630,000					
3.農水産諸費		11,399,000	704,000	12,103,000					
	7.補償金及補損金	—	704,000	704,000	㉛補償金及補損金	704,000	損失補償金	1,000	
							利子補給金	703,000	
10.財産費		22,861,000	462,000	23,323,000					
2.財産管理費		22,269,000	462,000	22,731,000					
	5.補償金及補損金	8,500,000	462,000	8,962,000	㉛補償金及補損金	462,000	補償金	462,000	
17.諸支出金		488,467,000	4,309,000	492,776,000					
4.特別会計繰出金		240,875,000	4,309,000	245,184,000					
	1.他会計繰出金	240,875,000	4,309,000	245,184,000	㉚損他会計へ繰出	4,309,000	特別会計建設費繰出金	4,309,000	
歳出合計		2,636,075,000	8,703,000	2,644,778,000					

歳入出差引残金なし

広島市告示第百三号

昭和三十年国勢調査施行心得（昭和三十年総理府訓令第四号）第八条第二項及び第十条第二項の規定に基き、国勢調査員の氏名並びに当該国勢調査員が担当する調査区番号及びその区域、又それぞれの国勢調査員の指導を担当する国勢調査指導員の氏名を、次のとおり告示する。

昭和三十年九月二十八日

広島市長　渡辺忠雄

調査区番号	調査担当地域	調査員の氏名	調査員の指導を担当する指導員の氏名
一	新庄町西部	原田陸民	藤田多喜登
二	三滝町西部	石本武雄	〃
三	〃東部	山本拓造	〃
四	〃	小河愛子	〃
五	〃	中川数夫	〃
六	打越町西部	吉内清	〃
七	〃	山崎正一	〃
八	〃中部	山本恵一	〃
九	〃東部	立花鶴五郎	〃
一〇	〃	常雄	〃
一一	中部	坂本亀吉	〃
一二	〃	西本末治	〃
一三	東部北部	山中勝一	〃
一四	〃	角野尻三	〃
一五	〃	東本清	〃
一六	中部	山内一豊	〃
一七	〃	渡辺富雄	〃
一八	〃	倉本秀雄	〃
一九	〃	上野倉一	〃
二〇	〃	加藤寅之助	〃
二一	山手町北部	坂上善作	〃
二二	〃南部	藤原春雄	〃
二三	横川町一丁目西部	横川町一丁目中部	藤田多喜登
二四	〃	横川町二丁目中部	〃
二五	〃	横川町二丁目中部	〃
二六	〃	〃	〃
二七	〃	〃	〃
二八	〃	〃	〃
二九	〃	〃	〃
三〇	〃	〃	〃
三一	〃	〃	〃
三二	〃	〃	〃
三三	〃	〃	〃
三四	〃	〃	〃
三五	〃	〃	〃
三六	〃	〃	〃
三七	〃	〃	〃
三八	〃	〃	〃
三九	〃	〃	〃
四〇	〃	〃	〃
四一	〃	〃	〃
四二	〃	〃	〃
四三	〃	〃	〃
四四	〃	〃	〃
四五	〃	〃	〃
四六	〃	〃	〃
四七	〃	〃	〃
四八	〃	〃	〃
四九	〃	〃	〃
五〇	〃	〃	〃
五一	〃	〃	〃
五二	〃	〃	〃
五三	〃	〃	〃
五四	〃	〃	〃
五五	〃	〃	〃
五六	〃	〃	〃
五七	〃	〃	〃
五八	〃	〃	〃
五九	〃	〃	〃
六〇	〃	〃	〃
六一	〃	〃	〃
六二	〃	〃	〃
六三	〃	〃	〃
六四	〃	〃	〃
六五	〃	〃	〃
六六	〃	〃	〃
六七	〃	〃	〃
六八	〃	〃	〃
六九	〃	〃	〃
七〇	〃	〃	〃
七一	〃	〃	〃
七二	〃	〃	〃
七三	〃	〃	〃
七四	〃	〃	〃
七五	〃	〃	〃
七六	〃	〃	〃
七七	〃	〃	〃
七八	〃	〃	〃
七九	〃	〃	〃
八〇	〃	〃	〃
八一	〃	〃	〃
八二	〃	〃	〃
八三	〃	〃	〃
八四	〃	〃	〃
八五	〃	〃	〃
八六	〃	〃	〃
八七	〃	〃	〃
八八	〃	〃	〃
八九	〃	〃	〃
九〇	〃	〃	〃
九一	〃	〃	〃
九二	〃	〃	〃
九三	〃	〃	〃
九四	〃	〃	〃
九五	〃	〃	〃
九六	〃	〃	〃
九七	〃	〃	〃
九八	〃	〃	〃
九九	〃	〃	〃
一〇〇	〃	〃	〃
一〇一	〃	〃	〃
一〇二	〃	〃	〃
一〇三	〃	〃	〃
一〇四	〃	〃	〃
一〇五	〃	〃	〃
一〇六	〃	〃	〃
一〇七	〃	〃	〃
一〇八	〃	〃	〃
一〇九	〃	〃	〃
一一〇	〃	〃	〃
一一一	〃	〃	〃
一一二	〃	〃	〃
一一三	〃	〃	〃
一一四	〃	〃	〃
一一五	〃	〃	〃
一一六	〃	〃	〃
一一七	〃	〃	〃
一一八	〃	〃	〃
一一九	〃	〃	〃
一二〇	〃	〃	〃
一二一	〃	〃	〃
一二二	〃	〃	〃
一二三	〃	〃	〃
一二四	〃	〃	〃
一二五	〃	〃	〃
一二六	〃	〃	〃
一二七	〃	〃	〃
一二八	〃	〃	〃
一二九	〃	〃	〃
一三〇	〃	〃	〃
一三一	〃	〃	〃
一三二	〃	〃	〃
一三三	〃	〃	〃
一三四	〃	〃	〃
一三五	〃	〃	〃
一三六	〃	〃	〃
一三七	〃	〃	〃
一三八	〃	〃	〃
一三九	〃	〃	〃
一四〇	〃	〃	〃
一四一	〃	〃	〃
一四二	〃	〃	〃
一四三	〃	〃	〃
一四四	〃	〃	〃
一四五	〃	〃	〃
一四六	〃	〃	〃
一四七	〃	〃	〃
一四八	〃	〃	〃
一四九	〃	〃	〃
一五〇	〃	〃	〃
一五一	〃	〃	〃
一五二	〃	〃	〃
一五三	〃	〃	〃
一五四	〃	〃	〃
一五五	〃	〃	〃
一五六	〃	〃	〃
一五七	〃	〃	〃
一五八	〃	〃	〃
一五九	〃	〃	〃
一六〇	〃	〃	〃
一六一	〃	〃	〃
一六二	〃	〃	〃
一六三	〃	〃	〃
一六四	〃	〃	〃
一六五	〃	〃	〃
一六六	〃	〃	〃
一六七	〃	〃	〃
一六八	〃	〃	〃
一六九	〃	〃	〃
一七〇	〃	〃	〃
一七一	〃	〃	〃
一七二	〃	〃	〃
一七三	〃	〃	〃
一七四	〃	〃	〃
一七五	〃	〃	〃
一七六	〃	〃	〃
一七七	〃	〃	〃
一七八	〃	〃	〃
一七九	〃	〃	〃
一八〇	〃	〃	〃
一八一	〃	〃	〃
一八二	〃	〃	〃
一八三	〃	〃	〃
一八四	〃	〃	〃
一八五	〃	〃	〃
一八六	〃	〃	〃
一八七	〃	〃	〃
一八八	〃	〃	〃
一八九	〃	〃	〃
一九〇	〃	〃	〃
一九一	〃	〃	〃
一九二	〃	〃	〃
一九三	〃	〃	〃
一九四	〃	〃	〃
一九五	〃	〃	〃
一九六	〃	〃	〃
一九七	〃	〃	〃
一九八	〃	〃	〃
一九九	〃	〃	〃
二〇〇	〃	〃	〃
二〇一	〃	〃	〃
二〇二	〃	〃	〃
二〇三	〃	〃	〃
二〇四	〃	〃	〃
二〇五	〃	〃	〃
二〇六	〃	〃	〃
二〇七	〃	〃	〃
二〇八	〃	〃	〃
二〇九	〃	〃	〃
二一〇	〃	〃	〃
二一一	〃	〃	〃
二一二	〃	〃	〃
二一三	〃	〃	〃
二一四	〃	〃	〃
二一五	〃	〃	〃
二一六	〃	〃	〃
二一七	〃	〃	〃
二一八	〃	〃	〃
二一九	〃	〃	〃
二二〇	〃	〃	〃
二二一	〃	〃	〃
二二二	〃	〃	〃
二二三	〃	〃	〃
二二四	〃	〃	〃
二二五	〃	〃	〃
二二六	〃	〃	〃
二二七	〃	〃	〃
二二八	〃	〃	〃
二二九	〃	〃	〃
二三〇	〃	〃	〃
二三一	〃	〃	〃
二三二	〃	〃	〃
二三三	〃	〃	〃
二三四	〃	〃	〃
二三五	〃	〃	〃
二三六	〃	〃	〃
二三七	〃	〃	〃
二三八	〃	〃	〃
二三九	〃	〃	〃
二四〇	〃	〃	〃
二四一	〃	〃	〃
二四二	〃	〃	〃
二四三	〃	〃	〃
二四四	〃	〃	〃
二四五	〃	〃	〃
二四六	〃	〃	〃
二四七	〃	〃	〃
二四八	〃	〃	〃
二四九	〃	〃	〃
二五〇	〃	〃	〃
二五一	〃	〃	〃
二五二	〃	〃	〃
二五三	〃	〃	〃
二五四	〃	〃	〃
二五五	〃	〃	〃
二五六	〃	〃	〃
二五七	〃	〃	〃
二五八	〃	〃	〃
二五九	〃	〃	〃
二六〇	〃	〃	〃
二六一	〃	〃	〃
二六二	〃	〃	〃
二六三	〃	〃	〃
二六四	〃	〃	〃
二六五	〃	〃	〃
二六六	〃	〃	〃
二六七	〃	〃	〃
二六八	〃	〃	〃
二六九	〃	〃	〃
二七〇	〃	〃	〃
二七一	〃	〃	〃
二七二	〃	〃	〃
二七三	〃	〃	〃
二七四	〃	〃	〃
二七五	〃	〃	〃
二七六	〃	〃	〃
二七七	〃	〃	〃
二七八	〃	〃	〃
二七九	〃	〃	〃
二八〇	〃	〃	〃
二八一	〃	〃	〃
二八二	〃	〃	〃
二八三	〃	〃	〃
二八四	〃	〃	〃
二八五	〃	〃	〃
二八六	〃	〃	〃
二八七	〃	〃	〃
二八八	〃	〃	〃
二八九	〃	〃	〃
二九〇	〃	〃	〃
二九一	〃	〃	〃
二九二	〃	〃	〃
二九三	〃	〃	〃
二九四	〃	〃	〃
二九五	〃	〃	〃
二九六	〃	〃	〃
二九七	〃	〃	〃
二九八	〃	〃	〃
二九九	〃	〃	〃
三〇〇	〃	〃	〃
三〇一	〃	〃	〃
三〇二	〃	〃	〃
三〇三	〃	〃	〃
三〇四	〃	〃	〃
三〇五	〃	〃	〃
三〇六	〃	〃	〃
三〇七	〃	〃	〃
三〇八	〃	〃	〃
三〇九	〃	〃	〃
三一〇	〃	〃	〃
三一一	〃	〃	〃
三一二	〃	〃	〃
三一三	〃	〃	〃
三一四	〃	〃	〃
三一五	〃	〃	〃
三一六	〃	〃	〃
三一七	〃	〃	〃
三一八	〃	〃	〃
三一九	〃	〃	〃
三二〇	〃	〃	〃
三二一	〃	〃	〃
三二二	〃	〃	〃
三二三	〃	〃	〃
三二四	〃	〃	〃
三二五	〃	〃	〃
三二六	〃	〃	〃
三二七	〃	〃	〃
三二八	〃	〃	〃
三二九	〃	〃	〃
三三〇	〃	〃	〃
三三一	〃	〃	〃
三三二	〃	〃	〃
三三三	〃	〃	〃
三三四	〃	〃	〃
三三五	〃	〃	〃
三三六	〃	〃	〃
三三七	〃	〃	〃
三三八	〃	〃	〃
三三九	〃	〃	〃
三四〇	〃	〃	〃
三四一	〃	〃	〃
三四二	〃	〃	〃
三四三	〃	〃	〃
三四四	〃	〃	〃
三四五	〃	〃	〃
三四六	〃	〃	〃
三四七	〃	〃	〃
三四八	〃	〃	〃
三四九	〃	〃	〃
三五〇	〃	〃	〃
三五一	〃	〃	〃
三五二	〃	〃	〃
三五三	〃	〃	〃
三五四	〃	〃	〃
三五五	〃	〃	〃
三五六	〃	〃	〃
三五七	〃	〃	〃
三五八	〃	〃	〃
三五九	〃	〃	〃
三六〇	〃	〃	〃
三六一	〃	〃	〃
三六二	〃	〃	〃
三六三	〃	〃	〃
三六四	〃	〃	〃
三六五	〃	〃	〃
三六六	〃	〃	〃
三六七	〃	〃	〃
三六八	〃	〃	〃
三六九	〃	〃	〃
三七〇	〃	〃	〃
三七一	〃	〃	〃
三七二	〃	〃	〃
三七三	〃	〃	〃
三七四	〃	〃	〃
三七五	〃	〃	〃
三七六	〃	〃	〃
三七七	〃	〃	〃
三七八	〃	〃	〃
三七九	〃	〃	〃
三八〇	〃	〃	〃
三八一	〃	〃	〃
三八二	〃	〃	〃
三八三	〃	〃	〃
三八四	〃	〃	〃
三八五	〃	〃	〃
三八六	〃	〃	〃
三八七	〃	〃	〃
三八八	〃	〃	〃
三八九	〃	〃	〃
三九〇	〃	〃	〃
三九一	〃	〃	〃
三九二	〃	〃	〃
三九三	〃	〃	〃
三九四	〃	〃	〃
三九五	〃	〃	〃
三九六	〃	〃	〃
三九七	〃	〃	〃
三九八	〃	〃	〃
三九九	〃	〃	〃
四〇〇	〃	〃	〃
四〇一	〃	〃	〃
四〇二	〃	〃	〃
四〇三	〃	〃	〃
四〇四	〃	〃	〃
四〇五	〃	〃	〃
四〇六	〃	〃	〃
四〇七	〃	〃	〃
四〇八	〃	〃	〃
四〇九	〃	〃	〃
四一〇	〃	〃	〃
四一一	〃	〃	〃
四一二	〃	〃	〃
四一三	〃	〃	〃
四一四	〃	〃	〃
四一五	〃	〃	〃
四一六	〃	〃	〃
四一七	〃	〃	〃
四一八	〃	〃	〃
四一九	〃	〃	〃
四二〇	〃	〃	〃
四二一	〃	〃	〃
四二二	〃	〃	〃
四二三	〃	〃	〃
四二四	〃	〃	〃
四二五	〃	〃	〃
四二六	〃	〃	〃
四二七	〃	〃	〃
四二八	〃	〃	〃
四二九	〃	〃	〃
四三〇	〃	〃	〃
四三一	〃	〃	〃
四三二	〃	〃	〃
四三三	〃	〃	〃
四三四	〃	〃	〃
四三五	〃	〃	〃
四三六	〃	〃	〃
四三七	〃	〃	〃
四三八	〃	〃	〃
四三九	〃	〃	〃
四四〇	〃	〃	〃
四四一	〃	〃	〃
四四二	〃	〃	〃
四四三	〃	〃	〃
四四四	〃	〃	〃
四四五	〃	〃	〃
四四六	〃	〃	〃
四四七	〃	〃	〃
四四八	〃	〃	〃
四四九	〃	〃	〃
四五〇	〃	〃	〃
四五一	〃	〃	〃
四五二	〃	〃	〃
四五三	〃	〃	〃
四五四	〃	〃	〃
四五五	〃	〃	〃
四五六	〃	〃	〃
四五七	〃	〃	〃
四五八	〃	〃	〃
四五九	〃	〃	〃
四六〇	〃	〃	〃
四六一	〃	〃	〃
四六二	〃	〃	〃
四六三	〃	〃	〃
四六四	〃	〃	〃
四六五	〃	〃	〃
四六六	〃	〃	〃
四六七	〃	〃	〃
四六八	〃	〃	〃
四六九	〃	〃	〃
四七〇	〃	〃	〃
四七一	〃	〃	〃
四七二	〃	〃	〃
四七三	〃	〃	〃
四七四	〃	〃	〃
四七五	〃	〃	〃
四七六	〃	〃	〃
四七七	〃	〃	〃
四七八	〃	〃	〃
四七九	〃	〃	〃
四八〇	〃	〃	〃
四八一	〃	〃	〃
四八二	〃	〃	〃
四八三	〃	〃	〃
四八四	〃	〃	〃
四八五	〃	〃	〃
四八六	〃	〃	〃
四八七	〃	〃	〃
四八八	〃	〃	〃
四八九	〃	〃	〃
四九〇	〃	〃	〃
四九一	〃	〃	〃
四九二	〃	〃	〃
四九三	〃	〃	〃
四九四	〃	〃	〃
四九五	〃	〃	〃
四九六	〃	〃	〃
四九七	〃	〃	〃
四九八	〃	〃	〃
四九九	〃	〃	〃
五〇〇	〃	〃	〃
五〇一	〃	〃	〃
五〇二	〃	〃	〃
五〇三	〃	〃	〃
五〇四	〃	〃	〃
五〇五	〃	〃	〃
五〇六	〃	〃	〃
五〇七	〃	〃	〃
五〇八	〃	〃	〃
五〇九	〃	〃	〃
五一〇	〃	〃	〃
五一一	〃	〃	〃
五一二	〃	〃	〃
五一三	〃	〃	〃
五一四	〃	〃	〃
五一五	〃	〃	〃
五一六	〃	〃	〃
五一七	〃	〃	〃
五一八	〃	〃	〃
五一九	〃	〃	〃
五二〇	〃	〃	〃
五二一	〃	〃	〃
五二二	〃	〃	〃
五二三	〃	〃	〃
五二四	〃	〃	〃
五二五	〃	〃	〃
五二六	〃	〃	〃
五二七	〃	〃	〃
五二八	〃	〃	〃
五二九	〃	〃	〃
五三〇	〃	〃	〃
五三一	〃	〃	〃
五三二	〃	〃	〃
五三三	〃	〃	〃
五三四	〃	〃	〃
五三五	〃	〃	〃
五三六	〃	〃	〃
五三七	〃	〃	〃
五三八	〃	〃	〃
五三九	〃	〃	〃
五四〇	〃	〃	〃
五四一	〃	〃	〃
五四二	〃	〃	〃
五四三	〃	〃	〃
五四四	〃	〃	〃
五四五	〃	〃	〃
五四六	〃	〃	〃
五四七	〃	〃	〃
五四八	〃	〃	〃
五四九	〃	〃	〃
五五〇	〃	〃	〃
五五一	〃	〃	〃
五五二	〃	〃	〃
五五三	〃	〃	〃
五五四	〃	〃	〃
五五五	〃	〃	〃
五五六	〃	〃	〃
五五七	〃	〃	〃
五五八	〃	〃	〃
五五九	〃	〃	〃
五六〇	〃	〃	〃
五六一	〃	〃	〃
五六二	〃	〃	〃
五六三	〃	〃	〃
五六四	〃	〃	〃
五六五	〃	〃	〃
五六六	〃	〃	〃
五六七	〃	〃	〃
五六八	〃	〃	〃
五六九	〃	〃	〃
五七〇	〃	〃	〃
五七一	〃	〃	〃
五七二	〃	〃	〃
五七三	〃	〃	〃
五七四	〃	〃	〃
五七五	〃	〃	〃
五七六	〃	〃	〃
五七七	〃	〃	〃
五七八	〃	〃	〃
五七九	〃	〃	〃
五八〇	〃	〃	〃
五八一	〃	〃	〃
五八二	〃	〃	〃
五八三	〃	〃	〃
五八四	〃	〃	〃
五八五	〃	〃	〃
五八六	〃	〃	〃
五八七	〃	〃	〃
五八八	〃	〃	〃
五八九	〃	〃	〃
五九〇	〃	〃	〃
五九一	〃	〃	〃
五九二	〃	〃	〃
五九三	〃	〃	〃
五九四	〃	〃	〃
五九五	〃	〃	〃
五九六	〃	〃	〃
五九七	〃	〃	〃
五九八	〃	〃	〃
五九九	〃	〃	〃
六〇〇	〃	〃	〃
六〇一	〃	〃	〃
六〇二	〃	〃	〃
六〇三	〃	〃	〃
六〇四	〃	〃	〃
六〇五	〃	〃	〃
六〇六	〃	〃	〃
六〇七	〃	〃	〃
六〇八	〃	〃	〃
六〇九	〃	〃	〃
六一〇	〃	〃	〃
六一一	〃	〃	〃
六一二	〃	〃	〃
六一三	〃	〃	〃
六一四	〃	〃	〃
六一五	〃	〃	〃
六一六	〃	〃	〃
六一七	〃	〃	〃
六一八	〃	〃	〃
六一九	〃	〃	〃
六二〇	〃	〃	〃
六二一	〃	〃	〃
六二二	〃	〃	〃
六二三	〃	〃	〃
六二四	〃	〃	〃
六二五	〃	〃	〃
六二六	〃	〃	〃
六二七	〃	〃	〃
六二八	〃	〃	〃
六二九	〃	〃	〃
六三〇	〃	〃	〃
六三一	〃	〃	〃
六三二	〃	〃	〃
六三三	〃	〃	〃
六三四	〃	〃	〃
六三五	〃	〃	〃
六三六	〃	〃	〃
六三七	〃	〃	〃
六三八	〃	〃	〃
六三九	〃	〃	〃
六四〇	〃	〃	〃
六四一	〃	〃	〃
六四二	〃	〃	〃
六四三	〃	〃	〃
六四四	〃	〃	〃
六四五	〃	〃	〃
六四六	〃	〃	〃
六四七	〃	〃	〃
六四八	〃	〃	〃
六四九	〃	〃	〃
六五〇	〃	〃	〃
六五一	〃	〃	〃
六五二	〃	〃	〃
六五三	〃	〃	〃
六五四	〃	〃	〃
六五五	〃	〃	〃
六五六	〃	〃	〃
六五七	〃	〃	〃
六五八	〃	〃	〃
六五九	〃	〃	〃
六六〇	〃	〃	〃
六六一	〃	〃	〃
六六二	〃	〃	〃
六六三	〃	〃	〃
六六四	〃	〃	〃
六六五	〃	〃	〃
六六六	〃	〃	〃
六六七	〃	〃	〃
六六八	〃	〃	〃
六六九	〃	〃	〃
六七〇	〃	〃	〃
六七一	〃	〃	〃
六七二	〃	〃	〃
六七三	〃	〃	〃
六七四	〃	〃	〃
六七五	〃	〃	〃
六七六	〃	〃	〃
六七七	〃	〃	〃

四〇一	西引御堂町東部	迫田六郎		
四一一	広瀬元町一部	大野小太郎		
四二一		田上耕一	薫稜	
四三一		長見利喜元	輔	
四四一		山崎		
四五一		田野		
四六一	北榎町北部	西本村幸治郎		
四七一	南部	木村清治		
四八一	横堀町北部	杉田		
四九一		田野		
五〇一		忠夫		
五一一	新市町北部	柴田澄衛	伊藤勇	
五二一	南部	村上静登		
五三一		堤山久一夫		
五四一	錦町西部	得能英雄		
五五一		藤田哲男		
五六一	西九軒町東部	湊川盈與		
五七一	南部	藤田政雄		
五八一	北部	八木正雄		
五九一	十日市町南部	多田夫		
六〇一		土井正雄		
六一一	鷹匠町一部	向田政雄		
六二一		山本太郎		
六三一		西村博勉		
六四一		川本富作次郎		
六五一		平田		
六六一	油屋町東部	浜本名志重隆		
六七一	鍛冶屋町	其田中敏昭		
六八一		大上信夫		
六九一		畠山豊太郎		
七〇一	猫屋町東部	後藤伝蔵		
七一一	塚本町西部	吉田茂		
七二一	西大工町東部	新田登正		
七三一	柾町北部	田村哲		
七四一		畑登美春		
七五一		元志		
七六一	左官町西部	浜本名志重隆一夫		
七七一	東部	其田中敏昭夫		
七八一		大上信夫		
七九一		畠山豊太郎		
八〇一		後藤伝蔵		
八一一		吉田茂		
八二一		新田登正		
八三一		田村哲		
八四一		畑登美春		
八五一		元志		
八六一	一丁目北部	谷川忠次郎	外野茂麓	
八七一	西地方町南部	花本頭次郎		
八八一		佐藤殿次郎		
八九一	西新町中部	藤井盛		
九〇一		松田正美		
九一一	堺町三丁目	藤井		
九二一	二丁目	藤本		
九三一	南部	関倉本卓一		
九四一		浅井辰巳		
九五一		野部堂		
九六一		渡辺		
九七一	中部	広司		
九八一	南部	卓臣		
九九一		万里		
一〇〇一		見		
一〇一一		野		
一〇二一		寧		
一〇三一		観		
一〇四一		司		
一〇五一	南部	伊藤保次郎		

一〇六一	基町の一部	今岡鉄次郎		
一〇七一		和田シゲヨ		
一〇八一	二葉の里の一部	中村忠治	原田種吉	
一〇九一		山肩晴男		
一一〇一		梅園真二郎		
一一一一		村居滋		
一一二一		山本義一		
一一三一		沢信夫		
一一四一		坪田義七		
一一五一		渡辺当吉		
一一六一		岡山キクナ		
一一七一		世根正男		
一一八一		羅久		
一一九一		戸田豊三郎		
一二〇一		中西幾次郎		
一二一一		栗屋幹雄		
一二二一		柳川月生		
一二三一		多田チサミ		
一二四一		片島スエ		
一二五一		藤井武夫		
一二六一		三浦博		
一二七一		大儀光人		
一二八一		斉藤静六雄		
一二九一		ケ原勘		
一三〇一		石前田謹一人		
一三一一		斎偉		
一三二一		真田英雄		
一三三一		乗松琢郎		
一三四一		出羽昭吾		
一三五一		田中数		
一三六一		反田正		
一三七一		丸一本よしこ		
一三八一		貝塚節雄		
一三九一		長見利輔		
一四〇一		吉田幸雄	上林敏成	
一四一一		吉浦高良		
一四二一		中島金平		
一四三一		増田富弘		
一四四一		大谷外潔		
一四五一		竹		
一四六一		佐野速チヨノ		
一四七一		早辰夫		
一四八一		石秀雄		
一四九一		岡ヤス太郎		
一五〇一		筑波田新		

一五一一	基町の一部	上林敏成		
一五二一		原田種吉		
一五三一	南部	上柳町中部		
一五四一		上柳町北部		
一五五一	石見屋町西部	橋本町北部		
一五六一	南部	橋本町南部		
一五七一	東部	山口町下柳町北部		
一五八一	中部	下柳町中部		
一五九一		和田部		
一六〇一		中村元宗清		
一六一一		坐八太		
一六二一	的場	藤田博		
一六三一		久保井善興一		
一六四一	松本	河野邦祝		
一六五一		柴田銀哲		
一六六一		脇坂孝次		
一六七一	高橋	佐藤手兼一吉		
一六八一		繩野シゲコ		
一六九一	高橋	亀一松三		
一七〇一	斉藤	中原田志津子		
一七一一		彰進		
一七二一	八丁北堀部	中部		
一七三一		伊藤直生		
一七四一		松脇亮生		
一七五一		小栗定夫		
一七六一		中田部辰皓美		
一七七一		小島克已		
一七八一		土佐岡武一		
一七九一		吉田好雄		
一八〇一		中外野春ノ		
一八一一	上柳町	南部		
一八二一		中部		
一八三一		北部		
一八四一	鉄砲町北部	南部		
一八五一		中部		
一八六一		上流川町北部		
一八七一		中部		
一八八一		南部		
一八九一	南部	尼ケ		
一九〇一		善定		
一九一一		角次一郎		
一九二一		竹内博		
一九三一		三谷直利吉		
一九四一		清水		
一九五一		名越		
一九六一		加藤嘉登		
一九七一		与穂作		
一九八一		上横甲洲		
一九九一		俊一男		
二〇〇一		力		
二〇一一		上吉見		
二〇二一		義明		
二〇三一		小林正伯		
二〇四一		一		
二〇五一		上小田		
二〇六一		伯		
二〇七一		怡		
二〇八一		桑栗本		
二〇九一		栖		
二一〇一		敏		
二一一一		操		
二一二一		人		
二一三一		久		
二一四一		津国原田		
二一五一		種		
二一六一		正吉之		
二一七一		津匡チエ子		
二一八一		中小村川		
二一九一		道善夫志		
二二〇一		子		
二二一一		秋山		
二二二一		難波		
二二三一		博翻穂		
二二四一		山根		
二二五一		正男		
二二六一		基町の一部		

二二七一	上柳町北部	上林敏成		
二二八一	中部	原田種吉		
二二九一	南部	津子		
二三〇一		彰		
二三一一		進		
二三二一	上柳町	南部		
二三三一		北部		
二三四一	鉄砲町北部	南部		
二三五一		中部		
二三六一		上流川町北部		
二三七一		中部		
二三八一		南部		
二三九一	南部	尼ケ		
二四〇一		善定		
二四一一		角次一郎		
二四二一		竹内博		
二四三一		三谷直利吉		
二四四一		清水		
二四五一		名越		
二四六一		加藤嘉登		
二四七一		与穂作		
二四八一		上横甲洲		
二四九一		俊一男		
二五〇一		力		
二五一一		上吉見		
二五二一		義明		
二五三一		小林正伯		
二五四一		一		
二五五一		上小田		
二五六一		伯		
二五七一		怡		
二五八一		桑栗本栖		
二五九一		敏		
二六〇一		操		
二六一一		人		
二六二一		久		

二六三一	上柳町	南部		
二六四一		上田正一		
二六五一	中部	秋山		
二六六一		小川善夫志		
二六七一		中村道子		
二六八一		津匡チエ子		
二六九一		中小村川		
二七〇一		難波		
二七一一		博翻穂		
二七二一		山根		
二七三一		正男		
二七四一		菅三島		
二七五一		初子		
二七六一		永田ハナヨ		
二七七一		桑原		
二七八一		伴一茂		
二七九一		中村		
二八〇一		伊藤		
二八一一		直駒		
二八二一		松脇亮生		
二八三一		小栗定夫		
二八四一		中田部辰皓美		
二八五一		小島克已		
二八六一		土佐岡武一		
二八七一		吉田好雄		
二八八一		中外野春ノ		
二八九一		二葉の里の一部		
二九〇一		今岡鉄次郎		
二九一一		和田シゲヨ		
二九二一		中村忠治	原田種吉	
二九三一		山肩晴男		
二九四一		梅園真二郎		
二九五一		村居滋		
二九六一		山本義一		
二九七一		沢信夫		
二九八一		坪田義七		
二九九一		渡辺当吉		
三〇〇一		岡山キクナ		
三〇一一		世根正男		
三〇二一		羅久		
三〇三一		戸田豊三郎		
三〇四一		中西幾次郎		
三〇五一		栗屋幹雄		
三〇六一		柳川月生		
三〇七一		多田チサミ		
三〇八一		片島スエ		
三〇九一		藤井武夫		
三一〇一		三浦博		
三一一一		大儀光人		
三一二一		斉藤静六雄		
三一三一		ケ原勘		
三一四一		石前田謹一人		
三一五一		斎偉		
三一六一		真田英雄		
三一七一		乗松琢郎		
三一八一		出羽昭吾		
三一九一		田中数		
三二〇一		反田正		
三二一一		丸一本よしこ		
三二二一		貝塚節雄		
三二三一		長見利輔		
三二四一		吉田幸雄	上林敏成	
三二五一		吉浦高良		
三二六一		中島金平		
三二七一		増田富弘		
三二八一		大谷外潔		
三二九一		竹		
三三〇一		佐野速チヨノ		
三三一一		早辰夫		
三三二一		石秀雄		
三三三一		岡ヤス太郎		
三三四一		筑波田新		
三三五一		横田		
三三六一		好一		
三三七一		西村光泰		

三三八一	上柳町北部	水野義則		
三三九一	中部	品川美枝子		
三四〇一	南部	菊池清登		
三四一一		宇佐川襄		
三四二一		手島崎秀夫		
三四三一	鰹町北部	大西秀夫		
三四四一	中部	小西秀夫		
三四五一		迫尾		
三四六一	南部	辺義人		
三四七一		尼ケ		
三四八一		塚昇		
三四九一		善定		
三五〇一		角次一郎		
三五一一		竹内博		
三五二一		三谷直利吉		
三五三一		清水		
三五四一		名越		
三五五一		加藤嘉登		
三五六一		与穂作		
三五七一		上横甲洲		
三五八一		俊一男		
三五九一		力		
三六〇一		上吉見		
三六一一		義明		
三六二一		小林正伯		
三六三一		一		
三六四一		上小田		
三六五一		伯		
三六六一		怡		
三六七一		桑栗本栖		
三六八一		敏		
三六九一		操		
三七〇一		人		
三七一一		久		
三七二一		津国原田		
三七三一		種		
三七四一		正吉之		
三七五一		津匡チエ子		
三七六一		中小村川		
三七七一		道善夫志		
三七八一		子		
三七九一		秋山		
三八〇一		難波		
三八一一		博翻穂		
三八二一		山根		
三八三一		正男		
三八四一		菅三島		
三八五一		初子		
三八六一		永田ハナヨ		
三八七一		桑原		
三八八一		伴一茂		
三八九一		中村		
三九〇一		伊藤		
三九一一		直駒		
三九二一		松脇亮生		
三九三一		小栗定夫		
三九四一		中田部辰皓美		
三九五一		小島克已		
三九六一		土佐岡武一		
三九七一		吉田好雄		
三九八一		中外野春ノ		
三九九一		基町の一部		

四〇〇一	上天満町一部	福田康清		
四〇一一		中原田志津子		
四〇二一	西引御堂町南部	斉藤進		
四〇三一	東部	彰		
四〇四一	空鞘町西部	西浦本倉		
四〇五一	南部	高山根		
四〇六一	中部	利倉		
四〇七一	寺町北部	大米村広		
四〇八一	中部	中野地原		
四〇九一		木下兼一郎		
四一〇一	広瀬北町西部	中村太郎		
四一一一	南部	大鴨石守三		
四一二一	東部	小林野時夫一八		
四一三一		小末広越		
四一四一		古田正二	沖田幸枝	
四一五一		黒米田井要三		
四一六一		大井三		
四一七一		福林島与		
四一八一		押岩正一		
四一九一		山下軍人		
四二〇一		佐大国昇		
四二一一		々木弘		
四二二一		吉川本益三		
四二三一		熊野栄一		
四二四一		田中卓三		
四二五一		立花		
四二六一		神崎川		
四二七一		佐々木		
四二八一		斉藤		
四二九一		貫一男		
四三〇一		睦正		
四三一一		河野		
四三二一		三宅		
四三三一		田村		
四三四一		平一郎		
四三五一		富満田		
四三六一		一男		
四三七一	大野	岡		
四三八一		神崎		
四三九一		佐々木		
四四〇一		常夫人		
四四一一		宮本田		
四四二一		定雄		
四四三一		杉木		
四四四一		岩田		
四四五一		長原		
四四六一		貞二郎		
四四七一		新一		
四四八一		文登		
四四九一		今福		
四五〇一		頂雄		

四五一一	上天満町一部	福島町一部		
四五二一		福島町一部		
四五三一	西天満町一部	中佐々木		
四五四一		益利正		
四五五一		河原佐智子		
四五六一	南三篠町一部	福原		
四五七一		佐智子		
四五八一		中井		
四五九一		延幸		
四六〇一		佐々木		
四六一一		利正夫		
四六二一		益		
四六三一		河原		
四六四一		佐智子		
四六五一		福原		
四六六一		佐智子		
四六七一		中井		
四六八一		延幸		
四六九一		佐々木		
四七〇一		利正夫		
四七一一		益		
四七二一		河原		
四七三一		佐智子		
四七四一		福原		
四七五一		佐智子		
四七六一		中井		
四七七一		延幸		
四七八一		佐々木		
四七九一		利正夫		
四八〇一		益		
四八一一		河原		
四八二一		佐智子		
四八三一		福原		
四八四一		佐智子		
四八五一		中井		
四八六一		延幸		
四八七一		佐々木		
四八八一		利正夫		
四八九一		益		
四九〇一		河原		
四九一一		佐智子		
四九二一		福原		
四九三一		佐智子		
四九四一		中井		
四九五一		延幸		
四九六一		佐々木		
四九七一		利正夫		
四九八一		益		
四九九一		河原		
五〇〇一		佐智子		
五〇一一		福原		
五〇二一		佐智子		

六九一	草津本町一部	藤崎照子	〃
六九二	〃	播本哲次郎	〃
六九三	草津東町一部	坂松川米子	〃
六九四	〃	平田五郎	〃
六九五	〃	宮本トク	〃
六九六	〃	正男	〃
六九七	〃	和田中村寿太郎	〃
六九八	〃	竹本梅一	〃
六九九	〃	山本光吉	〃
七〇〇	〃	橋本清兵衛	〃
七〇一	〃	竹本信治	〃
七〇二	〃	島田功	〃
七〇三	西観音町二丁目一部	岡田豊利	〃
七〇四	〃	南初三	小原喜美子
七〇五	〃	寺田彌四郎	〃
七〇六	〃	野口茂	〃
七〇七	〃	奥田守	〃
七〇八	〃	池口善一	〃
七〇九	〃	狭徳三	〃
七一〇	〃	寺田多勝	〃
七一一	〃	下津卯夫	〃
七一二	西観音町三丁目一部	寺田武治	〃
七一三	〃	波辺祐三	〃
七一四	〃	古山源三	〃
七一五	〃	賀三	〃
七一六	〃	山田正三	〃
七一七	〃	藤内遊修	〃
七一八	〃	中西太郎	〃
七一九	〃	本覚	〃
七二〇	〃	山本次郎	〃
七二一	〃	原芳夫	〃
七二二	〃	藤本秀雄	〃
七二三	東観音町一丁目一部	岡本勇夫	〃
七二四	〃	犬塚植一	三宅 広三
七二五	〃	中寿久	〃
七二六	〃	岡本秀雄	〃
七二七	〃	山本勇夫	〃
七二八	〃	寺田本清	〃
七二九	〃	増佐森田々木繁登	〃
七三〇	東観音町二丁目一部	島本野忠雄	〃
七三一	〃	石田山根相原男	〃
七三二	〃	下松岡鳴太郎	〃
七三三	〃	小坂阪一	〃
七三四	〃	山木原喜子	〃

五五一	福島町一部	久保繁夫	〃
五五二	〃	住田常登	〃
五五三	〃	三村義積	〃
五五四	〃	竹田義正	〃
五五五	〃	高橋人	〃
五五六	〃	福井守人	〃
五五七	〃	山本小三郎	〃
五五八	〃	高曲歳男	〃
五五九	〃	真砂実	〃
五六〇	〃	宝神	〃
五六一	〃	岩下貢	〃
五六二	〃	大原義人	〃
五六三	〃	土屋久子	〃
五六四	〃	岩本義里	〃
五六五	〃	近藤	〃
五六六	〃	村井米子	〃
五六七	〃	名柄規四郎	〃
五六八	〃	藤	〃
五六九	〃	森豊久繁	〃
五七〇	〃	森忠雄	〃
五七一	〃	西山達雄	〃
五七二	〃	藤勝	〃
五七三	〃	大沢実造	〃
五七四	〃	山田照太郎	〃
五七五	〃	赤井田中政造	〃
五七六	〃	遠藤金美	〃
五七七	〃	大熊ちどり	〃
五七八	〃	土井谷マツヨ	〃
五七九	〃	藤田一巌	〃
五八〇	〃	谷口玉雄	〃
五八一	〃	前冥	〃
五八二	〃	植木逸樹	〃
五八三	〃	玖島孝一郎	〃
五八四	〃	杉本学次	〃
五八五	〃	土井谷スエコ	〃
五八六	〃	山岡昇	〃
五八七	〃	小出三次	〃
五八八	〃	阿原ヨシノ	〃
五八九	〃	藤田満	〃
五九〇	〃	福本サヤミ	〃
五九一	〃	坂下幸藏	〃
五九二	〃	長原不二勇夫	〃
五九三	〃	森繁紀男	〃
五九四	〃	神原貞一	〃
五九五	〃	藤田	〃
五九六	〃	小野憲三	〃
五九七	〃	栗村逸	〃

六〇一	己斐町一部	藤一清	〃
六〇二	〃	庭清子	〃
六〇三	〃	沢饗村雄	〃
六〇四	〃	谷口フユコ	〃
六〇五	〃	西山繁雄	〃
六〇六	〃	脇田政一	〃
六〇七	〃	浜田孝行	〃
六〇八	〃	迫田英雄	田村能英
六〇九	〃	中村光彰	〃
六一〇	〃	福永昇	〃
六一一	〃	三島逸登	〃
六一二	〃	山下三郎	〃
六一三	〃	橋高巌三郎	〃
六一四	〃	橋高巌三郎	〃
六一五	〃	佐倉義尾	〃
六一六	〃	西本俊男	〃
六一七	〃	般本静雄	〃
六一八	〃	松重八十	〃
六一九	〃	真田久雄	〃
六二〇	〃	佐々木収一	〃
六二一	〃	久鶴	〃
六二二	〃	田口シケヨ	〃
六二三	〃	横瀬建幸	〃
六二四	〃	野村寿利子	〃
六二五	〃	吉庄道夫	〃
六二六	〃	呉原藤三隆	〃
六二七	〃	内藤	〃
六二八	〃	川口庄	〃
六二九	〃	桑原	〃
六三〇	〃	広兼唯誠	〃
六三一	〃	末広清美	〃
六三二	〃	網岡	〃
六三三	〃	北川正健	〃
六三四	〃	市川次太郎	〃
六三五	〃	片山村富男	〃
六三六	〃	西村俊二	〃
六三七	〃	木村鉄弘	〃
六三八	〃	西本正治	〃
六三九	〃	松浦燦	〃
六四〇	〃	内藤寿已	〃
六四一	〃	川原三治	〃
六四二	〃	富清水崎孝夫	〃
六四三	〃	小富田鈴代	〃
六四四	〃	藤田村正元行	〃
六四五	〃	柿田正一	〃

六四六	己斐町一部	藤一清	〃
六四七	〃	庭清子	〃
六四八	〃	沢饗村雄	〃
六四九	〃	谷口フユコ	〃
六五〇	〃	西山繁雄	〃
六五一	〃	脇田政一	〃
六五二	〃	浜田孝行	〃
六五三	〃	迫田英雄	田村能英
六五四	〃	中村光彰	〃
六五五	〃	福永昇	〃
六五六	〃	三島逸登	〃
六五七	〃	山下三郎	〃
六五八	〃	橋高巌三郎	〃
六五九	〃	橋高巌三郎	〃
六六〇	〃	佐倉義尾	〃
六六一	〃	西本俊男	〃
六六二	〃	般本静雄	〃
六六三	〃	松重八十	〃
六六四	〃	真田久雄	〃
六六五	〃	佐々木収一	〃
六六六	〃	久鶴	〃
六六七	〃	田口シケヨ	〃
六六八	〃	横瀬建幸	〃
六六九	〃	野村寿利子	〃
六七〇	〃	吉庄道夫	〃
六七一	〃	呉原藤三隆	〃
六七二	〃	内藤	〃
六七三	〃	川口庄	〃
六七四	〃	桑原	〃
六七五	〃	広兼唯誠	〃
六七六	〃	末広清美	〃
六七七	〃	網岡	〃
六七八	〃	北川正健	〃
六七九	〃	市川次太郎	〃
六八〇	〃	片山村富男	〃
六八一	〃	西村俊二	〃
六八二	〃	木村鉄弘	〃
六八三	〃	西本正治	〃
六八四	〃	松浦燦	〃
六八五	〃	内藤寿已	〃
六八六	〃	川原三治	〃
六八七	〃	富清水崎孝夫	〃
六八八	〃	小富田鈴代	〃
六八九	〃	藤田村正元行	〃
六九〇	〃	柿田正一	〃

七一一	観音本町一部	金本徳	〃
七一二	〃	山田好六	〃
七一三	〃	向井繁司	〃
七一四	〃	大村清見	〃
七一五	〃	前崎利雄	〃
七一六	南観音町一部	中藤元繁一治	〃
七一七	〃	下村本俊彦	〃
七一八	〃	石崎正也	〃
七一九	〃	大尾忠勝馬	〃
七二〇	〃	岩村勝武徳	〃
七二一	〃	大木武光	〃
七二二	〃	陸月時	〃
七二三	〃	大猛隆	〃
七二四	〃	田中敏夫	〃
七二五	〃	角屋太夫	〃
七二六	〃	舟田登美	〃
七二七	〃	神石猛英子	〃
七二八	〃	舟入幸町一部	〃
七二九	〃	田中三雄彦	〃
七三〇	〃	興田	〃
七三一	〃	林出喜代治	〃
七三二	〃	田頭貞次郎	川田雅枝
七三三	〃	長谷川哲	〃
七三四	〃	古川高月英基	〃
七三五	〃	谷元美	〃
七三六	〃	熊谷美	〃
七三七	〃	南島津太夫	〃
七三八	〃	桂木千村葉勝コ	〃
七三九	〃	千熊吉メ	〃
七四〇	〃	笠岡山本周次郎買	〃
七四一	〃	舟入川口町一部	〃
七四二	〃	三宅田辺元雄	〃
七四三	〃	赤間勝	〃
七四四	〃	浜平下新太郎	〃
七四五	〃	道田啓雄	〃
七四六	〃	竹内助	〃
七四七	〃	大久保田友雄	〃
七四八	〃	村真朗	〃
七四九	〃	中小畑常治	〃
七五〇	〃	斉藤ミネ	〃
七五一	〃	寺地好子	〃

七五二	観音本町一部	金本徳	〃
七五三	〃	山田好六	〃
七五四	〃	向井繁司	〃
七五五	〃	大村清見	〃
七五六	〃	前崎利雄	〃
七五七	南観音町一部	中藤元繁一治	〃
七五八	〃	下村本俊彦	〃
七五九	〃	石崎正也	〃
七六〇	〃	大尾忠勝馬	〃
七六一	〃	岩村勝武徳	〃
七六二	〃	大木武光	〃
七六三	〃	陸月時	〃
七六四	〃	大猛隆	〃
七六五	〃	田中敏夫	〃
七六六	〃	角屋太夫	〃
七六七	〃	舟田登美	〃
七六八	〃	神石猛英子	〃
七六九	〃	舟入幸町一部	〃
七七〇	〃	田中三雄彦	〃
七七一	〃	興田	〃
七七二	〃	林出喜代治	〃
七七三	〃	田頭貞次郎	川田雅枝
七七四	〃	長谷川哲	〃
七七五	〃	古川高月英基	〃
七七六	〃	谷元美	〃
七七七	〃	熊谷美	〃
七七八	〃	南島津太夫	〃
七七九	〃	桂木千村葉勝コ	〃
七七九(イ)	〃	千熊吉メ	〃
七七九(ロ)	〃	笠岡山本周次郎買	〃
七七九(ハ)	〃	舟入川口町一部	〃
七七九(ニ)	〃	三宅田辺元雄	〃
七八〇	〃	赤間勝	〃
七八一	〃	浜平下新太郎	〃
七八二	〃	道田啓雄	〃
七八三	〃	竹内助	〃
七八四	〃	大久保田友雄	〃
七八五	〃	村真朗	〃
七八六	〃	中小畑常治	〃
七八七	〃	斉藤ミネ	〃
七八八	〃	寺地好子	〃

七八九	南観音町一部	金本徳	〃
七九〇	〃	山田好六	〃
七九一	〃	向井繁司	〃
七九二	〃	大村清見	〃
七九三	〃	前崎利雄	〃
七九四	〃	中藤元繁一治	〃
七九五	〃	下村本俊彦	〃
七九六	〃	石崎正也	〃
七九七	〃	大尾忠勝馬	〃
七九八	〃	岩村勝武徳	〃
七九九	〃	大木武光	〃
八〇〇	〃	陸月時	〃
八〇一	〃	大猛隆	〃
八〇二	〃	田中敏夫	〃
八〇三	〃	角屋太夫	〃
八〇四	〃	舟田登美	〃
八〇五	〃	神石猛英子	〃
八〇六	〃	舟入幸町一部	〃
八〇七	〃	田中三雄彦	〃
八〇八	〃	興田	〃
八〇九	〃	林出喜代治	〃
八一〇	〃	田頭貞次郎	川田雅枝
八一一	〃	長谷川哲	〃
八一二	〃	古川高月英基	〃
八一三	〃	谷元美	〃
八一四	〃	熊谷美	〃
八一五	〃	南島津太夫	〃
八一六	〃	桂木千村葉勝コ	〃
八一七	〃	千熊吉メ	〃
八一八	〃	笠岡山本周次郎買	〃
八一九	〃	舟入川口町一部	〃
八二〇	〃	三宅田辺元雄	〃
八二一	〃	赤間勝	〃
八二二	〃	浜平下新太郎	〃
八二三	〃	道田啓雄	〃
八二四	〃	竹内助	〃
八二五	〃	大久保田友雄	〃
八二六	〃	村真朗	〃
八二七	〃	中小畑常治	〃
八二八	〃	斉藤ミネ	〃
八二九	〃	寺地好子	〃

七六一(イ)	南観音町一部	金本徳	〃
七六一(ロ)	〃	山田好六	〃
七六一(ハ)	〃	向井繁司	〃
七六一(ニ)	〃	大村清見	〃
七六二	〃	前崎利雄	〃
七六三	〃	中藤元繁一治	〃
七六四	〃	下村本俊彦	〃
七六五	〃	石崎正也	〃
七六六	〃	大尾忠勝馬	〃
七六七	〃	岩村勝武徳	〃
七六八	〃	大木武光	〃
七六九	〃	陸月時	〃
七七〇	〃	大猛隆	〃
七七一	〃	田中敏夫	〃
七七二	〃	角屋太夫	〃
七七三	〃	舟田登美	〃
七七四	〃	神石猛英子	〃
七七五	〃	舟入幸町一部	〃
七七六	〃	田中三雄彦	〃
七七七	〃	興田	〃
七七八	〃	林出喜代治	〃
七七九	〃	田頭貞次郎	川田雅枝
七七九(イ)	〃	長谷川哲	〃
七七九(ロ)	〃	古川高月英基	〃
七七九(ハ)	〃	谷元美	〃
七七九(ニ)	〃	熊谷美	〃
七八〇	〃	南島津太夫	〃
七八一	〃	桂木千村葉勝コ	〃
七八二	〃	千熊吉メ	〃
七八三	〃	笠岡山本周次郎買	〃
七八四	〃	舟入川口町一部	〃
七八五	〃	三宅田辺元雄	〃
七八六	〃	赤間勝	〃
七八七	〃	浜平下新太郎	〃
七八八	〃	道田啓雄	〃
七八九	〃	竹内助	〃
七九〇	〃	大久保田友雄	〃
七九一	〃	村真朗	〃
七九二	〃	中小畑常治	〃
七九三	〃	斉藤ミネ	〃
七九四	〃	寺地好子	〃

八三一	古田町高須一部	増田一清	〃
八三二	〃	田中豊二	〃
八三三	〃	幸	〃
八三四	〃	伊織田藤美代治	〃
八三五	〃	一郎保	〃
八三六	〃	向井久行	〃
八三七	〃	大原豊	〃
八三八	〃	武岡四郎	〃
八三九	〃	古田町一部	〃
八四〇	〃	田中謙三	〃
八四一	〃	滝川照之	〃
八四二	〃	日浦力藏	〃
八四三	〃	若林秀雄	〃
八四四	〃	渋谷雅彦	〃
八四五	〃	若林典	〃
八四六	〃	安川村道	〃
八四七	〃	跋司	〃
八四八	〃	上河原盛雄	〃
八四九	〃	田彦	〃
八五〇	〃	坂本川小市勉	〃
八五一	〃	山得	〃
八五二	〃	金沢田伊三翅夫郎	〃
八五三	〃	升湯尻	〃
八五四	〃	定森島正清人	〃
八五五	〃	宮笠順子	〃
八五六	〃	門田満	〃
八五七	〃	天祝	〃
八五八	〃	草津南町一部	〃
八五九	〃	三上喜代藏	〃
八六〇	〃	岩崎誠平	〃
八六一	〃	木村修	〃
八六二	〃	岡本雄	〃
八六三	〃	松本夫	〃
八六四	〃	北谷松夫	〃
八六五	〃	久雄	〃
八六六	〃	中井久田政雄	〃
八六七	〃	小西栄忠一	〃
八六八	〃	石川	〃
八六九	〃	大可国箕春一	〃
八七〇	〃	山本正一	〃
八七一	〃	市川三一	〃
八七二	〃	大浜金右衛門	〃
八七三	〃	大畠昌義	〃
八七四	〃	大鴻	〃
八七五	〃	草津浜町一部	〃
八七六	〃	金一次	〃
八七七	〃	竹本島	〃
八七八	〃	貫悦一	〃
八七九	〃	山本宝実	〃
八八〇	〃	吉田次郎	〃
八八一	〃	和木田良吉	〃
八八二	〃	衛門	〃
八八三	〃	草津本町一	〃

八二〇	舟入川口町一部	松崎　豊一	
八二一	〃	浜田　音吉	
八二二	〃	土居　康男	
八二三	〃	田中イワヒ	
八二四	〃	伊達　賢三	
八二五	〃	田中　文郎	
八二六	〃	佐伯　栄	
八二七	〃	大町　音吉	
八二八	〃	丸山　篤	
八二九	〃	佐藤　則雄	
八三〇	〃	家　光義	
八三一	〃	清水ハツノ	
八三二	〃	斉藤　勘三	
八三三	〃	渭水ハル	
八三四	〃	小早川精コー	
八三五	〃	岩木　武	
八三六	〃	山内　利之	
八三七	〃	佐藤　幸江	
八三八	〃	中山　成平	
八三九	〃	寺西　人数	
八四〇	〃	山下　光雄	
八四一	〃	竹本千代市	
八四二	〃	沖　光生	
八四三	〃	真藤　祥子	
八四四	〃	西村　花藏	
八四五	江波町一部	若松　重作	
八四六	〃	丸橋　謙孝	
八四七	〃	天道　茂登	
八四八	〃	下土居琴二	
八四九	〃	野村　秀夫	
八五〇	〃	天野　亀三	
八五一	〃	松阪　政之	
八五二	〃	隠居　逸作	
八五三	〃	松尾　環	
八五四	〃	浅原　義一	
八五五	〃	西藤　博	
八五六	〃	天若　孝	
八五七	〃	増岡　松一	
八五八	〃	桑根　邦人	
八五九	〃	吉本原　末三	
八六〇	〃	岩本　敏	
八六一	〃	桑原　透	
八六二	〃	英	
八六三	〃	佐伯　栄	
八六四	〃	大町　音吉	
八六五	〃	丸山　篤	
八六六	〃	佐藤　則雄	
八六七	〃	家　光義	
八六八	〃	浅田　賢三	
八六九	〃	保藤　文郎	
八七〇	〃	坂田　栄	
八七一	〃	藤　篤	
八七二	〃	斉藤　勘三	
八七三	〃	清水ハツノ	
八七四	〃	前田　義秋	
八七五	〃	大塚　静雄	
八七六	〃	結城　則雄	
八七七	〃	城　光義	
八七八	〃	中山　良	
八七九	〃	本田　光	
八八〇	〃	山田　官一人	
八八一	〃	本　正守	
八八二	〃	小藤　与一	
八八三	〃	畑　吉	
八八四	〃	野間　五	
八八五	〃	新谷　元	
八八六	〃	柳本　章	
八八七	〃	伊予　行	
八八八	〃	江波町一部	
八八九	〃	〃	
八九〇	〃	〃	
八九一	〃	〃	
八九二	〃	〃	
八九三	〃	〃	
八九四	〃	〃	
八九五	〃	〃	
八九六	〃	〃	
八九七	〃	〃	
八九八	〃	〃	
八九九	〃	〃	
九〇〇	〃	〃	
九〇一	〃	〃	
九〇二	〃	〃	
九〇三	〃	〃	
九〇四	〃	〃	
九〇五	〃	〃	
九〇六	〃	〃	
九〇七	〃	〃	
九〇八	〃	〃	
九〇九	〃	〃	
九一〇	〃	〃	
九一一	〃	〃	
九一二	〃	〃	
九一三	〃	〃	
九一四	〃	〃	
九一五	〃	〃	
九一六	〃	〃	
九一七	〃	〃	
九一八	〃	〃	
九一九	〃	〃	
九二〇	〃	〃	
九二一	〃	〃	
九二二	〃	〃	
九二三	〃	〃	
九二四	〃	〃	
九二五	〃	〃	

九六一	吉島本町一部	勝田　春雄	
九六二	〃	山本　鉄熊	
九六三	〃	畑　耕	
九六四	〃	島田　秀一	
九六五	〃	野村　寿人	
九六六	〃	吉村　浩明	
九六七	〃	本田　千吉	
九六八	〃	永井　卓智	
九六九	〃	西田　房枝	
九七〇	〃	島田　助	
九七一	〃	新田　英雄	
九七二	〃	森富　英	
九七三	〃	香月　宗海	
九七四	〃	川本　福平	
九七五	〃	佐伯　花子	
九七六	〃	西村　祥藏	
九七七	〃	真藤　利行	
九七八	〃	猿楽町東部	
九七九	〃	細工町西部	
九八〇	〃	横町、東部	
九八一	〃	島屋町	
九八二	〃	大手町一丁目北部	
九八三	〃	大手町二、三丁目南部	
九八四	〃	大手町四丁目	
九八五	〃	尾道町	
九八六	〃	大手町六丁目	
九八七	〃	大手町七丁目東部	
九八八	〃	大手町八丁目東部	
九八九	〃	中部	
九九〇	〃	南部	
九九一	〃	大手町九丁目一部	
九九二	〃	〃	
九九三	〃	〃	
九九四	〃	〃	
九九五	〃	〃	
九九六	〃	〃	
九九七	〃	〃	
九九八	〃	〃	
九九九	〃	〃	
一〇〇〇	〃	国泰寺町一部	
一〇〇一	〃	〃	
一〇〇二	〃	〃	
一〇〇三	〃	〃	
一〇〇四	〃	〃	
一〇〇五	〃	〃	
一〇〇六	〃	〃	
一〇〇七	〃	〃	
一〇〇八	〃	〃	
一〇〇九	〃	〃	
一〇一〇	〃	〃	
一〇一一	〃	〃	
一〇一二	〃	〃	
一〇一三	〃	〃	
一〇一四	〃	〃	
一〇一五	〃	〃	
一〇一六	〃	〃	
一〇一七	〃	〃	
一〇一八	〃	〃	
一〇一九	〃	〃	
一〇二〇	〃	〃	
一〇二一	〃	〃	
一〇二二	〃	〃	
一〇二三	〃	〃	
一〇二四	〃	〃	
一〇二五	〃	〃	
一〇二六	〃	〃	
一〇二七	〃	〃	
一〇二八	〃	〃	
一〇二九	〃	〃	
一〇三〇	〃	〃	
一〇三一	〃	〃	
一〇三二	〃	〃	
一〇三三	〃	〃	
一〇三四	〃	〃	
一〇三五	〃	〃	
一〇三六	〃	〃	
一〇三七	〃	〃	
一〇三八	〃	〃	
一〇三九	〃	〃	
一〇四〇	〃	〃	
一〇四一	〃	〃	
一〇四二	〃	〃	
一〇四三	〃	〃	
一〇四四	〃	〃	
一〇四五	〃	〃	
一〇四六	〃	〃	
一〇四七	〃	〃	
一〇四八	〃	〃	
一〇四九	〃	〃	
一〇五〇	〃	〃	
一〇五一	〃	〃	
一〇五二	〃	〃	
一〇五三	〃	〃	
一〇五四	〃	〃	
一〇五五	〃	〃	

九六一	平田屋町北部	福間　斉藤	
九六二	播磨屋町南部	有江　誠一	
九六三	播磨屋町北部	野村　好雄	
九六四	中町	熊田　信次郎	
九六五	〃	有江　誠一	
九六六	〃	野村　好雄	
九六七	〃	福間　正彦	
九六八	〃	斉藤　清	
九六九	鉄砲屋町北部	松浦　照雄	
九七〇	〃 南部	中朝見　修学	
九七一	下中町北部	高早稲瀬　喜久三	
九七二	〃 南部	番匠　久	
九七三	新川場町一部	高早稲瀬　喜久三	
九七四	〃	番匠　久	
九七五	雑魚場町北部	松友井広　鶴松郎	
九七六	〃	松友井広　鶴松郎	
九七七	〃	松友井広　鶴松郎	
九七八	〃	松友井広　鶴松郎	
九七九	〃	松友井広　鶴松郎	
九八〇	〃	松友井広　鶴松郎	
九八一	〃	松友井広　鶴松郎	
九八二	〃	松友井広　鶴松郎	
九八三	〃	松友井広　鶴松郎	
九八四	〃	松友井広　鶴松郎	
九八五	〃	松友井広　鶴松郎	
九八六	〃	松友井広　鶴松郎	
九八七	〃	松友井広　鶴松郎	
九八八	〃	松友井広　鶴松郎	
九八九	〃	松友井広　鶴松郎	
九九〇	〃	松友井広　鶴松郎	
九九一	〃	松友井広　鶴松郎	
九九二	〃	松友井広　鶴松郎	
九九三	〃	松友井広　鶴松郎	
九九四	〃	松友井広　鶴松郎	
九九五	〃	松友井広　鶴松郎	
九九六	〃	松友井広　鶴松郎	
九九七	〃	松友井広　鶴松郎	
九九八	〃	松友井広　鶴松郎	
九九九	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇〇〇	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇〇一	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇〇二	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇〇三	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇〇四	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇〇五	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇〇六	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇〇七	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇〇八	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇〇九	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇一〇	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇一一	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇一二	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇一三	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇一四	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇一五	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇一六	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇一七	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇一八	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇一九	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇二〇	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇二一	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇二二	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇二三	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇二四	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇二五	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇二六	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇二七	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇二八	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇二九	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇三〇	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇三一	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇三二	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇三三	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇三四	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇三五	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇三六	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇三七	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇三八	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇三九	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇四〇	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇四一	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇四二	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇四三	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇四四	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇四五	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇四六	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇四七	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇四八	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇四九	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇五〇	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇五一	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇五二	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇五三	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇五四	〃	松友井広　鶴松郎	
一〇五五	〃	松友井広　鶴松郎	

二一一	千田町二丁目一部	谷川　忍			
二一二	〃	服部　高行			
二一三	〃	石崎　静勝			
二一四	〃	川北　万人			
二一五	〃	沢井　千三			
二一六	〃	津山　夫	東藤　一司		
二一七	千田町三丁目一部	長谷川芳一			
二一八	〃	寺岡佐吾一			
二一九	〃	武田　芳夫			
二二〇	〃	森田　四郎			
二二一	〃	上田　正純			
二二二	〃	多加谷利夫			
二二三	〃	宮本　正繁			
二二四	〃	宮本　福松			
二二五	〃	斉藤　木須			
二二六	〃	佐々木恵子			
二二七	〃	藤田　理平			
二二八	〃	川村　隆二			
二二九	〃	伊藤　幸			
二三〇	〃	鈴木　太郎			
二三一	〃	武智　市郎			
二三二	南千田町一部	宮本　茂			
二三三	〃	大志和一			
二三四	〃	木村　徳一			
二三五	〃	宮本　吾策			
二三六	〃	木村　健一			
二三七	〃	宮本　男藏			
二三八	〃	正田　藏			
二三九	〃	原　勉			
二四〇	〃	石垣　貞夫			
二四一	〃	市川　治郎			
二四二	〃	原　邦夫			
二四三	〃	井上　種雄			
二四四	〃	松岡　撰			
二四五	薬研畑町一部	佐伯　勉			
二四六	〃	石本本和夫			
二四七	〃	佐伯　敏雄			
二四八	〃	由上　和夫			
二四九	〃	井上　徹雄			
二五〇	〃	高下　良夫			
二五一	台屋町一部	頃本　静夫			
二五二	〃	吉野下　金藏			
二五三	〃	吉野　義美			
二五四	〃	島木　静吾			
二五五	〃	松岡井猶之介			
二五六	〃	木谷　吉次			
二五七	〃	島本　静夫			
二五八	〃	松島　金藏			
二五九	〃	花輪　正			
二六〇	京橋町一部	井上　市麗			
二六一	〃	赤田　喜次郎			
二六二	〃	上田　正也			
二六三	〃	佐伯　徹			
二六四	〃	本法　次郎			
二六五	的場町一部	実			

二五一	的場町一部	永尾　玄珠			
二五二	金屋町一部	松原　塚笹			
二五三	〃	藤　市実			
二五四	〃	塚　海三			
二五五	〃	笹　徳一			
二五六	〃	市　郎			
二五七	〃	山　三			
二五八	〃	小掠　徳			
二五九	〃	檜　一郎			
二六〇	〃	山			
二六一	比治山町一円	迫谷　勇			
二六二	稲荷町一部	森下　昌夫			
二六三	〃	入江　徳泉			
二六四	土手町一部	政本　茂			
二六五	〃	小川　勇			
二六六	松川町一部	小西　延雄			
二六七	〃	坪川　常登			
二六八	段原町一部	児玉　助人			
二六九	〃	大已　正晴			
二七〇	桐木町一部	原　鉄夫			
二七一	〃	原田　静夫			
二七二	段原大畑町一部	太一郎			
二七三	〃	八田美恵子			
二七四	〃	原田　健三			
二七五	〃	小山　孟			
二七六	〃	小川　清			
二七七	〃	小松　五郎			
二七八	〃	竹本　仁丸			
二七九	〃	大西　遥			
二八〇	段原東浦町一部	菅　佐六			
二八一	〃	橘本　義雄			
二八二	〃	松本　雅人			
二八三	〃	橘川　寅			
二八四	〃	久保田保一			
二八五	〃	増原　若人			
二八六	〃	中平　賀			
二八七	〃	西山田　政雄			
二八八	〃	加川　重夫			
二八九	〃	島　雅人			
二九〇	〃	田野　茂実			
二九一	〃	上島　清三			
二九二	〃	池本　次一			
二九三	〃	中本　鄭			
二九四	〃	中島　孟			
二九五	〃	河　水			
二九六	〃	三一　干			
二九七	〃	玉田　繁子			
二九八	〃	下岡　三			
二九九	〃	森　重			
三〇〇	〃	高木　勘一			
三〇一	〃	原田　智恵子			

二〇一	大洲町一部	的場町一部			
二〇二	〃	金屋町一部			
二〇三	〃	比治山町一円			
二〇四	〃	稲荷町一部			
二〇五	〃	土手町一部			
二〇六	〃	段原町一部			
二〇七	〃	松川町一部			
二〇八	〃	桐木町一部			
二〇九	〃	段原大畑町一部			
二一〇	〃	段原東浦町一部			
二一一	〃	段原新町一部			
二一二	〃	段原中町一部			
二一三	〃	段原山崎町一部			
二一四	〃	段原日の出町一部			
二一五	南段原町一部	大洲町一部			
二一六	〃	南段原町一部			
二一七	〃	段原中町一部			
二一八	〃	段原山崎町一部			
二一九	〃	段原日の出町一部			
二二〇	〃	東雲町一部			
二二一	〃	仁保町一部			
二二二	〃	段原日の出町一部			
二二三	〃	東雲町一部			
二二四	〃	仁保町一部			
二二五	〃	段原日の出町一部			
二二六	〃	東雲町一部			
二二七	〃	仁保町一部			
二二八	〃	段原日の出町一部			
二二九	〃	東雲町一部			
二三〇	〃	仁保町一部			
二三一	〃	段原日の出町一部			

二〇一	段原新町一部	和田　朝一			
二〇二	〃	加川　富士			
二〇三	〃	河角　幹太			
二〇四	〃	戸沢　美登			
二〇五	〃	森　元			
二〇六	〃	吉田　四乙			
二〇七	〃	飯島　德己			
二〇八	〃	曾根　寛			
二〇九	〃	江　暁吾			
二一〇	段原末広町一部	段原新町一部			
二一一	〃	〃			
二一二	〃	〃			
二一三	〃	〃			
二一四	〃	〃			
二一五	〃	〃			
二一六	〃	〃			
二一七	〃	〃			
二一八	〃	〃			
二一九	〃	〃			
二二〇	〃	〃			
二二一	〃	〃			
二二二	〃	〃			
二二三	〃	〃			
二二四	〃	〃			
二二五	〃	〃			
二二六	〃	〃			
二二七	〃	〃			
二二八	〃	〃			
二二九	〃	〃			
二三〇	〃	〃			
二三一	〃	〃			

二三二	段原日の出町一部	横田　一男			
二三三	〃	〃			
二三四	〃	〃			
二三五	〃	〃			
二三六	〃	〃			
二三七	〃	〃			
二三八	〃	〃			
二三九	〃	〃			
二四〇	〃	〃			
二四一	〃	〃			
二四二	〃	〃			
二四三	〃	〃			
二四四	〃	〃			
二四五	〃	〃			
二四六	〃	〃			
二四七	〃	〃			
二四八	〃	〃			
二四九	〃	〃			
二五〇	〃	〃			
二五一	〃	〃			
二五二	〃	〃			
二五三	〃	〃			
二五四	〃	〃			
二五五	〃	〃			
二五六	〃	〃			
二五七	〃	〃			
二五八	〃	〃			
二五九	〃	〃			
二六〇	〃	〃			
二六一	〃	〃			
二六二	〃	〃			
二六三	〃	〃			
二六四	〃	〃			
二六五	〃	〃			
二六六	〃	〃			
二六七	〃	〃			
二六八	〃	〃			
二六九	〃	〃			
二七〇	〃	〃			
二七一	〃	〃			

二七二	大洲町一部	荒神町一部	玉木　茂吉		
二七三	〃	西蟹屋町一部	河石　金太郎		
二七四	〃	〃	橋本　鬼一		
二七五	〃	〃	兼吾　三		
二七六	〃	〃	尾花　政平		
二七七	〃	〃	板崎　藏		
二七八	〃	〃	稲葉　正規		
二七九	〃	〃	野間　勝代		
二八〇	〃	〃	橋　利一		
二八一	〃	〃	桂　義一		
二八二	〃	〃	原　隆		
二八三	〃	〃	森　喜		
二八四	〃	〃	辺　正義		
二八五	〃	〃	亘　義一		
二八六	〃	〃	平井　徳一		
二八七	〃	〃	興　喜亦		
二八八	〃	〃	臼井　徳一		
二八九	〃	〃	平　完爾		
二九〇	〃	〃	中野　秀藏		
二九一	〃	〃	泉　秀雄		
二九二	〃	〃	木村　落		
二九三	〃	〃	吉田　盛二		
二九四	〃	〃	貞森　見		
二九五	〃	〃	船越　穣		
二九六	〃	〃	横田　信一		
二九七	〃	〃	岩村　菅太郎		
二九八	〃	〃	林　勝		
二九九	〃	〃	倉橋　利一		
三〇〇	〃	〃	佐藤　直兵衛		
三〇一	〃	〃	古田　政吉		
三〇二	〃	〃	村　幸司		
三〇三	〃	〃	琴井　金市		
三〇四	〃	〃	末広　才治一		
三〇五	〃	〃	多賀　徹		
三〇六	〃	〃	古谷　船越　貞子		
三〇七	〃	〃	瀬戸林　助		
三〇八	〃	〃	松下　慎二		
三〇九	〃	〃	津田　好夫		
三一〇	〃	〃	本川シズミ		
三一一	〃	〃	伊藤　節藏		
三一二	〃	〃	細川　恒夫		
三一三	〃	〃	藤　定二		
三一四	〃	〃	野　藏		
三一五	〃	〃	広　弓削		
三一六	〃	〃	熊　嘉一		
三一七	〃	〃	田　順之助		
三一八	〃	〃	橘　伊知郎		
三一九	〃	〃	東　太郎		
三二〇	〃	〃	吉原　貞代		
三二一	〃	〃	松井　喜三		
三二二	〃	〃	谷中　伝次郎		
三二三	〃	〃	川崎　俊三郎		
三二四	〃	〃	村上　二穂		
三二五	〃	〃	赤木　三延雄		
三二六	〃	〃	村上　行貞		
三二七	〃	〃	楓尾　治		
三二八	〃	〃	酒入　亮		
三二九	〃	〃	草間　進		
三三〇	〃	〃	中　義		
三三一	〃	〃	沖　緑		
三三二	〃	〃	大石　俊一		
三三三	〃	〃	東　美		
三三四	〃	〃	石　邦政		

二七二	荒神町一部	歌野　静馬			
二七三	西蟹屋町一部	高野　久子			
二七四	〃	岡本　吾一郎			
二七五	〃	潮上　五郎			
二七六	〃	津　喜作			
二七七	〃	段　真登			
二七八	〃	菅尾　登			
二七九	〃	円山　佐一郎			
二八〇	〃	深川　太一			
二八一	〃	下井出　政美			
二八二	〃	竹本　俊行			
二八三	〃	下村　昇			
二八四	〃	石丸　吾郎			
二八五	〃	六井　升清			
二八六	〃	橋本　秀二			
二八七	〃	深川　輝昇			
二八八	〃	森　繁登			
二八九	〃	増原　武夫子			
二九〇	〃	林　義荘			
二九一	〃	佐々木　昇	戸汐　美登		
二九二	〃	今橋			
二九三	〃	森　元			
二九四	〃	桜段　龍夫			
二九五	〃	水野　操			
二九六	〃	五三　美			
二九七	〃	加藤　治			
二九八	〃	倉本　人夫			
二九九	〃	森　覚			
三〇〇	〃	浜村　中村			
三〇一	〃	中村　利一			
三〇二	〃	田原　達夫			
三〇三	〃	谷本　覚			
三〇四	〃	遠茂谷已二太			
三〇五	〃	宮崎　広吉			
三〇六	〃	田辺　茂一			
三〇七	〃	島　勇気男			
三〇八	〃	大沢　長次			
三〇九	〃	藤井　美智雄			
三一〇	〃	陶花　正治			
三一一	〃	岡田　駿			
三一二	〃	永井　亀男			
三一三	〃	畑村　定夫			
三一四	〃	島田　定夫			
三一五	〃	市川　光子			
三一六	〃	久保　ミツ子			
三一七	〃	井上　厚吉			
三一八	〃	馬場　之助			
三一九	〃	吉			
三二〇	〃	中島　和一	見田　穣		
三二一	〃	見			
三二二	〃	田			
三二三	〃	穣			
三二四	〃	清水　彰			
三二五	〃	加藤　雄			

二七二	大洲町一部	玉木　茂吉			
二七三	〃	河石　金太郎			
二七四	〃	橋本　鬼一			
二七五	〃	兼吾　三			
二七六	〃	尾花　政平			
二七七	〃	板崎　藏			
二七八	〃	稲葉　正規			
二七九	〃	野間　勝代			
二八〇	〃	橋　利一			
二八一	〃	桂　義一			
二八二	〃	原　隆			
二八三	〃	森　喜			
二八四	〃	辺　正義			
二八五	〃	亘　義一			
二八六	〃	平井　徳一			
二八七	〃	興　喜亦			
二八八	〃	臼井　徳一			
二八九	〃	平　完爾			
二九〇	〃	中野　秀藏			
二九一	〃	泉　秀雄			
二九二	〃	木村　落			
二九三	〃	吉田　盛二			
二九四	〃	貞森　見			
二九五	〃	船越　穣			
二九六	〃	横田　信一			
二九七	〃	岩村　菅太郎			
二九八	〃	林　勝			
二九九	〃	倉橋　利一			
三〇〇	〃	佐藤　直兵衛			
三〇一	〃	古田　政吉			
三〇二	〃	村　幸司			
三〇三	〃	琴井　金市			
三〇四	〃	末広　才治一			
三〇五	〃	多賀　徹			
三〇六	〃	古谷　船越　貞子			
三〇七	〃	瀬戸林　助			
三〇八	〃	松下　慎二			
三〇九	〃	津田　好夫			
三一〇	〃	本川シズミ			
三一一	〃	伊藤　節藏			
三一二	〃	細川　恒夫			
三一三	〃	藤　定二			
三一四	〃	野　藏			
三一五	〃	広　弓削			
三一六	〃	熊　嘉一			
三一七	〃	田　順之助			
三一八	〃	橘　伊知郎			
三一九	〃	東　太郎			
三二〇	〃	吉原　貞代			
三二一	〃	松井　喜三			
三二二	〃	谷中　伝次郎			
三二三	〃	川崎　俊三郎			
三二四	〃	村上　二穂			
三二五	〃	赤木　三延雄			
三二六	〃	村上　行貞			
三二七	〃	楓尾　治			
三二八	〃	酒入　亮			
三二九	〃	草間　進			
三三〇	〃	中　義			
三三一	〃	沖　緑			
三三二	〃	大石　俊一			
三三三	〃	東　美			
三三四	〃	石　邦政			

二七二	荒神町一部	歌野　静馬			
二七三	西蟹屋町一部	高野　久子			
二七四	〃	岡本　吾一郎			
二七五	〃	潮上　五郎			
二七六	〃	津　喜作			
二七七	〃	段　真登			
二七八	〃	菅尾　登			
二七九	〃	円山　佐一郎			
二八〇	〃	深川　太一			
二八一	〃	下井出　政美			
二八二	〃	竹本　俊行			
二八三	〃	下村　昇			
二八四	〃	石丸　吾郎			
二八五	〃	六井　升清			
二八六	〃	橋本　秀二			
二八七	〃	深川　輝昇			
二八八	〃	森　繁登			
二八九	〃	増原　武夫子			
二九〇	〃	林　義荘			
二九一	〃	佐々木　昇	戸汐　美登		
二九二	〃	今橋			
二九三	〃	森　元			
二九四	〃	桜段　龍夫			
二九五	〃	水野　操			
二九六	〃	五三　美			
二九七	〃	加藤　治			
二九八	〃	倉本　人夫			
二九九	〃	森　覚			
三〇〇	〃	浜村　中村			
三〇一	〃	中村　利一			
三〇二	〃	田原　達夫			
三〇三	〃	谷本　覚			
三〇四	〃	遠茂谷已二太			
三〇五	〃	宮崎　広吉			
三〇六	〃	田辺　茂一			
三〇七	〃	島　勇気男			
三〇八	〃	大沢　長次			
三〇九	〃	藤井　美智雄			
三一〇	〃	陶花　正治			
三一一	〃	岡田　駿			
三一二	〃	永井　亀男			
三一三	〃	畑村　定夫			
三一四	〃	島田　定夫			
三一五	〃	市川　光子			
三一六	〃	久保　ミツ子			
三一七	〃	井上　厚吉			
三一八	〃	馬場　之助			
三一九	〃	吉			
三二〇	〃	中島　和一	見田　穣		
三二一	〃	見			
三二二	〃	田			
三二三	〃	穣			
三二四	〃	清水　彰			
三二五	〃	加藤　雄			

| | | |

| | | |

中　国

(イ)　火災共済　市別・物件別・共済金別・共済事故表

月・日	市別	物件名	罹災坪数等	原因	災害共済金	支払月日
一〇・三	広島	映光事の場園	一・五〇	煙突の過熱	五、八〇〇	一月六日
一〇・一	呉	長浜住宅	三〇・〇〇	失火	四七、五五一	一月七日
一〇・一	尾道	久保中学校	四〇・九二	不かま始ど末の	三三七、六三〇	一月二日
一〇・一	広島	次憲生園	二四・五〇	失火	四二〇、二七六	一月五日
一〇・一	広島	昭和町アパート	二・〇〇	ン電気の不始イ末口	三、五八〇	一月五日
一〇・一	広島	若草町住宅	三・〇〇	子供の弄火	五、二二五	一月五日
一〇・一	広島	工市厚舎内室	七・〇〇	失火	七〇、〇〇〇	一月五日
一〇・一	岡山	石井小学校	二二・〇〇	飛煙突より火の	一〇、二三三	一月四日
一〇・一	福山	西小学校	一〇・〇〇	失火	二五、二五〇	一月四日
一〇・一	広島	六次郎生園	二四・五〇	失火	四二〇、二七六	一月三日
一〇・一	広島	昭和町アパート	二・〇〇	ン電気の不始イ末口	三、五八〇	一月三日
一〇・一	広島	若草町住宅	三・〇〇	子供の弄火	五、二二五	一月三日
一〇・一	広島	工市厚舎内室	七・〇〇	失火	七〇、〇〇〇	一月三日
一〇・一	岡山	石井小学校	二二・〇〇	飛煙突より火の	一〇、二三三	一月二日
一〇・一	福山	西小学校	一〇・〇〇	失火	二五、二五〇	一月二日
一〇・一	岡山	下松小学校	三四三・三三	失火	九、四六九、五八七	一月一日
一〇・一	呉	長浜住宅	三〇・〇〇	失火	四七、五五一	一月一日
一〇・一	尾道	久保中学校	四〇・九二	不かま始ど末の	三三七、六三〇	一月一日
一〇・一	広島	次憲生園	二四・五〇	失火	四二〇、二七六	一月一日
一〇・一	広島	昭和町アパート	二・〇〇	ン電気の不始イ末口	三、五八〇	一月一日
一〇・一	広島	若草町住宅	三・〇〇	子供の弄火	五、二二五	一月一日
一〇・一	広島	工市厚舎内室	七・〇〇	失火	七〇、〇〇〇	一月一日
一〇・一	岡山	石井小学校	二二・〇〇	飛煙突より火の	一〇、二三三	一月一日
一〇・一	福山	西小学校	一〇・〇〇	失火	二五、二五〇	一月一

㈢ 共済基金分担金

七、次に共済委託の申込状況であるが、これは創業以来極力事業の普及に努めた結果、この経費集中使用の経済的効果について一層各方面の認識を深め共済委託の市数は比年増加し、昭和二十九年一月末日においては一応全市加入の域に到達したが、その後における新市の増加により年度末現在の委託市は三四六市（全国四八六市の七一・一%）である。しかしこの事業が全国都市共同の経済制度である限り、爾余の各市が全物件を挙げて本会を活用せられるのも時間の問題であると信じている。

八、火災共済の共済基金分担金の基率は、本会の基礎と一般の営利保険料率ならびに基率の低下によつて生ずる諸般の影響とをにらみ合せ事情の許す限り、これが低減に努力している。すなわち、本年度においては昭和二九年四月一日及び同年十一月一日の二回に亘り普通物件の基率を平均二割方低減した。

九、かく火災共済については、創立以来十回に亘つて基率の低減を実行したが、この低減は多く共済責任額の増額に反映し、結局昭和二九年度においては、自動車損害共済を合せ、次表の如く共済基金分担金総額三六八、九三六、一七九円に達する共済委託の申込を受けるに至つた。ここに深甚の謝意を表する。

一〇、しかして、右総受託物件の中、共済基金分担金の四〇%に相当するものを共済期間未了のものとして算定するときは、分担金総額二二一、三五六、一七九円に相当するものは（火災共済二〇五、六六八、九六一円―自動車損害共済一五、六八七、二一八円）については、当二九年度中に共済期間が満了し損補義務の免脱を受けた金額であり、その余の一四七、五八〇、〇〇〇円（火災共済一三七、一一〇、〇〇〇円―自動車損害共済一〇、四七〇、〇〇〇円）は、未だ若干共済期間の残存するものであるが、それは日、一日と免責されつつあることはいうまでもない。

表額数別物件託委済共度年九二和昭

共済受託物件		件数	坪数又は台数	共済責任額	共済基金分担金
				円	金円
火災共済	校舎以外の学校	2,471	1,285,196坪	18,048,417,312	69,799,952
	宅地	4,460	2,600,367	31,995,410,719	121,788,176
	住宅	99,976戸	1,220,890	16,332,575,594	44,910,977
	病院	782	263,650	4,665,972,326	20,283,601
	診療所	13,446	1,384,134	24,368,506,770	85,996,255
	計	21,159 99,976戸	6,754,237	95,410,882,721	342,778,961
自動車損害共済	普通車	1,190	692台	349,420,000	4,838,047
	小型車	1,403	800	677,400,000	7,774,161
	軽自動車	2,007	1,204	856,625,000	8,038,231
	自動三輪車	874	530	453,185,000	3,886,623
	自動四輪車	739	431	129,083,000	1,620,156
	特殊用途自動車の計	6,213	3,657	2,465,713,000	26,157,218
	一般乗合オート				
	一般貨物自動車				
	消防自動車				
	特殊用途自動車の計				
	乗用車				
	貨物自動車				
	計	27,372 99,976戸	6,754,237 3,657	97,876,595,721	368,936,179

㈣ 経費

一一、昭和二九年度の経費は、総額二〇、〇八七、九五九円である。それは共済基金分担金総額の五・四%に当り、分担金・利子・雑収入を合せた収入総額に対する割合は四・四%に過ぎない。これは会務の運営に当り居常設立の基礎精神を俗守して経費の節減に努め、他面資金の運用に当意して利子及び信託収入の増収を図つた結果である。

一二、しかも本年度においては利子及び信託収入のみをもつて経費を支弁して、なお六九、三七九、四九二円を剰し得る余力を生じたことであり、これは分担金収入以外に非常の災害に役立つ有力な財源である。

一三、されば創業六年目の決算はどのような結果となつたか、それは以上述べたところの数字により総括して、次表の如く収支差引四一〇、〇四〇、四一一円の繰越し得る剰余を見るに至つたのである。

算計括総支収度年九二和昭

収入		支出	
繰越金	368,936,179円	金員給付費	137,688,158円
共済基金分担金収入	342,778,961	共済金支払	126,405,528
既経過未経過共済責任額戻入	205,668,961	既経過共済責任額戻入	11,282,630
既未経過共済責任額戻入	137,110,000	未経過共済責任額戻入	11,133,842
積立金戻入	26,157,218	自動車損害共済金支払	20,087,959
積立金	15,687,218	積立金	83,532
積立金	10,470,000	計	168,993,491
退職手当準備金戻入	89,467,451	繰越金	410,040,411
退職手当準備金	564,860		
年度末現在職員退職手当準備金	509,162		
前年度繰越金	105,550		
利子及び雑収入	119,540,700		
諸収入	579,033,902		

一四、すなわち本会は、営利保険料率の四割ないし五割引の低廉な基率をもつて、市有物件の火災ならびに自動車の事故による共済行為を引受け、これによつて、ここ六年間に各会員市の財政に延総額一一億六千万円以上の利益を挙げて保険料の合理的節減に寄与し、なお且つ前掲の収支決算をなし得るに至つたことは、経費の集中使用がその方法のいかんにより個々の分散使用に比較して、いかに経済的であるかを現実に証明したものとして、

誠に同慶に堪えない。

一五、しかして本会としては、右の繰越剰余すなわち四一〇、〇四〇、四一一円のうちより、前年度と同様に共済期間の残存部分に相当する分担金一四七、五八〇、〇〇〇円は、これを責任準備金として保留し、残額すなわち二六二、四六〇、四一一円を準備積立金に編入することとした。これにより準備積立金の積立総額は九六四、五六二、四一三円となり、これに上記の責任準備金を加えると昭和二九年度末において、本会は総額金一、一一二、一四二、四一三円（但し、その内金二九、五〇〇、〇〇〇円は東京九段の全国都市会館取得ならびに造作資金として全国市長会へ融通）の支払準備資金を保有することとなつたものである。

一六、しかしながら、わが国都市の現状において、木造建物を主たる対象に僅かなければならないこの火災共済事業に対する備えとしては、この程度の準備資金をもつて万全であるとはいえない。ますますこれが備えを固くして相互救済の実を挙げ各市の繁栄に貢献するところがなければならない。それには各市が共済精神に徹してこの会がより基礎を充実し得るよう、挙つて本会を十分に活用せられることであり、それはまた結果において各市の利益となるからである。

◎訓令

広島市訓令第四十一号

広島市事務決裁規程（昭和二十六年広島市訓令第七号の二）の一部を次のように改正する。

昭和三十年九月二十六日

広島市長　渡　辺　忠　雄

第七条に次のただし書を加える。

ただし、人事については、総務局担任助役が専決する。

第十一条を次のように改める。

（市長が不在のときの代理決裁）

第十一条　市長が不在のとき（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十二条第一項の規定による市長の代理順序に関する規則（昭和三十年広島市規則第四十四号）に規定する順序により、助役が代理決裁する。

◎辞令

（市長事務部局）

技術吏員　河野俊貞　願により本職をずる（九月十七日）

事務吏員　向井一貫　広島市産業都市建設審議会幹事を命ずる（九月十九日）

技術吏員　木村尚文　理事に補する

技術吏員　高木新太郎　十三級一号給を給ずる

願により本職を免ずる（九月二十日）

技術吏員　沖野悟　建設局緑地課長兼務を命ずる（九月二十三日）

事務吏員　興田勇　市長室勤務を命ずる

事務吏員　中村敏則　会計課勤務を命ずる

事務吏員　有留とも子　競輪競馬事務局勤務を命ずる

事務吏員　前田日吉　厚生局衛生課勤務を命ずる

事務吏員　井上一正　建設局下水課勤務を命ずる

事務吏員　中野年幸　建設局東部復興事務所庶務課勤務を命ずる

事務吏員　前田日吉　広島市町界町名地番整理審議会書記を免ずる（以上九月二十六日）

事務吏員　手島悟　総務局職員課勤務を命ずる

事務吏員　田坂成三　広島市公平委員会委員に選任します（以上九月二十八日）

技術吏員　金沢弘　願により本職を免ずる（九月三十日）

事務吏員　西田敏雄　総務局市民税課勤務を命ずる

事務吏員　中野年幸　建設局東部復興事務所補償課勤務を命ずる

事務吏員　安本正雄　休職の期間を昭和三十一年九月三十日まで更新する

一般職の職員の給与に関する条例第十三条の三第二項により昭和三十一年九月三十日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する

事務吏員　平田幾雄　広島市職員衛生管理規程第十一条の規定により昭和三十一年三月二十一日まで休業を命ずる

技術員　田村奈人　広島市町界町名地番整理審議会幹記を命ずる（以上十月一日）

助役　沖野悟　広島市町界町名地番整理審議会委員を命ずる（以上九月二十三日）

事務吏員　平田幾雄　広島市職員衛生管理規程第十一条の規定により昭和三十一年三月二十一日まで休業を命ずる

技術員　田村奈人　広島市町界町名地番整理審議会幹記を命ずる（以上十月一日）

事務吏員　西山潔　広島市産業都市建設審議会参与を委嘱します（十月四日）

事務吏員　浅川稔

東京事務所勤務を命ずる
　助役　沖野悟
広島市職員考査委員会委員を命ずる
　事務吏員　井上貞雄
広島市工場設置委員会幹事を命ずる
（以上十月五日）
　新田為市
（各通）
　田尻晴夫
広島市事務吏員に任命する
主事に補する
八級五号給を給する
市長皆勤務を命ずる
（十月六日）
　稲益繁
広島市産業都市建設審議会参与を委嘱します
（十月八日）
　事務吏員　興本義晴
願により本職を免ずる
　田中正雄
（各通）
　三宅清
広島市民生委員推薦会委員を委嘱します
　橋高四郎
広島港湾委員会委員を解きます
　木曾初行
（以上十月十一日）
　助役　佐々木銑
総務局長事務取扱を免ずる
　加藤等
広島市事務吏員に任命する
理事に補する
十四級六号給を給する
総務局長を命ずる
　藤原昭彦
広島市技術吏員に任命する
技手に補する
八級一号給を給する
東保健所予防課勤務を命ずる
　助役　沖野悟
広島市水防協議会委員を命ずる
　事務吏員　加藤等
広島市職員考査委員会委員を命ずる
広島市工場設置委員会委員を命ずる
広島市水防協議会委員を命ずる
（以上十月十二日）
（水道局）
　技術吏員　向井秀夫
広島市水道局衛生管理者を解く
　広島市嘱託　山崎富士登
広島市水道局衛生管理者を委嘱する
　事務吏員　宮本基
　技術吏員　野村秀夫
広島市水道局企業出納員を免ずる
　事務吏員　宮本基
　技術吏員　野村秀夫
市長の事務部局へ出向を命ずる
　事務吏員　平井武義
十一級五号給を給する
会計課長を命ずる
　事務吏員　中村直彌
総務課総務係長を命ずる
　事務吏員　増宮計
九級八号給を給する
会計課料金係長を命ずる
　技術吏員　白石賢三
給水課給水係長兼務を免ずる
　技術吏員　井上啓三
給水課給水係長を命ずる
　技術吏員　松江揚郎
九級六号給を給する
給水課工事係長を命ずる
　事務吏員　平井武義
広島市水道局企業出納員を命ずる
　事務吏員　中村直弥
広島市水道局副企業出納員を命ずる
（以上九月五日）
広島水道局企業出納員を命ずる
（以上八月十八日）
　事務吏員　山田益雄
広島市水道局企業出納員を免ずる
　事務吏員　糸曾嘉成
広島市水道局副企業出納員を免ずる
　事務吏員　山田益雄
　〃　糸曾嘉成

◎雑報

戸籍上の市勢について

種別	件数	同上一日分 最大	最少	平均	前年同期件数	差引増△減
婚姻	一八二（一二三）	一三（一）	二（一）	六・〇三（三・七七）	一六二（六七）	一九（四五）
離婚	四三（一五）	六（一）	一（一）	一・四三（〇・八三）	四三（九）	一（六）
出生	男 二七九（四六）	一〇（一）	四（一）	九・二一（三・〇七）	三七（一四）	△三（四）
	女 二三六（五一）	一一（一）	三（一）	七・八六（一・七〇）	四〇九（一七）	△一七（三）
	計 五一五（九七）	二一（一）	五（一）	一七・一六（三・三三）	四五六（一〇八）	△一四（一一）
死亡	男 一一九（三四）	一〇（一）	一（一）	三・九六（〇・八一）	一四五（一九）	△一四（三）
	女 九八（二八）	一〇（一）	一（一）	三・二六（〇・九三）	一四二（二六）	△四四（一二）
	計 二一七（六二）	一〇（一）	一（一）	七・二二（二・三三）	二八七（四五）	△一八（三）

一、市内の出生と死亡かたら見た増数
　男 一〇人　女 一三人　計 二九人　一日平均 九・三人
二、前年右同
　男 一三人　女 一三人　計 二五人　一日平均 八・六人
三、（　）は事件発生地から本籍地である本市へ郵送届出たいもの

住民登録人口及び世帯数について

（昭和三十一年九月末日現在）

区分	八月末日現在数	増加 転入	増加 出生	増加 計	減少 転出	減少 死亡	減少 計	差引増	九月末日現在数
世帯	九二、六二八	一、三一七		一、三一七	九九九	六一	一、〇六〇	三一三	九二、九四〇
人口 男	一八一、三五三	一、二五一	二四四	一、四九五	一、二一九	九二	一、三一〇	一八五	一八一、八〇七
人口 女	一九三、〇六五	一、三一三	三五	一、三四八	一、〇一七	五五	一、〇七二	二七六	一九三、三四一
人口 計	三六六、四一八	二、五六四	四五九	三、〇四三	二、二三六	一四七	二、三八二	四六〇	三六六、一四八

広島市職員共済組合規程第一号

広島市職員共済組合評議員の定数及び選挙に関する規程を次のように定める。

昭和三十年九月二十日

広島市職員共済組合
理事長　佐々木銑

広島市職員共済組合評議員の定数及び選挙に関する規程

第一章　総則

（目的）

第一条　この規程は、広島市職員共済組合条例施行規則（昭和三十年広島市規則第一号。以下「規則」という。）第三条第五項の基定に基き評議員の定数、選出単位及び選挙方法に関する事項を定めることを目的とする。

（定数及び選出単位）

第二条　規則第三条第五項の規定に基く評議員の互選は、投票により行う。

第三条　評議員の定数は、五十六人とする。

2．評議員の選出単位における評議員の数は別表のとおりとする。

（選挙権及び被選挙権）

第四条　広島市職員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）であるものは評議員の選挙権を有する。

2　次に掲げるもの以外の組合員である者は、評議員の被選挙権を有する。

一　二十才未満の者。

二　条例第十条に掲げる職員で、職員として引き続き一年を経過しない者

三　休職中の者。

（組合員名簿の調製）

第五条　組合は、毎年四月三十日現在で組合員名簿を調製しなければならない。

2　組合員名簿には、組合員の所属、職、種別、氏名、性別、番号等を記載するものとする。

3　組合員名簿は、各選出単位ごとに調製しなければならない。但し、出先機関を有する選出単位にあつては、これを区別して調製しなければならない。

4　選挙を行う場合において、選挙の公示のあつた日現在、所属選出単位の組合員名簿に登録されていない者があるときは、組合員名簿に登録しなければならない。

5　前項の場合において、徴前の所属選出単位の組合員名簿に登録されている者があるときは、徴前の所属選出単位の組合員名簿から除去しなければならない。

6　選挙の公示後選挙の期日の前日までに新たに組合員となつた者があるときは、組合員名簿に登録しなければならない。

7　選挙を行う場合において必要があるときは、組合員名簿を更に調製することができる。

（一般選挙の選挙期日）

第六条　評議員の任期満了による一般選挙は、その任期の終る日の前十日以内に行う。但し、特別の事情がある場合には、評議員の任期の終る日から二十日以内に行うことができる。

2　理事長は、選挙の期日を少くとも七日前に公示しなければならない。但し、前項但書の規定による場合にあつては、その理由を併せて公示しなければならない。

（再選挙、補欠選挙の選挙期日）

第七条　評議員の再選挙及び補欠選挙は、これを行うべき事由の生じた日から十日以内に行う。

2　理事長は、選挙の期日を少くとも二日前に公示しなければならない。

第二章　投票

（一人一票）

第八条　投票は一人一票に限る。

（投票管理者）

第九条　投票に関する事務を担任させるため投票管理者を

置く。
2　投票管理者は、組合員の中から理事長の選任した者をもつて、これに充てる。
(投票立会人)
第十条　投票管理者は、各選出単位における組合員名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙期日の前日までに、本人に通知しなければならない。
2　投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないとき、又はその後に二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その選出単位における組合員名簿に登録された者の中から二に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わしめなければならない。
(投票所)
第十一条　投票所は、投票管理者の所属する勤務場所に設ける。
(投票所の開閉時間)
第十二条　投票所は、午前八時三十分に開き午後五時に閉じる。但し、投票所の閉鎖定刻までに当日出勤者の全員の投票が終了したときは、投票管理者は、投票立会人の意見をきいて、その際投票所を閉じることができる。
(組合員名簿の登録と投票)
第十三条　組合員名簿に登録をされていない者は、投票をすることができない。
2　組合員名簿に登録された者であつても組合員名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。
(選挙当日選挙権のない者の投票)
第十四条　選挙の当日、選挙権を有しない者は、投票をすることができない。
(投票所においての投票)
第十五条　選挙人は、選挙の当日、自ら投票所において組合員名簿の対照を経て、投票をしなければならない。
(投票用紙の交付及び様式)
第十六条　投票用紙は選挙の当日、投票所において、投票所に交付しなければならない。
2.　投票用紙の様式は、別記様式第一のとおりとする。
(投票の記載事項及び投函)
第十七条　選挙人は投票所において、投票用紙に自ら被選挙権を有するものの中から評議員に適当と思う者の氏名を記載してこれを投票箱に入れなければならない。
2.　投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。
(不在者投票)
第十八条　選挙人で旅行、勤務、休暇等により選挙の当日自ら投票所において投票することができない旨を証明するものの投票については、第十五条、第十六条及び前条第一項の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行わせることができる。
2.　前項の不在者投票管理者は理事の中から理事長の選任した者をもつてこれに充てる。
第十九条　不在者投票管理者は、前条の規定による不在者投票があつたときは、直ちにこれを選挙人が属する選出単位の投票管理者に送致しなければならない。
(出先機関における投票の特例)
第二十条　東京事務所に勤務する選挙人の投票については、第十五条、第十六条及び第十七条第一項の規定にかかわらず、前二条の規定を準用する。この場合においては、郵便による投票を行うことができるものとする。
2　投票所の設置されない各かいに勤務する選挙人の投票については、第十五条、第十六条及び第十七条第一項の規定にかかわらず選挙の当日、その勤務場所において不在者投票の要領により投票することができる。
(投票箱の閉鎖)
第二十一条　投票所を閉じるべき時刻になつたときは、投票管理者は、その旨を告げて、投票所にある選挙人の投票の結了するのを待つて投票箱を閉鎖しなければならない。
2　投票箱の閉鎖後は、投票することができない。
(投票録の作成)
第二十二条　投票管理者は、別記様式第二による投票録を作り投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第三章　開　票

(開票管理者)
第二十三条　開票に関する事務を担任させるため開票管理者を置く。
2　開票管理者は、投票管理者をもつてこれに充てる。
(開票立会人)
第二十四条　開票立会人は、投票立会人をもつてこれに充てる。
2　第十条第二項の規定は、開票立会人の選任につき準用する。
(開票所)
第二十五条　開票所は投票所と同一の場所に置くものとする。
(開票の日)
第二十六条　開票は、投票の当日に行う。
(開票の場合の投票の効力の決定)
第二十七条　投票の効力は開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当つては第二十八条の規定に違反しない限りにおいて、その投票した組合員の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。
(無効投票)
第二十八条　左の投票は無効とする。
一　成規の用紙を用いないもの。
二　一投票中に二人以上の氏名を記載したもの。
四　選出単位に所属しない被選挙権者の氏名の外、他事を記載したもの。但し、身分、住所、所属又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
五　被選挙権者の氏名を自署しないもの。
六　被選挙権者の何人を記載したかを確認し難いもの。
(同一氏名等の被選挙権者に対する投票の効力)
第二十九条　同一の氏名、氏又は名の被投票者が二人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前条第六号の規定にかかわらず有効とする。
2　前項の有効投票は、同一の氏名、氏又は名の被投票者の数に応じて按分したものをもつてその者の投票とする。
(開票録の作成)
第三十条　開票管理者は、別記様式第三による開票録を作り開票に該する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。
(投票、投票録及び開票録の送致保存)
第三十一条　開票管理者は、開票の当日、投票者投票録、開票録及び組合員名簿を理事長に送致しなければならない。
2　投票は、有効、無効を区別し、投票録と併せて組合において、当該選挙にかかる評議員の任期間保存しなければならない。
(当選人)
第三十二条　評議員の選挙は、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。但し、当該選出単位の選挙すべき評議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分一以上の得票がなければならない。
2　当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、開票所において、開票管理者がくじで定める。
(当選人決定の場合の公示)
第三十三条　当選人が定まつたときは、開票管理者は、直ちに当選人の氏名、職、氏名及び得票数その他選挙の次第を理事長に報告しなければならない。
2　前項の報告があつたときは、理事長は、直ちに当選人にその旨を告知し、且つ、当選人の所属、職氏名を公示しなければならない。
(当選人効力の発生)
第三十四条　選挙人の当選の効力は、前条第二項の規定による当選人の公示があつた日から、生ずるものとする。

第四章　特別選挙

(再選挙)
第三十五条　当選人がない場合においては、理事は、選挙の期日を定めてこれを公示し、再選挙を行わせなければならない。
(評議員の欠けた場合等に通知)
第三十六条　評議員に欠員を生じた場合(一般選挙において、当選者が定数に満たない場合を含む。以下同じ。)においては、その評議員の所属の長は、その事実を知つた日、若しくはその翌日直ちに理事長にその旨を通知しなければならない。
(評議員の欠けた場合等の繰上補充)
第三十七条　一般選挙の期日から二月以内に、評議員に欠員が生じた場合において、第三十二条第二項の規定による得票用を受けた得票者又は同条第一項但書の規定による得票者で当選人となるとき又は一般選挙の期日から二月経過後評議員に欠員が生じた場合においては、第三十二条第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人となるときは、理事長は、その者の中から当選人を定めなければならない。
2　前項の場合において、当該評議員の選出単位に所属しなくなつた者は、この限りでない。
(補欠選挙)
第三十八条　評議員欠員につき、第三十六条の規定による通知を受けた場合において、前条の規定により、当選人を定めることができるときを除く外は、理事長は、選挙の期日を定めてこれを公示し、補欠選挙を行わせなければならない。
2　評議員の欠員が、任期満了の日前百日までに生じた場合においては、前項及び第三十七条の規定にかかわらず補欠選挙を行わず又は、評議員の繰上補充を行わないものとする。

第五章　補　則

(評議員の任期の起算)
第三十九条　評議員の任期は、一般選挙の期日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が評議員の任期満了の日前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
(再選挙による評議員の任期)
第四十条　再選挙により選挙された評議員は、一般選挙により選挙された評議員の任期満了の日まで在任する。
附　則
1　昭和三十年における評議員の一般選挙の期日は、第六条第一項の規定にかかわらず昭和三十年十月十五日までに行うことができる。
2　昭和三十年における組合員名簿の調製は、第五条の規定にかかわらず九月十五日現在で調製することができる。

別　表

評議員員選出単位及び定数

選挙単位	選挙単位の範囲	評議員の定数
第一区	市長室、東京事務所	一
二	会計課	一
三	競輪事務局	一
四	市民病院	二
五	平和記念施設管理事務所	一
六	総務局、総務課	一
七	職員課、公平委員会、職員共済組合、職員健康保険組合	一
八	財務課	一
九	戸籍課	一
一〇	市民税課	一
一一	資産税課	一
一二	徴収課	一

別記様式第三

広島市職員共済組合評議員一般選挙開票録

昭和　年　月　日執行　　開票所

1. 開票所開設場所　　課(又は、かいの名称)
2. 開票立会人

所属	氏名	

3. 開票所開閉時刻　昭和　年　月　日　午後　時　分開始　午後　時　分閉鎖
4. 開票の結果
   ① 投票の内訳
   ② 有効投票の内訳

投票総数　票	有効投票　票	無効投票　票
		無効投票率　%

規程第29条第1項以外の投票	票
同条第1項の同一氏名、氏名は名のみを記載したもの	票
内 氏名を記載したもの	票
氏を記載したもの	票
名を記載したもの	票
その他	票

氏名　氏氏　氏名　名名

同条第2項により被投票者に按分したもの

按分したものの総数　票

被投票者氏名	按分の基礎となつた得票数	票	氏名	氏名

いづれの被投票者にも属しないもの	同条第2項によつて切り捨てられたもの	票
	按分出来なかつたもの	票

③ 無効投票の内訳

備考

成規の用紙を用いないもの		氏名を自署しないもの	
被選挙権者でないものの氏名を記載したもの		何人を記載したか確認し難いもの	
他の選出単位にあるものの氏名を記載したもの		白紙投票	
二人以上の氏名を記載したもの		単に記号、符号、雑事を記載したもの	
氏名の外他事を記載したもの			

5. 得票数及び当選人

区分	氏名	性別	年齢	所属	総得票数	摘要
当選人						
次点						

備考　有効投票（　票）／評議員の定数（　人）×4 ＝　票（端数は切り上げる）

昭和　年　月　日調製

開票管理者　職　氏　名

われわれは、この開票録の記載が真正であることを確認して署名する。

開票立会人　氏　名
開票立会人　氏　名
開票立会人　氏　名

備考 1. この様式に掲げる事項の外、開票管理者において、開票及び当選人決定に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。
2. 補欠選挙又は再選挙の場合には、標題中「一般選挙」を「補欠選挙」又は「再選挙」に改めるものとする。

| | | | | | |

広島市報

第115号

発行
昭和30年11月20日
（日曜日）

発行所
広島市役所
広島市国泰寺町三九

〔目次〕

◎規則
広島市産業都市建設審議会規則の一部改正……一
広島市バスターミナル建設対策委員会規則……一
広島市護国神社建設対策委員会規則……一
広島市民球場建設対策委員会規則……二
広島市仏舎利塔建設対策委員会規則……二
広島市平和記念施設運営委員会規則の一部改正……三
広島市消防団の設置、区域及び組織に関する規則……三
広島市消防団員の服制に関する規則……四
◎告示
建築許可に関する公開聴聞について……五
建築許可に関する公開聴聞について……五
建築許可に関する公開聴聞について……六
◎辞令
◎雑報
戸籍上の市勢について……八
住民登録人口及び世帯数について……八

◎規則

広島市産業都市建設審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十月二十八日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第五十二号

広島市産業都市建設審議会規則の一部を改正する規則

広島市産業都市建設審議会規則（昭和三十年広島市規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（所掌事務）

第二条 審議会は、産業都市の建設に関する重要な施策、計画等について市長の諮問に応じて答申し又は市長に意見を述べるものとする。

第三条中「三十人」を「三十五人」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市バスターミナル建設対策委員会規則をここに公布する。

昭和三十年十月二十八日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第五十三号

広島市バスターミナル建設対策委員会規則

（設置）

第一条 本市に広島市バスターミナル建設対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第二条 委員会は、市長の諮問に応じて、バスターミナル建設の対策について必要な事項を審議する。

（委員）

第三条 委員会は、九人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ又は委嘱する。

一 市職員
二 市議会議員
三 学識経験者

（委員長及び副委員長）

第四条 委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。

2 委員長及び副委員長は委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第五条 委員会は、委員長が招集する。

（議事）

第六条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第七条 委員会の庶務は、市長室において処理する。

（委任規定）

第八条 この規則に定めるものを除くほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会にはかつて定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第五十四号

広島市護国神社建設対策委員会規則

広島市護国神社建設対策委員会規則ここに公布する。

昭和三十年十月二十八日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第五十四号

広島市護国神社建設対策委員会規則

（設置）

第一条 本市に広島市護国神社建設対策委員会（以下「委

員会」という。）を置く。

（任務）

第二条　委員会は、市長の諮問に応じて、議国神社建設の対策について必要な事項を審議する。

（委員）

第三条　委員会は、九人以内の委員をもつて組織する。

2　委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

一　市職員

二　市議会議員

三　学識経験者

（委員長及び副委員長）

第四条　委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。

2　委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3　委員長は、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第五条　委員会は、委員長が招集する。

（議事）

第六条　委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第七条　委員会の庶務は、市長室において処理する。

（委任規定）

第八条　この規則に定めるものを除くほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかつて定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市民球場建設対策委員会規則をここに公布する。

昭和三十年十月二十八日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第五十五号

広島市民球場建設対策委員会規則

（設置）

第一条　本市に広島市民球場建設対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第二条　委員会は、市長の諮問に応じて、市民球場建設の対策について必要な事項を審議する。

第三条　委員会は、九人以内の委員をもつて組織する。

2　委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

一　市職員

二　市議会議員

三　学識経験者

（委員長及び副委員長）

第四条　委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。

2　委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3　委員長は、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第五条　委員会は、委員長が招集する。

（議事）

第六条　委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第七条　委員会の庶務は、市長室において処理する。

（委任規定）

第八条　この規則に定めるものを除くほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかつて定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市仏舎利塔建設対策委員会規則をここに公布する。

昭和三十年十月二十八日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第五十六号

広島市仏舎利塔建設対策委員会規則

（設置）

第一条　本市に広島市仏舎利塔建設対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第二条　委員会は、市長の諮問に応じて、仏舎利塔建設の対策について必要な事項を審議する。

（委員）

第三条　委員会は、九人以内の委員をもつて組織する。

2　委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ又は委嘱する。

一　市職員

二　市議会議員

三　学識経験者

（委員長及び副委員長）

第四条　委員のうち一人を委員長とし、一人を副委員長とする。

2　委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3　委員長は、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第五条　委員会は、委員長が招集する。

（議事）

第六条　委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第七条　委員会の庶務は、市長室において処理する。

（委任規定）

第八条　この規則に定めるものを除くほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかつて定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市民球場建設対策委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十一月八日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第五十七号

広島市平和記念施設運営委員会規則の一部を改正する規則

広島市平和記念施設運営委員会規則（昭和三十年広島市規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二十人」を「二十二人」に改める。

第七条第三項中「九人」を「十人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市消防団の設置、区域及び組織に関する規則をここに公布する。

昭和三十年十一月十日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第五十八号

広島市消防団の設置、区域及び組織に関する規則

（この規則の趣旨）

第一条　この規則は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の二第一項の規定に基き、消防団の設置、区域及び組織について定めるものとする。

（設置）

第二条　本市に広島市消防団（以下「消防団」という。）を設置する。

（組織及び管轄区域）

第三条　消防団に本部及び支部を置き、支部に分団を置く。

2　支部及び分団の名称及び管轄区域は、別表のとおりとする。

（団長及び副団長）

第四条　消防団に団長及び副団長若干人を置く。

2　団長は、消防団の事務を統括し、団員を指揮監督する。

3　副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

（本部）

第五条　本部は、広島市消防局内に置く。

2　本部は、次に掲げる事務を処理する。

一　団員の任免、賞罰その他身分に関すること。

二　団員の公務災害補償に関すること。

三　教養、訓練に関すること。

四　消防団の諸計画に関すること。

五　団員の諸給与その他会計に関すること。

六　設備、資材その他の物品の管理に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、消防団の事務に関すること。

3　本部に本部長及び副本部長を置く。

4　本部長は、団長の命を受けて本部の事務を掌理する。

5　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6　本部員は、本部長の命を受けて事務に従事する。

（支部長及び副支部長）

第六条　支部に支部長及び副支部長を置く。

2　支部長は、団長の命を受け、支部の事務を統括し、支部所属の団員を指揮監督する。

3　副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（分団）

第七条　分団に分団長、副分団長、部長及び班長を置く。

2　分団長は、団長又は支部長の命を受け、支部の事務を処理し、所属の団員を指揮監督する。

3　副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。

4　部長及び班長は、それぞれ上級者の命を受けて団務を行う。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

支部別 / 区分	分団名	管轄区域
東支部	青崎分団	仁保町青崎、同町堀越、同町向洋
	矢賀分団	矢賀町、矢賀新町二丁目、同三丁目同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目同七丁目
	尾長分団	尾長町、船越町二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、愛宕町、若草町、東蟹屋町
	大洲分団	大洲町、南蟹屋町
	荒神分団	荒神町、西蟹屋町猿猴橋町、松原町、大須賀町
	牛田分団	牛田町
段原分団	白島分団	東白島町、白島九軒町、白島中町、白島東中町、白島西中町、西白島町、白島北町、墓町一部、二葉の里
	織分団	上柳町、橋本町、織町、上流川町、鉄砲町、八丁堀、下柳町、弥生町、石見屋町、山口町、銀山町、東胡町、胡町、斜屋町、堀川町、基町一部
	竹屋分団	薬研堀、下流川町、三川町、平塚町、田中町、竹屋町、鶴見町、宝町、富士見町昭和町
	段原分団	台屋町、京橋町、的場町、金屋町、比治山町、松川町、稲荷町、土手町、段原大畑町、桐木町、段原町、比治山公園一部、段原東浦町、段原中町一部、段原新町一部、段原日之出町、段原中町一部、南段原町、東蟹町、段原山崎町
	比治山分団	段原新町一部、段原日之出町、段原中町一部、南段原町、東蟹町、段原山崎町
仁保分団	仁保分団	仁保町淵崎、同町柞木、同町本浦

夏盛ず	製式	長ずぼんとし、両脚部及び右後腰部に各一箇のポケットをつける。形状は、図の通りとする。
	地質	黒色又は赤色革
靴	製式	短長適宜
章級階	団長	長さ五〇ミリメートル、幅四〇ミリメートルの黒織合上に幅一〇〇ミリメートルの金色平織線一条、幅四ミリメートルのもの二条を施し、下部に径二〇ミリメートルの金色消防団徽章三箇をつけ、衣又は盛夏上衣の右胸部につける。
	副団長 本部長 支部長	金色消防団徽章二箇をつける。他は右に同じとする。
	副支部長	金色消防団徽章一箇をつける。他は右に同じとする。
	分団長 副本部長	上部に幅一〇ミリメートルの金色平織線一条を施し、下部に径一〇ミリメートルの金色消防団徽章三箇をつける。他は右に同じとする。
	副分団長	階級章の上部に副の文字を白くぬいとりした径二〇ミリメートルの円形黒色絨をつける。他は右に同じとする。
	本部員	金色消防団徽章二箇をつける。他は右に同じとする。
	班長	上部に幅一二ミリメートル金色平織線一条を施し、下部に径一二ミリメートルの金色消防団徽章三箇をつける。他は右に同じとする。
	団員	金色消防団徽章二箇をつける。他は右に同じとする。
套外種甲	地質	黒又は濃紺の紬
	襟	開襟式
式製	ポケット	左右腰部に各一箇をつける。
	胸部	両前とし、ボタンは径二三ミリメートルの金色消防団徽章を二行につける。
	頭巾	適宜つけることができる。

套外種乙	地質	黒又は濃紺の紬
	襟	折襟とし、表面に黒又は濃紺のピロードをつけ、裏面に頭巾どめホック四箇をつける。
式製	ポケット	左右腰部に各一箇をつける。
	胸部	レインコート式とし、ホック式黒色ボタン四箇をつける。
	頭巾	適宜つけることができる。
背帯		幅五〇ミリメートルの背帯をつける。
袖章		衣の袖章に同じとする。
階級章		衣と同じ階級章を右胸部につけることができる。
形状は、図の通りとする。		

備考

一　本表中鍼を用いるものについては、同色の絹、木綿、麻その他これに類似するものをもつて代えることができる。

二　本表中黒又は濃紺とあるのは、茶褐色をもつてこれに代えることができる。

三　本表中金色金属製消防団徽章をモール製金色桜で抱擁する。地合は、地質に同じとする。形状寸法は、図の通りとする。

円形とし、黒革製前原及び黒革製あご紐をつける。あご紐の両端は、帽の両側において消防団徽章をつけた径一二ミリメートルの金色ボタン各一箇でとめる。夏は白の覆をつけることができる。帽の周囲には、幅三〇ミリメートルの黒色斜子縁をつける。但し、副分団長以上の場合には、平しま織金線をつける。

形状寸法は、図の通りとする。

◎告示

広島市告示第百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和三十年十一月三十一日

広島市長　渡辺忠雄

一　開催日時　昭和三十年十一月四日午後一時三十分

二　開催場所　広島市国泰寺町三九番地
浅野図書館第一集会場

三　申請者住所　広島市猫屋町九番地

四　申請者氏名　東興商会広島支店長　福原正

五　建築場所　広島市宇品町一三一五番地

六　用途概要　貯油庫、木造及びコンクリートブロック造延五一坪

容量　第一種（甲）　四、五〇〇リットル
第二種（甲）　三、一〇〇リットル
第三種（乙）　五、一〇〇リットル

七　地域　商業地域

八　理由　当該建築物は建築基準法第四十九条第二項（別表第一(は)項第一号（(は)項第二号）の建築制限に該当するもので同条同項但書の規定による許可に関し行うものである。

広島市告示第百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条第一項及び第三項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和三十年十一月七日

広島市長　渡辺忠雄

一　開催日時　昭和三十年十一月十一日午前十時

二　開催場所　広島市国泰寺町三九番地
浅野図書館第一集会場

三　申請者住所　大阪市東区南久太郎町二丁目六番地

四　申請者氏名　日本石油株式会社大阪営業所長
代理人　谷信一

五　建築場所　広島市三篠本町三丁目二九一番地

六　用途概要　貯油庫、容量　第一種　七、五〇〇リットル
第二種　七、五〇〇リットル
第三種　一、〇〇〇リットル

西支部	戸坂分団	戸坂町
	大手分団	東千田町、同町一丁目、同三丁目、同町三丁目、南千田町、南竹屋町、平野町、基町一部、塩屋町、尾道町、猿楽町、細工町、横町、鳥屋町、大手町一丁目、同町二丁目、同町三丁目、同町四丁目、同町五丁目、同町六丁目、同町七丁目、同町八丁目、同町九丁目、東魚屋町、立町、研屋町、紙屋町、平田屋町、播磨屋町、鞍屋町、鉄砲屋町、新川場町、中町、下中町、袋町、西魚屋町、小町、国泰寺町、雑魚場町
	中島分団	中島本町、天神町、林木町、元柳町、中島新町、水主町、吉島町、吉島羽衣町、吉島本町、木流町
	広瀬分団 本川分団	寺町、西引御堂町、広瀬北町、広瀬元町、錦町、西九軒町、横堀町、堅塀町、鍛冶屋町、鍛匠町、左官町、十日市町、油屋町、猫屋町、堺町一丁目、同二丁目、同三丁目、新市町、塚本町、北榎町、榎町
	舟入分団 神崎分団	西新町、西地方町、小網町、河原町、舟入中町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、舟入南町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目
	江波分団	江波町
	三篠分団 大芝分団	横川町二丁目、同三丁目、同四丁目、楠木町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、三篠本町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、打越町、山手町、新庄町、三滝町
	天満分団	天満町、西天満町、上天満町、中広町
	観音分団	東観音町一丁目、同二丁目、観音本町西、観音新町一丁目、同二丁目、南観音町、観音町
	福島分団	福島町、南三篠町
	己斐分団	己斐町
	古田分団	古田町、古田町（高須）
	草津分団	草津本町、草津東町、草津南町、草津浜町、庚午町、庚午北町、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同一〇丁目、同二丁目、同三丁目

広島市消防団員の服制に関する規則をここに公布する。

昭和三十年十一月十日

広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第五十九号

広島市消防団員の服制に関する規則

広島市消防団員の服制に関する規則（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の二の第四項の規定により、広島市消防団員の服制を別表の通り定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

消防団員服制

区分	摘要
品種	帽
製式	地質	黒又は濃紺の織若しくは綿布。
	徽章	金色金属製消防団徽章とする。台地は、地質に同じとする。形状寸法は、図の通りとする。
	略式	地質と同じもので作つた前部及び幅一ミリメートルの赤線を上下につけたあご紐をつける。消防団徽章をつけた径三ミリメートルの金色ボタン各一箇でとめる。形状寸法は、図の通りとする。
衣	地質	黒又は濃紺の紬
製式	襟	開襟式
	前面	ボタンは径二〇ミリメートルの金色消防団徽章一列四箇とする。ポケットは、内ポケットとし、左胸部又は下部左右に各一箇をつけて下形状は、図の通りとする。
	袖章	黒色しま織線を表半面にまとう。形状寸法は、図の通りとする。
帯		幅四〇ミリメートル革帯又は衣と同地質のもので、取りはずしのできるものとし、帯前金具をつける。形状寸法は、図の通りとする。
ずぼん	地質	衣に同じ。
	製式	長ずぼんとし、両脚部及び右後腰部に各一箇のポケットをつける。形状は、図の通りとする。
衣上盛夏	地質	茶褐色の布
製式	襟	開襟（小開き）式
	前面	ボタンは径一五ミリメートルの金色消防団徽章一列四箇とする。胸部左右に蓋のあるポケット各一箇をつけ蓋は径一五ミリメートルの金色消防団徽章のボタンでとめる。形状は、図の通りとする。
	袖	長袖カフスつきボタンどめとする。ボタンは径一五ミリメートルの金色消防団徽章とする。
ぼん	地質	盛夏上衣に同じ。

七　地域　準工業地域
八　理由　当該建築物は建築基準法第三項（別表第一(は)項第二号）の建築制限に該当するので、同条同項但書の規定による許可に関し行うものである。

2

一　開催日時　昭和三十年十一月十一日午後一時三十分
二　開催場所　広島市国泰寺町三九番地　浅野図書館第一集会場
三　申請者住所　広島市西観音町弐拾の二番地
四　申請者氏名　沢井肇
五　建築場所　広島市西観音町弐拾の二番地
六　用途概要　貯油庫（地下槽）　容量　第一種　三、一〇〇リットル　第二種　三、一〇〇リットル　第三種　一、六〇〇リットル
七　地域　住居地域
八　理由　当該建築物は建築基準法第四十九条第一項（別表第一(い)項第一号(は)項第二号）の建築制限に該当するので、同条同項但書の規定による許可に関し行うものである。

広島市告示第百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和三十年十一月十四日

広島市長　渡辺忠雄

1

一　開催日時　昭和三十年十一月十七日午前十時
二　開催場所　広島市国泰寺町三九番地　広島市庁舎内建設局長室
三　申請者住所　広島市仁保町字青崎弐番地
四　申請者氏名　甲田正美

五　建築場所　広島市仁保町字青崎弐番地
六　用途概要　貯油庫、コンクリーブロック造四坪　容量　第一種　四〇リットル　第二種　八〇リットル　第三種　三、〇〇〇リットル
七　地域　準工業地域
八　理由　当該建築物は建築基準法第四十九条第一項（別表第一(い)項第一号(は)項第二号）の建築制限に該当するので、同条同項但書の規定による許可に関し行うものである。

2

一　開催日時　昭和三十年十一月十七日午後一時三〇分
二　開催場所　広島市国泰寺町三九番地　広島市庁舎内建設局長室
三　申請者住所　広島市宇品町二丁目二五番地
四　申請者氏名　佐々木正好
五　建築場所　広島市宇品町二丁目二五番地
六　用途概要　自動車修理工場、木造平家建七五坪、延弐、九三五坪　動力一馬力
七　地域　住居地域
八　理由　当該建築物は建築基準法第四十九条第一項（別表第一(い)項第一号及び第三号(ろ)(は)項第一号(二五)の建築制限に該当するので同条同項但書の許可に関し行うものである。

◎辞令

（市長事務部長）

（各通）

広島市職員共済組合理事に選任する

石田貞夫　小林整　延恩酒井節司　真木賢三

（十月十七日）

助役　佐々木銑

広島市史編修委員会委員を免ずる

助役　沖野悟　（各通）　事務吏員　加藤等

広島市史編修委員会委員を命ずる。

（十月十九日）

助役　佐々木銑

広島市同和対策推進審議会委員を免ずる

助役　沖野悟

広島市同和対策推進審議会委員を命ずる。

（以上十月二十一日）

黒河隆一

広島市技術吏員に任命する

技手に補する

六級三号給を給する

建設局建築指導課勤を命ずる　事務吏員　沼田常雄

建設局土木課勤務を命ずる。　事務吏員　山本松雄

皆実出張所税務係長を命ずる　事務吏員　伊藤光一

青崎出張所税務係長を命ずる。　事務吏員　岡崎篤樹

総務局徴収課勤務を命ずる。　事務吏員　森岡利之

草津出張所勤務を命ずる。　事務吏員　崔野口裕

休職の期間を昭和三十年十二月三十一日まで更新する

一般職の職員の給与に関する条例第十三条の三第二項により昭和三十年十二月三十一日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する　事務吏員　河野忠弘

休職の期間を昭和三十一年四月三十日まで更新する

一般職の職員の給与に関する条例第十三条の三第二項により昭和三十一年四月三十日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する　事務吏員　加藤等

広島市固定資産評価補助員を解任する　事務吏員　西田敏雄

広島市工場設置委員会委員を命ずる　助役　佐々木銑

（各通）　事務吏員　加藤等

広島市中小企業設備近代化融資諮問委員会委員を命ずる　市議会議員　木野藤雄　横内敦照　横山周一　岡崎佐

広島市中小企業設備近代化融資諮問委員会委員を委嘱します　事務吏員　加藤等

広島市中小企業融資委員会委員を命ずる　市議会議員　増村明一　上村吉郎　松下一男　加藤八代藏　斉藤長一　岡本卯一

（各通）　〃　〃　〃　〃　〃

広島市中小企業融資委員会委員を委嘱します　泉秀藏　松下慎二　平尾敏実　進藤綾雄　石田容二　吉田国久

（各通）

広島市日雇労働者生活実態調査委員を委嘱します

委嘱期間は昭和三十年十一月一日から昭和三十年十一月二十日までとする

（以上十一月一日）

広島市民球場建設対策委員会委員を命ずる　助役　佐々木銑

広島市民球場建設対策委員会委員を委嘱します　教育長　宮川造六　市議会議員　松谷徳市　伊藤忠雄　〃　中下勝　〃　大内五郎　高木尊之

広島市民球場建設対策委員会委員を命ずる　助役　沖野悟　事務吏員　加藤等

広島市ニューミナル建設対策委員会委員を命ずる　市議会議員　池永清真　〃　杉村政太郎　〃　吉本寿一　〃　白川彪夫　〃　奥田遙郎

広島バスターミナル建設対策委員会委員を命ずる　助役　佐々木銑　事務吏員　向井一貫

広島バスターミナル建設対策委員会委員を委嘱します　角和雄之　秋田正喜代一　土岡実城　坂部修一

広島市護国神社建設対策委員会委員を命ずる　市議会議員　宮本正夫　浅尾義光　砂原格　〃　檜垣満

広島市護国神社建設対策委員会委員を委嘱します　助役　沖野悟　事務吏員　向井一貫

広島市仏舎利塔建設対策委員会委員を命ずる　市議会議員　秋田正之　〃　土岡喜代一　〃　坂部実城　〃　田修一

（各通）

広島市仏舎利塔建設対策委員会委員を委嘱します

（水道局）

広島市技術吏員　後藤和男

休職の期間を昭和三十一年四月五日まで更新する

一般職の職員の給与に関する条例第十三条の三第二項の規定により昭和三十一年四月五日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する

（三十年十月六日）

田中佐一

広島市中央卸売市場運営委員会委員を解きます　天方昇造

広島市中央卸売市場運営委員会委員を委嘱します

（以上十一月四日）

事務吏員　加藤等

広島市有財産評価委員会常任委員を命ずる

広島市住宅対策委員会委員を命ずる

広島市営住宅入居者選考審議会委員を命ずる

（十一月八日）

助役　佐々木銑

広島市賠償審査会委員を免ずる　助役　沖野悟　事務吏員　加藤等

広島市賠償審査会委員を命ずる　事務吏員　江口松芳　〃　難波繁貫　〃　向井一基

（各通）

広島市事務改善委員会委員を免ずる　事務吏員　加藤等　〃　津田貞行　〃　井上雄潮　〃　塩見貞

広島市事務改善委員会委員を命ずる　事務吏員　井上貞雄

広島市事務改善委員会幹事を免ずる　技術吏員　藤永修

広島市事務改善委員会幹事を命ずる。

（以上十一月十日）

（水道局）

広島市技術吏員　後藤和男

休職の期間を昭和三十一年四月五日まで更新する

一般職の職員の給与に関する条例第十三条の三第二項の規定により昭和三十一年四月五日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する

（三十年十月六日）

◎ 雑　報

戸籍上の市勢について

（昭和三十年十月末日現在）

種別	件数	同上一日分 最大	最少	平均	期前件年数同	増差 △減引
婚姻	〔二六三〕	〔一〇〕	〔一〕	〔八・四八三〕	〔二六一〕	△〔二〕
離婚	〔一〇三〕	〔一〕	〔一〕	〔〇・三三三〕	〔一〇三〕	〔〇〕
出生 男	〔四二六〕	〔一四〕	〔一〕	〔一・三七一〕	〔四五二〕	△〔二六〕
出生 女	〔四三五〕	〔一四〕	〔一〕	〔一・三八七〕	〔四三九〕	△〔四〕
出生 計	〔八六一〕	〔二八〕	〔二〕	〔二・七五八〕	〔八九一〕	△〔三〇〕
死亡 男	〔二三九〕	〔八〕	〔一〕	〔〇・七六五〕	〔二三九〕	〔〇〕
死亡 女	〔一七九〕	〔六〕	〔一〕	〔〇・五七四〕	〔一七九〕	〔〇〕
死亡 計	〔四一八〕	〔一四〕	〔二〕	〔一・三四〇〕	〔四一八〕	〔〇〕
増減						△〔三〇〕

一、市内の出生と死亡から見た増数　男　四五人　女　四五人　計　九〇人　一日平均　二・八八人

二、前年右同　男　三七人　女　四〇人　計　七七人　一日平均　二・四六人

三、（　）は事件発生地から本籍地である本市へ郵送届出たもの

住民登録人口及び世帯数について

（昭和三十年十月末日現在）

区分	人口 男	人口 女	人口 計	世帯	増加	減少
前月末現在数	一二、〇四八	一二、〇四九	二四、〇九七	六、〇三二		
増加 転入	三五	三〇	六五	一四		
増加 出生	一三九	一二六	二六五	四		
増加 計	一七四	一五六	三三〇	一八		
減少 転出	九五	八五	一八〇	四		
減少 死亡	一〇	一四	二四			
減少 計	一〇五	九九	二〇四	四		
差引増	六九	五七	一二六	一四		
現在数	一二、一一七	一二、一〇六	二四、二二三	六、〇四六		

（号外第12号）
広島市報
昭和30年11月30日

広島市報

号外第12号
発行　昭和30年11月30日（水曜日）
発行所　広島市役所　広島市国泰寺町三ノ九

〔目　次〕

監査公表第4号（社会保険広島市民病院）……1
監査公表第5号（広島市社会福祉協議会、広島市保育連盟、広島市学校給食協会、広島市原爆障害者治療対策協議会、広島市機械金属工業技能者養成所、似島汽船、広島市商工会議所、広島祭委員会、広島市民生委員連合会、広島市商店街連合会、私立中学校広島地区協会、広島市西部農業協同組合、金輪島会、広島市農業協同組合広島市観光協会、広島市漁業協同組合）……4
監査公表第6号（水道局）……10

監査公表第4号

地方自治第199条第3項の規定により下記監査を執行したので、同条第7項によりその結果を下記の通り公表する。

昭和30年7月26日

広島市監査委員　浅尾義光
同　中野博実

1　監査の種類　昭和30年度定期監査
2　監査の対象　社会保険広島市民病院
3　監査の時期　昭和30年5月25日から5月28日まで
4　監査の結果

昭和27年8月1日開設した本病院は、爾来3ヶ年社会保険診療病院としてその特質を充分に活かし市民から親しめる病院として努力を続け、病棟の増築による病床の増加、医療器具の充実、消毒施設、看護婦宿舎の新設等、完備せる病院として諸施設を逐次具備し医局も当初、内科、外科、産婦人科、小児科の四科で出発したのであるが現在はその他に、放射線科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科、皮フ泌尿科の五課を設置し、近く物療科も開設する予定であって、病院としての形態を整えられて来たのである。利用患者も逐年増加し病床数も早急に増加しなければ患者の要求に応ずることが不可能の実情であって、これは偏に市民病院としての機能を充分発揮している結果であり、病院長以下の関係者の努力の賜であると言わねばならない。

昭和27年度開設以来の患者の利用状況は次のとおりである。

年度別患者数、収入額調

年度別	区分	延人員	収入金額	備考
27	入院	11,338人	35,291,307円	27.10.1 123床
	外来	10,932		
28	入院	48,112	39,624,056	28.4.1 138床、放射線科(増) 28.6.1 耳鼻咽喉科、眼科(増) 28.11.1 歯科（増）
	外来	69,370		
29	入院	69,958	67,447,233	29.5.11 218床(増築)認可208床 29.7.1 皮フ泌尿科（増） 30.2.1 232床（認可220床）
	外来	124,130		

本病院は建物（上下水道施設、配電：ガス設備を含む）は国庫負担で、内部施設である電話、コールベルその他備品一切を本市が負担しているもので昭和29年度末国有財産は、102,000.000円、市有財産は26,000,000円となっており、支出に対する収入の不足額は市費負担で経営するよう条件付けられているが、開院後未だ日も浅く医療器械等備品の購入に追われ事業自体の収入のみでは賄えない実情であり、且従事職員に対するベッド数の比率から見ても経営比率の低下は止むを得ざる現象であって施設の完備、ベッド数の増設等の諸懸案が逐一解決されることにより、病院として独立採算のできる企業体を期待されるものと思われる。昭和28年度においては12,317,073円

昭和29年度においては14,976,163円の繰上充用により決算しているが前述の通り施設整備に多額の支出を要したためで施設費、医療器具備品費等を除外すると、昭和29年度においては歳入歳出不足額は、265万円に過ぎない結果となり一応経済性公共性を共に具備した運営であったと見ることが出来るのである。本回は事務事業の執行状況特に使用料及び手数料その他現金の取扱状況並びに財産の管理状況について監査を実施したものであるがそれらの成績は概れ良好である。しかし、将来なお改善を要する若干の事項につき以下記述する。

庶務関係

1　各課医師の発行した死亡診断書等に病名記載もれのものがあり、整備不充分であったから確実なる取扱が望ましい。又第一種文書である事務長交替の際の事務引継書が普通文書に編さんされていたが整理を要する。（文書規程第36条第37条参照）

2　院長公舎及び部長公舎は工事請負価額により一括評価されていたが市有物件災害共済会の保険目的となすものは当然分割評価して管理すべきであると思料する。

3　財産は国有財産と市有財産とに分類して管理しているが、何れにも為さず双方の台帳に記載されていないものがあるから調査の上整理を要する。

4　昭和29年10月外来者の利便のため公衆電話を設置し受付係に管理させ、後本年1月に至りこれが管理が著るしく困難であるということで、院内売店経営者に移譲している。

しかしこのような場合には、開設について市長の決裁を受けているが移譲については院長決裁で処理しており、適正な取扱と認め難い。

5　現在自動車は乗用車並びに救急車の2台を備付けているが運転手は1人であり自動車の使用が間に合わぬことがあり得べく、これでは病院事業の特殊性から見て矛盾であるから、予算とも睨み合わせ運転手の増員につき考慮が望ましい。

なお運転日誌により運行の管理をし、燃料並びに修理に関しては全て本庁の自動車課に一任しているが、運行実績による燃料の消費量、修繕の実績等の把握に努め管理に万全を期するよう留意されたい。又夜間の救急患者のため市内タクシーの借上も相当ある。しかし折角自家用車を備付けていることであるから、これらの活用につき考究せらるべき余地があろう。

6　本病院には事務局、医局、薬局の三局が設けられ、然も医局の中には三交替制により勤務している看護婦等多くの職種に分れ勤務人員の掌握は困難であるが、常に職員の勤務状態並びに動静を把握出来るよう対策を考究せられたい。

業務会計関係事務について

1　入院患者に対する外部よりの書留郵便物は金品配付簿により処理しているが、重態その他認印を持参していないため慨ね受持看護婦が代理受領しているが代人に交付する場合は代人の氏名を記載捺印せしめると共に、代人であることを明記しておかねばならない。

なお病院長宛の公金封入のものは責任者において開封し、金額を記載しておかれたい。

2　会計窓口において送金による使用料その他の金員を収納する場合は収入票を用いず、メモによっているが他の収納金取扱と同様収入票を作成し、当日の収納金は収入票と一致するよう整理し、現金は収納票と共に会計係に報告するよう改善されたい。

なお小切手の取立料を取扱者が立替払をしていたと思われるもの、受取後数日間収納手続を遅れていたもの等がある。将来これ等の取扱いについては研究の上改善を要するものと認めた。

3　使用料、手数料の滞納額は5月20日現在調定額 67,614,144円に対し、623,481円で成績は必ずしも不良ではないと認めた。滞納額の中では町村国民健康保険組合が約50万円となっており、その他は健康保険外のものが主で、債務者の住所不明のもの21件、12万円となっている。之等は入院又は初診時の住所氏名の調査粗漏によるもの、退院時に支払に対する保証人の選定を誤ったもの等がその原因をなしているようであるから、将来滞納額を減ずる為の方法について研究の上善処されたい。

4　昭和29年4月より、広島県国民健康保険組合連合会と、町村国民健康保険組合の診療について契約を締結し、組合員158町村の診療を開始したのであるが、契約の中、診療報酬の請求について病院側に不利な点があり、個々の患者より診療費の一部、或は賄費を徴収しなければならないような事態を生じたため、契約内容の修正をなすべく接衝中で、本年4月以降は診療を中止しているが、各町村において条例に規程された保険給付の内容が区々であり、診療費の負担区分についてもそれぞれ異っている実情からして、個々の組合と直接契約を締結するか、契約条項を統一するかの方法により、事務能率の合理的向上を計られたい。

5　各契約団体に対する診療報酬請求後、これが増減点による収入額の異動は増減額調定により処理すべきであるが、年度区分のずれ及び契約条件の多岐、請求先多数等のため、不可能な状態であり、収入未済額のまま決算にも表示されているが、こ

の不合理の是正について早急改善するよう取計われたい。

6　昭和29年度における業務係員の超過勤務時間は3,423時間、1日1人3.1時間となり、相当過重な勤務状況である。これは主として診療報酬請求事務であるから、この事務の処理方について簡素化、合理化を計ると共に、人員の適正配置につき考慮し、善処するよう対策を講じる要があると認めた。

7　雑収入の内、薬瓶の売払代金は、病院費に収入せず、一般会計の雑収入としているが、これは金額の多少にかかわらず、病院費の雑収入とすべきである。

なお昭和29年5月使用後の脱脂綿、ガーゼの売却の契約を某会社と締結し、7月9月の2回売却をした丈で、10月には該会社の倒産を見ているのであるが、当初契約の締結に当って調査を充分になし、かかることのないよう慎重を期されたい。

8　薬びんの受払は現在薬局が現物を持ち、会計窓口が予納金（15円、10円）を予納させ、返品された際は、その予納金を返還し、現物は会計より薬局に渡しているが現品の出納は、無償で貸与する入院患者への受払、回収びんの受払等と錯綜し、整理に困難を極めており、外来用、入院用回収品と判然と区別し、消耗員数も適時適確に把握出来得るような取扱になし、然も患者に最も便利な方法に改善されたい。

9　諸資材受払簿中、受払整理の出来ていないもの、医療用消耗機械受払簿中誤算したもの各2件見受けられた。又歯科用貴金属受払簿に2,0052g誤算があり、残高に相違があった。

10　29年10月1日、岐阜市において開催された市の経費による健康保険病院長及び事務長会議出席者負担金1人5,000円を消耗品費により支出していたが適当でない。

給食関係

1　給食物資納入業者の指定は同一業種に対し、現在2乃至3の業者を仮指定しているが、仮指定は納入希望の業者より営業証明書、経歴書、納税証明書等を提出せしめ、適当と認めるものに対しては仮指定をなし、先づ10日乃至15日間納入させ、成績がよい場合は他の業者と交替にて10日間乃至15日間づつ納入させている実情であるが、現在1日の患者給食約750食、看護婦、付添、職員の給食約300食、合計1,000食の給食数にのぼる。物資購入の巧拙は給食自体に影響すること大であり、競争見積、随意契約、一定期間の購入契約等各種の購入方法を適時適切に採用し、常に給食の向上をはかり、固定の型になってしまわないよう、且つ又、この仕事が業者間に引きずられることのないよう留意されたい。

2　患者以外の給食関係の事務処理は現在患者給食に準じて行われ、相当複雑であり、これが患者給食の事務処理に支障を来している現状であり、必要以上の明細複雑化はこれを避け簡素化の要があると認めた。

3　主食米の受入は主食配給米、入院患者加給米、外食券、持参米の四種類であるが何れも配給の該当する月及び日数、或は外食券枚数の記録がなされていないため、適正に受領しているかどうか不明である。

4　患者給食は入退院による増減、手術その他による欠食、食種の変更等異動が多く給食実数の把握は著るしく困難を極め、原価計算も確実に出来ない現状であるが、病棟との連絡方法、並びに給食係の処理方法等に、未だ研究の余地が残されていると思われるから、給食実数の把握は簡単に、然も確実に出来るように改善し、給食原価も適確に算出されるようにしなければならない。

防火施設について

防火については病院設計にも特に留意されており、設備器具も次表のとおりであるが、建物自体が不燃性であるという先入感もあってか、なお整備不充分と認められるものがあるので、これが整備について早急対策を講ぜられたい。

種類	員数	備付場所	摘要
消火栓	10	各病棟3、管理棟1	ホース20m、30m、水圧も充分あり
消火器	9	玄関、電気室、炊事3、看護婦宿舎4	薬品も適宜入替えているが、30年4月試験したものはそのままとなっている。
水槽	1	正面屋上	約50石入り　未使用
シャッター	7	病棟各階2、玄関1	
その他	バケツ30 トビロ10	各病棟	

1　消火栓は水圧も強く良好であるが、ホース口金を3個盗難にかかっていた、これらについては速やかに整備すると共に、今後再び盗難にかかることのないよう措置を講じ、又、守衛、宿直者等の勤務中においても、適時点検せしめる等、事故防止に努められたい。

2　屋上水槽は、断水時の給水用、消火用としては適当であるが、職員中まだこれが使用方法のわからないものもいるようであるから、これが操作指導に徹底を期すると共に、折角の施設であり、有効に利用しなければならない。

3　屋上より待避用のロープが数十数備付けてあったが、入院患者が物干に利用した

ためと雨曝しの為、現在は腐朽し、使用不可能になっているが、各病室より待避するためのロープ並びに重症患者用の救命袋等を備付けておかれたい。

4　売店には未だ消火施設がなく、初期消火の器具備付方、至急に取計られたい。

5　本年4月末、火災訓練を実施したとのことであるが、患者は常に異動しているものであり、入院患者、外来患者、職員等が火災その他災害に際し混乱しないよう、整々と動作の出来得るよう玄関、廊下、病室等に待避要領を明示し、常に各人の心構えを作っておくことも緊要であると認めた。

監査公表第5号

地方自治法第199条第6項の規定により、昭和30年度随時監査を実施したので、その結果を同条第7項により、下記のとおり公表する。

昭和30月7月26日

広島市監査委員　浅尾義光
同　中野博実

1　監査の種類　昭和30年度随時監査

2　監査の時期　昭和30年5月13日より5月24日まで

3　監査の対象

1　広島市社会福祉協議会
2　広島市保育連盟
3　広島市学校給食協会
4　広島市原爆障害者治療対策協議会
5　広島市機械金属工業技能者養成所
6　似島汽船
7　広島市商工会議所
8　広島祭委員会
9　広島市民生委員連合会
10　広島市商店街連合会
11　私立中学校広島地区協会
12　広島市西部農業協同組合
13　金輪島会
14　広島市農業協同組合
15　広島市観光協会
16　広島市漁業協同組合

4　監査の結果

昭和29年度中本市が補助金、交付金、その他財政的援助を与えた所謂、補助団体数は63団体であって、総額38,237,360円を支出している。これを局別に見ると次のとおりである。

局名	団体数	件数	金額
総務局	11	11	9,294,435
厚生局	14	15	7,342,000
産業局	22	24	14,768,505
建設局	5	5	4,802,420
教育委員会	11	12	2,030,000
計	63	67	38,237,360

本回の監査は之等63団体の中16団体を抽出し、各団体が、本市より交付された助成金を交付条件及び交付申請書の誓約条項を確実に守り、交付目的を遂行しているが、且その経理が適正に処理されているかどうかについて監査を実施したのである。

共通事項

1　補助団体において既定計画を変更しようとするときは、関係書類を具し予め、市長の承認を受けなければならないこととなっているのに市長の承認を得ずして、当初の計画を変更したものがある。

2　事業年度終了後2ヶ月以内に事業報告書及び収支決算書を提出しなければならないことになっているのに、期限内に未提出のもの、或は該団体の規約による手続を経ていないものを提出しているもの等があった。

3　経費の減少を計るために、日々事務処理をなす事務員を雇用せず1ヶ月に1回事業主自身が、取纏めをしていたものがあった。これらは事業の性質からして、当然本市が助成すべきものであり、公金を充当しているのであるから、その経理については、日々整理を厳重にし確実を期すべきである。

4　事務の決才規程の無いものが多く、事務担当者の意のままに支出がなされている

もの或は長が勝手に立替払をなし、数件を一括して処理しているもの等があった、これ等のものは早急に規程を作り若しくは処理方をさだめ、金銭の取扱方がルーズにならないよう改善を要する。

5　補助団体の仕事を本市職員が専らこれにあたり出納責任者となって現金を取扱っているものがある。本市予算が補助金に肩替りした型となっているにすぎぬものもあり、将来補助金の処理方については、その本質と、たてまえをあやまらぬよう再検討を要するであろう。

以下各団体について、性格並に補助目的の概要を述べると共に将来改善を要する事項について記述する。

1　広島市社会福祉協議会

本会は社会福祉事業法第74条により、昭和27年3月15日に発足した団体であって社会福祉を目的とする事業に関する調査、連絡調整、助成、普及及び宣伝、綜合調査を目的とするものであって、市内を29地区に分け、各地区協議会を設ける計画も現在1地区を除き、他の28地区は既に地区協議会の結成を終り、単に福祉事業のみに止らず、衛生その他各地区における諸事業の推進母体として重大な地歩をしめているのである。昭和29年度においては、市より委託費として20万円交付されているが、それ以外に県市共同募金配分金39万円、県社会福祉協議会助成金4万円等を主体とし、年間事業総額75万円である。各地区協議会の活動が活発になるに従い、各地区に対する助成金も多額を要求される実情であり、且共同募金配分金も確実に交付されるとは言え、不安定で然も市よりの委託費も29年10月と30年3月と2回に分割交付され現在職員1名の給料も遅滞となっていて、財政的に著しく、困窮している状態である。本市としては、努めて年度初めに全額を交付せられることが望ましい。

指摘事項

1　事務処理規程を整備し処理を明確にされたい。

2　役員の出張旅費の一部を県より交付されるに当り直接本人が受領し、本会の会計面に記載が残されていないものがある、これらについては一応本会の収入に計上し更に本会より本人に支給する処理方にしなければならない。

2　広島市保育連盟

本連盟は乳幼児保育事業の強力なる発展と児童の福祉増進に寄与することを目的として保育事業の研究調査、従事者の研修関係機関団体との連絡等の諸事業を行っている。

本連盟の昭和29年度事業費は市から交付された委託費20万円及び保姆、職員その他協力者等より徴収する会費27万6千円を充当している。保育施設の支出の主なるものは、事業費242,900円でその中研修費、派遣費、調査費が主要部分を占めているが、予算を無視した執行が多く、又何等手続もなさず予算更正が行われていたが予算の更正は即ち事業計画の変更であり、市長の承認を要するものであるから注意を要する。

指摘事項

1　事務処理規程若くは基準を整備し事務処理を明確にされたい。

2　経費支出の中立替払が多く、然も相当時日を経過して数件を一括請求し処理しているものが多数あった、又証憑書類中にも使途不明のものが多いから将来の取扱に注意されたい。

3　広島市学校給食協会

本会は昭和27年学校給食事業の充実発展とその運営の適正を図るため、市立小学校長を会員として結成されたものである。

本会に対する助成金は政府配給物資の小麦粉及脱脂粉乳、引取資金にして銀行より借入金300万円に対する利息30万円及び生活保護法の適用を受けない生活困窮児童の給食費、補助金80万円計110万円である、給食費補助金は当初対象児童1人当り5円全対象児童数1,100人年間給食予定回数を200日と仮定して、110万円を交付申請したるも市財政の都合により予算を95万円に減額されその中80万円を交付されたものであるが対象児童の父兄より給与証明民生委員証明等を添付して補助申請書を受理し、審査決定をしている関係で手続が煩雑であるとして給食を拒否するものが多く、予算に相当残額を生ずることが判り、当初の1人当り5円を7円に増額補助しているがこれは交付条件と相違するばかりでなく市長の承認を必要とし且つ予算に剰余を生じるとの理由で補助金を増額して交付するというような考え方、処理方は改めらるべきであろう。昭和30年度においては、給食費補助を全額、半額、ゆの3種に区分して実施する計画で、340万円を予算計上しているが、29年度の実績からして種類を多くすることにより、審査面での事務量の増加は免れることが出来ず事務手続の簡素化については特に最善をつくし、1人でも多く給食を実施せんとする目的に沿うよう努力しなければならない。

指摘事項

1　補助児童が他学区より電車通学をしているものがある、その事情を調査すべき要があると思料する。

2　補助申請書中の保護者の収入、支出金額の杜撰なるもの、要補助理由不明確なもの等が多い。学校における審査が形式的にならないよう取扱を改善されたい。

3　学校よりの補助申請額と受領額とが一致しないもの、請求月日と受領月日と前後するもの等があったが注意されたい。

4　広島市原爆障害者治療対策協議会

本会は昭和28年1月発足したもので県市関事者、医師会員、県市議会議員、社会福祉協議会員中より、会長（市長）が委員を委嘱し、治療部並に3専門部を置き構成し、原爆障害者の治療、健康指導に当っているものである、昭和29年度は県市よりの交付金150万円、寄附金350万円その他繰越金等を収入として事務費40万円、治療費822万8千円を見込、予算総額862万8千円となっているが、29年度はＮＨＫの"たすけあい運動"の中止により、28年度において約400万円を計上した寄附金も一般寄附金として8万余円の収入を見たに過ぎない実情である、反面潜在患者の増加により治療費が増大し29年度末においては30年1月～3月の間の治療費が支払不能となり決算が出来ない状態にあり、従って現在は要治療患者も出来るかぎり治療を見合している実情であるが、29年度においては、審査件数1,490人の内830人を承認したのみで、他の要治療者660人は不承認として治療を施していないのである。昭和29年度は厚生省より原爆障害者の治療費として直接市内官公立6病院1,343,000円、個人病人860,000円、合計2,203,000円を交付されているがこれらについては一応本会へ交付され更に本会より各施設に交付するのが適当であると思料されるのである。

現在本会より各施設に対し治療費として支払う金額と差引精算をしており甚しく矛盾した取扱いとなっているので将来は厚生省よりの治療費補助金は直接本会が交付を受け、本会の意図に基き、治療費を支出して行けるようその筋へ懇請すべきであると思料する。

なお検査料寄附金は勿論、県市補助金の増額等は関係者を始め市民も深い関心を持っているものであり、30年度においては、出来る限りの財源を確保し市内在住推定約6,000名の原爆障害者の治療に最善を尽せるよう切望するものである。

指　摘　事　項

1　医師会その他よりの借入金の事務的処理が不充分であるから改善されたい。

2　預金現金の保管は市社会課にて行い、現金出納帳は事務局（市民病院内）にあるという相互の連繋が困難な機構となっているが改善されたい。

3　事務処理規程を整備し明確なる事務を確立されたい。

5　広島市機械金属工業技能者養成所

当所に対する補助金は広島市技能者養成協会が同協会分と一括申請し交付されたものを分割支給を受けているものである。

当所は生産の能率的増強並に技術水準の向上を期し、労働基準法に規定する優秀なる機械金属工業技術者を養成するを目的とする集団養成所である。昭和29年度は市より技能者養成協会に交付された20万円の内143,300円を受け、これに養成工の授業料及び会費（共に雇用主負担）合計623,257円を以て、講師並に職員に対する給料、教室並に事務室の使用料等に充当し運営している。当所は28年9月発足時においては技能職種7、養成者100名であったが業界の不振に禍され現在入所者総数155名1学年平均50名余となっている。

補助金は指導員の給料手当、機械器具備品の維持更新及建物の借上料教科書その他教材に充当するよう条件が附してあるが、講師手当、職員給料のみで約30万円を要し会費並に授業料で辛じて運営している現状であるが、会員並に養成工の確保及び事業主の啓蒙に努め事業の実績をあげさせると共に、補助金を生かすことに努力すべきであると思料する。

指　摘　事　項

1　事務処理規程がなく、且つ現在の事務組織では運営面において難点があるから早急に改善されたい。

2　銀行よりの借入金利息を二重支払をしたことになっていたので事情を調査し是正されたい。

3　授業料その他収入金の収納月日不明のものがあるとともに、これらに対する領収書が発行されていないが妥当でない。

6　似　島　汽　船

本団体は似島町民2名による共同経営体であって船舶1隻を以って宇品港と似島間を1日7往復し、この区間の輸送を業としているものであり、昭和4年似島町が本市に編入された際本市が町民に対し宇品、似島間の架橋に代える趣旨で本航路に補助金交付を考慮してより引続き現在に至っているものである。昭和28，29年度においても各50万円の補助金を交付しているが、本航路の利用者は似島町民約2,800名を主体としその他似島町の工事現場に通う人夫等であって、利用者は概ね固定しており、又昨年船の老朽のため100万円を付けて現在使用の船と交換したため、経営が著しく困難を訴えている。昭和29年度事業報告書によると収支差引のない業績となっているが実質はこれと相違していると言い、昭和29年度を見ると運賃その他収入合計3,284,125円に対し支出合計は3,309,674円で差引25,549円の赤字であり、その他帳簿に記入してないもの等を加えると約160万円の収入不足とを表示している。現在従業員は船長、機関長、甲板乗事務員並に機械員の4名と事業主の内1名が現場で従業員と共に仕事をし経費節約の目的で事務員を置かず事業主が整理しておりその整理は極めて原始的で証憑書類のないもの、記帳洩れとなっているもの等が多く、単に事業主の手持現金在高により現況を判断するという状況で実態の把握は困難な状態である。

補助金交付に対象事業として、この点において誠に遺憾であり、早急に手を打って整備をせられたい。

指　摘　事　項

1　旅客運賃は乗船券販売手数料（10％）を差引いた額を計上し手数料は全々考慮しない処理となっているが運賃は全額を計上して後手数料を支払うようにし且つ領収書も取っておかなければならない。

2　物品の購入、修繕等に関する請求書、領収書の整理が全く出来ていないが之等は日々確実に整理し、且現金も出納帳に正確に記録し真実性のある整理をしなければならない。

3　本年度より船客傷害保険に加入しなければならないこととなり、年間保険料68,320円の負担となるようで、運賃1人5円の値上げを希望しているが現在の事務処理では運賃の原価も算出不能で当然保険料分は経費増加となる。現在の運賃額5円が果して至当であるか否かはこの際検討考慮しなければならない問題である。

7　広島市商工会議所

本所は商工会議所法による特殊法人であって、商工業の総合的改善発達を図り兼ねて社会一般の福祉の増進に資するを目的とするものである。昭和28年以来の政府のデフレ政策と一般的景気後退により市内商工業者も一様に沈滞の一途を辿りつつある時、本商工会議所は地域的総合経済団体たる基本的使命から、講習会、講演会、技能の検定、販路の拡張、貿易の振興等の各種の事業と共に、事業遂行又は施策の資とする基礎的調査の実施或は盆及び年末の特別融資制度の実施等市内商工業者と共に努力を続けて来ているのである。

本市よりの助成金は昭和30年度80万円を交付しているが、本助成金の指定事業として

1　中小企業相談所の育成指導
2　工業及び商業簿記講習会の開催
3　税務の指導
4　商店経営指導
5　各種経済事情調査
6　広島まつり、川まつりの育成
7　商工青年の指導
8　珠算の指導
9　講習会の講演会の開催
10　その他

以上10項目を提示しているが使用状況は次のとおりである。

種　類	支出金額	摘　要
商工従事者の養成指導並びに技能検定経費	337,384	タイプ検定、珠算検定
物価調査費	55,244	計算尺講習会、簿記講習会
調査資料発行費	30,640	
商工名鑑作成諸費	46,214	
北九州見本市開催費協力費	13,140	
広島まつり開催協力費	95,950	
世界平和者会議開催協力費	21,820	
講演、懇談会開催経費	64.281	
照明店飾、コンクール並びに経営診断	13,327	
海の記念日協力費	2,000	
団体助成金	120,000	中小企業相談所、広島法人会、広島青年会議所
計	800,000	

本市よりの助成金の使用は全て全額の頭に㊞のゴム印を押して整理しており、他のものと判然と区別せられ調査、照合も極めて容易である。

指摘事項

広島まつり育成に対して助成金より95,950円を支出しているが、広島まつり委員会に対し本市より別途30万円を助成金として交付しているが同一対象事業に対し特別の具体的費途を限定せずに団体にかさねて交付する点には疑義がある。且、市としても予算の本費用の枠については限界を附して置くべきである。

8　広島祭委員会

この委員会は広島まつり、川まつり、その他観光的行事を行うもので、昭和29年度は県20万円、市50万円（広島まつり30万円、川まつり20万円）その他会員よりの会費809,800円を以て賄っているが、本市よりの助成金が広島まつり、及び川まつりと別個に助成金を交付している関係で、決算書も二本にしているが、実際は一本であり、会員より徴収する会費も広島まつりと川まつりとを一緒にしたものの会費であり、二本建に決算するのは矛盾しているから、本市よりの助成金も一本で交付するように整理されたい。

指摘事項

1　運転資金がないため役員より借入金をしているが相当長期間になっており、その上決算面に現われていないがこのような経理方はいけない。

2　役員に対し、一時的ではあるが貸出をしていたようになっていたが正当でない。

3　本会は現在職員はなく、本市商工課観光係が事務処理に当り出納責任者も本市職員が当っているが適当ではないから、早急に補助団体として一線を劃するよう処理されたい。

9　広島市民生委員連合会

本会は民生委員相互の連絡を緊密にし、自発共励して斯業の堅実な発達を期さんとするもので、民生委員精神の昂揚、民生事業並びに庶民生活の調査研究、民生委員大会、協議会、議習会、講演会等の開催、並びに民生事業の普及宣伝等の事業をしているもので、昭和29年度本市より28万円を交付している。本会の歳入は前項の市助成金、共同募金配分金30,352円並びに会員389名、1人年額400円計154,000円合計584,345円であって、これを事務費、事業費並びに県への納付金に充当運営しているのであるが、29年度末になって県への納付金77,000円並びに26年度分納付金36,000円、計113,000円未払いのまま、118,081円を繰越しており、正味75,081円が繰越され、市助成金の280,000円は各地区協議会費として、28地区各10,000円計280,000円が基礎となって助成金額を決定しているのであるが、29年度は180,000円の不足支出に止めている。

これは、この委員会が仕事をしないため経費の必要がないのか、或は助成金が不足のため仕事が出来ないことになるのかいずれにせよ、市の助成金目的に沿わないこととなるので、将来この点の是正に充分関心をもたれたい。

指摘事項

1　本会以外内人事異動に伴う歓送迎会に10,050円を経費として支出していたが一見目的外支出のようである。検討せられたい。

2　地区協議会運営費の追加支払2,100円の内基町、福島地区の領収証が不備であった。

3　現金出納帳の記帳は預金通帳との照合が便なるよう改善を要する。

10　広島市商店街連合会

本市は本市商業の再建振興を図るため、各商店街の有機的結合により、その基本的方策を研究すると共に各商業経営者の発展向上に資せんとするもので、会員は各商店街商業協同組合であって、それ等組合を構成する各商店より拠出する会費（年額240円）並びに本市よりの助成金により運営しているものである。

指摘事項

1　昭和29年度は市助成金300,000円会費290,100円を事業費並びに事務費に当てているが、事業費の中、昭和30年度に執行すべきものを支出しているもの、或は本会にて支出すべきでないものを立替払しているもの等があり、適当でないから、将来かかることのないよう取扱に注意されたい。

2　人件費1名分の給料の一部を別に臨時職員を雇入れたものとして支出していたが妥当でない。

3　事業費、雑費より交際費的な経費が多分に支出されているが、これは出来るだけ自粛し、本来の事業目的に使用することが必要であり、将来是正の要がある。

11　私立中学校広島地区協会

市内在籍の私立中学校通学者の教育費を補助するため、本会を経由して各市立中学校に補助金を交付しているもので、在籍私立中学生に直接補助とならないが、間接的補助となっているものである。

本会は各中学校より提出された資料に基き、助成金の交付申請をなし、これが受領後各校に配分するのみで会則も会計簿も備付なく、唯助成金の受領委任者に過ぎず、本会自体の活動は認められず、現況では寧ろ各学校毎に助成するのが適当と思われる。

配分先	生徒数	配分金額	配分先	生徒数	配分金額
修道中学校	600	92,830	松本中学校	31	4,800
崇徳〃	138	21,350	比治山女子〃	418	64,670
進徳〃	50	7,735	広島女子商〃	906	140,170
鈴ヶ峰〃	276	42,702	山陽〃	328	50,765
山陽女子〃	3	465	安田〃	279	43,165
祇園〃	36	5,570	清心〃	378	58,480

12　広島市西部農業協同組合

本組合に対する助成金は市内の厩芥を堆積として施肥し、堆肥し、老朽土壌の更新を計るため厩芥処理場設置のため、200,000円、及び下肥の衛生的貯蔵並びに労力の節減のため下肥共同貯蔵の設置のため100,000円、合計300,000円を交付し、これと同組合自己資金300,000円並びに地元農区負担308,558円、合計908,558円が交付せられそれによって同事業の完成を計ったのであるが、実際は本市よりの300,000円並びに地元負担308,558円のみにて、指導事業費として101,400円を支出しているが、仮りにこれを本事業費の自己負担額としても、なお190,600円を浮かしたことになり、決算書と相違していて不当である。

なお、地元負担308,558円（厩芥200,000円、下肥108,558円）は農区民の労力出資であってこれに関する資料もなく調査不能であった。

13　金輪島会

本会は金輪島町と本市とを連絡する定期船運航事業を行うもので、会員約30戸(町民）を以って組織している団体であって、運賃、会費並びに本市よりの補助金をもって運営している。昭和29年度15万円の補助金を交付しているが、交付時期が翌年4月頃となっているため、次年度の事業費に充当し、従って決算も次年度に入れているが実際は毎年補助金は同額であり、現年度に入れたようにして決算書を提出しているもので、妥当でない。本市の交付時期によるとはいえ、決算期日を変更し、決算書の真実性を堅持するために改善が行われなければならない。

指摘事項

1　事業決算書に該当品目のない傭船料、接待費、預金利子等があり、又渡橋使用料、船舶修繕料を乗船料と相殺しており、適正でない。

2　決算書の翌年度繰越現金、保険料等、金額が相違し、管理人手当、定期券、乗船券購入費等支出のないものを記載しているもの、又船内売上金の誤算したものが非常に多く経理が妥当でない。

14　広島市農業協同組合

本組合は農業協同組合法に基く法人であって組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付の内農業生産施設再建資金融資として温床建設資金の貸付のため、本市より組合に対し600万円を預託している。市の預託額と同額以上の自己資金を合して融資する約定であるから、1,200万円以上融資しなければならないのであるが、温床事業の不況のため、貸付希望者が漸減し、29年度（5月20日現在）852万円の貸出で348万円残存しておる状態である。この状態がつづくとすれば30年度の預託金額も当然検討考慮しなければならない。又本組合に対し、昭和28年度用排水路浚渫事業助成金5万円を交付しているが、これは地元負担金15万円、合計20万円を以て下排水溝の浚渫をするものであるが、実績を見ると農区民の勤労奉仕によっており、極めて軽易なものであり、助成事業として最適でないと思われるから、本事業の助成については一考を要する。

指摘事項

1　温床建設工事の竣工検査により融資額の減額を必要とするものに対し、これを減額しないまま融資したものが一件あったが、取扱に注意を要する。

15　広島市観光協会

本会は本市観光事業の向上発展を図り、地方産業文化の推進に寄与するを目的とするもので、昭和29年度においては広島祭委員会への協力、隣接観光地宮島、岩国、呉との共同宣伝等国内観光事業の上昇に呼応し積極的な動きを見せている。29年度は会員約55名より徴収する会費216,000円、本市助成金130,000円、その他駅前観光案内所手数料（観光バス切符売捌、土産品販売手数料）等合計725,247円の収入に対し、事務費314,028円、事業費388,149円、合計702,177円の支出となっている。

指摘事項

1　本市商工課職員の会合費を本会が相等負担しているが、浪費と思われるものも少くない。将来厳に注意されたい。

2　市費予算により支出すべきものを立替えたもの一件、職員に対し貸出したもの

三件を見受けたが不当であった。

3　接待費で支出命令を重復して命令したもの、その他命令書摘要欄記載の不明確なものが多い。取扱に的確を期されたい。

4　観光案内所へ交替勤務する市職員に対し、期末手当を支給していたが、地方公務員法に抵触しないよう、合法取扱を期せられたい。

5　年度末における出納区分が混乱していたが、これを明確にし、決算の正確を期したい。

16　広島市漁業協同組合

昭和28年度、本組合に対し助成金72,220円を交付しているが、これは漁船災害軽減防止事業として本組合員の28年4月1日より29年3月31日の間の漁船災害保険加入掛金を補助し、漁船の保険加入をなさしめ、不慮の災害に遭遇するも漁業経営に支障を来さないようにするためである。保険加入船213隻、之れが保険料240,734円で、市助成金72,220円を差引き自己負担額は168,514円としているが、県補助金を13,723円受けており、自己負担額は154,791円となっている。然るに本市への助成金交付申請書並びに事業報告書には13,723円の県費補助を除外しており、実際と相違しており妥当ではない。

む　す　び

以上16団体の監査結果の概要につき述べたが、市が補助をなすのは、本市財政に余裕ある場合に於て始めて補助金を交付し、本市自体の公益を増進するもので、公益上必要があるが、公益上必要があるとすれば補助することが適当であるか否か、補助すべきであるとすれば、補助金額をいくらにすべきか等は最も慎重に審議した後に交付されていると思考するが、一旦交付した後、受入れ側の処理方について、市として放任状態のものが多く、且決算書等も極めて形式的なものを受理決裁し、次年度においては前年度と同額を惰性的に補助しているという放漫状態と思われるものがある。補助金の交付を受けた団体側は、一旦交付を受けた後はその経費について考え方のきわめて放漫なものが見受けられるのである。しかし補助金は前述のように、公益上使用されているもので、たとい少額にせよ、本市より指令の趣旨を尊重し、その取扱の厳正が期せられるべきである。近時補助金の件数、金額の漸増する傾向に鑑み、市側においても、補助団体における経理手落の正確を重視することは勿論、その団体の運営が本来の目的に向って真実の活動をしているのかどうか、その団体運営の実態を常につかむことに努め、指導督励をしなければならないと思料する。

民間人で組織せられる受補助任意団体は、往々にして役員だけは出来るが、仕事は余りしない。役員が集まれば先ず飲食をするというような従来的な弊を脱しないものが見受けられるのではないかと考える。団体は、その性格とその目的を明確にし、これを堅持し実現することに、この上乍ら、市として指導方針を確立せられることを切望するものである。

監査公表第6号

地方自治法第199条第3項の規定により、下記監査を執行したので同条第7項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

昭和30年9月17日

広島市監査委員　浅尾義光
同　中野博実

1　監査の種類　昭和29年度定期監査
2　監査の時期　昭和30年6月1日より同月22日まで
3　監査の対象　水道局
4　監査の結果

公営企業法が本市の水道事業に適用されてから既に2年6ヶ月を経過し、その運営も漸く軌道に乗った観があり、本来の目的とする公共の福祉を増進し、之れを確保するために、鋭意努力が払われつつある。

就中、昭和17年度より継続事業として実施中であった第4期拡張事業は、戦時中一時中止されていたが、昭和27年度より更に6ヶ年継続事業として、総事業費107,500万円をもって施行することとなり、現在既に事業期の半ばを経過し、工事の進捗率も概ね順調で、急速炉過池、薬品沈殿池、洗滌水槽、操作室等主要工事も近く完工の見込みであり、残りの取水、導水、配水の各工事も30年度以降に施行の計画となっている。昭和29年度に於ては、起債枠の圧縮、物価の高騰、或は企業債の増加に伴う支払利息の増加、その他経済的悪条件により財政に逼迫を来し、水道料金の改訂を行って企業の健全なる運営を企図したのであるが、四囲の情勢により実現を見るに至らず、

経理上相当困難を来たしたようであり、決算期に於てもこれが調整に苦慮した跡が見受けられる。しかしながら之ら財政的悪条件を克服し、現行料金の完全徴収、経費の節減、その他収入の確保に努め、極力収支の調整を図った結果、本年度においては予算額に比し事業収入は約600万円の増収をあげ、事業費については約1,000万円の節約を見、当期利益金1,600万円余の実績を挙げることができたわけである。これが処分案については、法定利益準備金82万円を除く、全額を建設改良資金とし、29年度分改良工事資金として取崩し、自己資本への繰入れるべく計画されている。この上とも周到なる事業計画により経営の基本原則に則り、公営企業本来の趣旨に副うよう努力せられんことを切望する。なお、事務上改善又は注意を要すべき事項を以下に摘記する。

浄　水　課

1　簿外資材の取扱については出先という関係もあってか、他課と並行した取扱がなされていない。貯蔵品としての受払をすべき資材（原材料）を、簿外資材として処理したものがあったが、適当と認められない。

2　職員が年次休暇を受けている日に、危険作業をなした如く記録し、これが手当を支給していたものがあり、処理の正確を欠くものと認められた。

給　水　課

1　給水装置が、建設局各課の工事中に損害を受け、これが修繕工事費の請求をなしたところ、この損害原因につき異議があり、納額告知書を取消したものがあったが、告知書発行に際しては、その原因を充分確かめるは勿論、請求要旨を明らかにし、一旦発行した告知書を取消すようなことのないよう、この上とも入念処理をせられたい。

2　調査員により摘発した消費者の違背行為（水道使用条例第50条）につき、これが増加徴収金を課す場合、既に会計課（徴収係）に於て、相当料金を調定し、徴収したものがあって、その処置に困惑する場合があるということであるが、苟くも違背行為に関する処分手続きのような重要な事柄については、局として処理方を統一し、取扱者間に齟齬を生じないよう、各課の緊密な連絡のもとに明解に処理せられたい。

3　市の出先機関、或は教育委員会所管各学校等に対し、郵便切手を使用して発送した文書が多数あったが、これらについては、本庁総務課外勤係に依頼して配付する等、経費節減に努められたい。

4　水道局指定工事店の中、指定を受けた当時とは、その内容に異動があり、資格条件に欠けているものがあったが、早急に措置を講ずると共に、不良工事店の一掃に努められたい。

施　設　課

1　現在請負工事についても、直営工事と同様工事精算書を作成しているが、これが精算書は原設計と請負額の比率を、各費目へ按分したにすぎない所謂形式的なものであり、然もこれを作成するためには相当時間を要しているようであるが、請負工事に関しては、このような精算書の必要が認められないので、水道局会計規程第140条に規定された限度内において簡素化し、固定資産経理に支障のない程度に改善すべきであると認めた。

2　工事施行に際して附した工事名称と勘定科目に記入せられた名称と符合しないものを見受けるが、新記工事と、資本的支出補修工事と経費支出のように、並行した名称を附し、経理上混乱を生じないように留意されたい。

総　務　課

1　市営住宅屋内給水栓管理及び連絡事務のため、総係費にて臨時事務員一名を雇傭していたが、市営住宅屋内給水栓の管理は入居者においてなすべきものであることを励行せられたい。

2　総経費、交際費で、野球ボール一打代1,050円の支出をしているが、厚生費より体育部会費を支出している現状よりして適当と認め難い。

3　水道工事に於て本管への接続工事立会費の徴収については、昭和25年10月30日局長決裁に基いて、1件につき、25粍管未満は75円、25粍管以上は25円増しとして施行者より徴収しているが、これら費用の徴収に関しては、規則に定めなければならない事項であると思料する。

4　各課備付の固定資産保管台帳には、減価償却引当金額が記載されていないが、各課に於ても常に所管財産の現況を把握しておく必要があると認められるので、これが様式の改善につき考慮せられたい。

会　計　課

1　浄水課所管の不用モーターを、不用品として処分し、之れが売却代433,000円全額を不用品売却益としていたが、残存価額のない不用品は不合理であり、妥当でない。

2　学校給水設備の委託工事を該当予算（給水工事費）がないため、配水設備新設費

にて施行し、之れが収納代金を同費目に戻入処理していたが、予算更正がないので予算額を超えての執行となるための止むを得ない処置とは云え、適当な経理方法とは認め難い。

3　昭和27年度の給水工事費精算過納還付金1件6,334円を、昭和29年11月に至って還付をしていたが、出来る限り早期に還付するよう留意されたい。

4　固定資産保存費、光熱費にて、暖房用石炭12屯を購入し、直に経費として支出したことになっていたが、これは貯蔵品扱とするが適当と思われる。

5　物件の購入に当り、契約書に定めた納期を、正当な事由なく、20日余り経過したものがあったが、これらは、延期願を徴して、明確に処理せられたい。

以上に監査結果の概要を述べたものであるが、独立採算制を原則として経済性を発揮しようとする本市公営企業の運営は予想以上困難なものがあるにも拘らず、基本方針に従い、概ね良好な成果を収めつつあるものと認めたが、当分好転見込みのない経済不振に対抗して、今後一段の創意工夫により、運営の合理化に努められたい。

広島市報

第116号

発行
昭和30年12月20日
（火曜日）

発行所
広島市役所
広島市国泰寺町三九

【目次】

◎条例
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正……一頁

◎規則
広島市収入証紙規則の一部改正……一
広島市手数料規則の一部改正……二
広島市中央卸売市場運営委員会規則の一部改正……二
広島市同和対策推進審議会規則の一部改正……二
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正……二
昭和三十年十二月に広島市の公務員に支給する特別手当の支給日の特例を定める規則……二

◎告示
換地予定地変更指定について……三
第五十七回仮換地変更指定中未発表のもの等の発表について……三
建築許可に関する公開聴聞について……五
定例市議会の招集について……五
市道路線の認定について……五
道路区域の決定について……六
建築基準法による道路の位置の指定について……六
市道の供用開始について……六
第五十九回仮換地変更指定の発表について……六
第六十回仮換地変更指定の発表について……六
土地立入について……六
建築許可に関する公開聴聞について……六
昭和三十年度広島市歳入出予算追加更正について……七
昭和三十年度広島市歳入出予算追加について……九
昭和三十年度広島市特別会計公益質屋費歳入出予算追加について……九
昭和三十年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正について……九
昭和三十年度広島市特別会計公会堂費歳入出予算追加について……九
昭和三十年度広島市水道事業会計追加更正予算について……一〇
建築許可に関する公開聴聞について……一一

◎市議会事項
議決報告……一二

◎辞令……一三
◎雑報
戸籍上の市勢について……一三
住民登録人口及び世帯数について……一三

◎条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

昭和三十年十二月九日
広島市長　渡辺忠雄

広島市条例第三十二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年八月十一日広島市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「（歯科医師及び獣医師を除く。）」を「（獣医師を除く。）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十年十二月一日から適用する。

◎規則

広島市収入証紙規則の一部を改正する規則

広島市収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十一月二十二日
広島市長　渡辺忠雄

広島市規則第六十号

広島市収入証紙規則の一部を改正する規則

広島市収入証紙規則（昭和二十五年八月十四日広島市規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「広島市において収入する手数料及び市長が特に指定する使用料」を「手数料、市長が指定する使用料及び自転車荷車税」に改める。

第十三条を次のように改める。

（出納員の備付帳簿）

第十三条　収入証紙の売捌をする出納員は、収入証紙受払簿（第三号様式）を備え、収入証紙の受払を記載しなければならない。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（売捌手数料）

第十五条　第九条第二号の売捌所の売捌人に対しては、売捌人が買い受けた収入証紙の額面金額の百分の四に相当する額の売捌手数料を交付する。

2　前項の売捌手数料は、売捌人が収入証紙を買い受けた月の翌月に交付する。

第十六条中「手数料又は使用料」を「手数料、使用料又は自転車荷車税」に改める。

第三号様式を次のように改める。

第三号様式

収入証紙受払簿

月日	摘要	受入高	支出高	残高

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年十月十三日から適用する。

広島市手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十二月七日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第六十一号

広島市手数料規則の一部を改正する規則

広島市手数料規則（昭和二十六年広島市規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

二十　理容師美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の二の規定に基く理容所又は美容所の検査手数料　一件につき　千円

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市中央卸売市場運営委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十二月七日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第六十二号

広島市中央卸売市場運営委員会規則の一部を改正する規則

広島市中央卸売市場運営委員会規則（昭和二十七年広島市規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号を次のように改める。

六　買出人代表　三名

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市同和対策推進審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十二月七日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第六十三号

広島市同和対策推進審議会規則の一部を改正する規則

広島市同和対策推進審議会規則（昭和二十八年広島市規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「委員」を「委員その他の構成員」に改める。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（幹事及び書記）

第八条　審議会に、幹事及び書記若干名を置く。

2　幹事及び書記は、市職員のうちから、市長が命ずる。

3　幹事は、委員長の命を受けて、審議会の審議事項について調査する。

4　幹事は、会議に出席して、意見を述べることができる。

5　書記は、委員長の命を受けて、庶務に従事する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年十二月九日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第六十四号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十六年八月二十八日広島市規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四第三種の項職別の欄中「及び乳児院長」を「、乳児院長及び保健所長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年十二月一日から適用する。

昭和三十年十二月十三日

広島市長　渡　辺　忠　雄

広島市規則第六十五号

昭和三十年十二月に広島市の公務員に支給する特別手当の支給日の特例を定める規則

広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則（昭和二十七年広島市規則第八十五号）第三条の規定にかかわらず、昭和三十年十二月に広島市の公務員に支給する特別手当は、昭和三十年十二月二十八日までに支給するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◎告　示

広島市告示第百十一号

昭和三十年十一月十七日

広島市長　渡　辺　忠　雄

第五十七回仮換地変更指定中未発表のもの並びに第五十八回仮換地変更指定及び第三十六回仮換地、補充指定の発表について

一、広島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て、仮換地の更正並びに補充が決定したから、関係者は、東部復興事務所で、詳細承知されたい。

二、土地所有者に対する仮換地の発表通知者は、土地所有届を提出済の者にのみ送達する。なお、土地所有届をまだ提出していない者は、至急提出されたい。

三、今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所に協議の上取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、決定した仮換地を取り消すことになることがあるから、是非連絡方実行願いたい。

四、前記仮換地の効力発生の時期及び借地権その他の権利については、追つて指定する。

記

1　第五十七回仮換地変更指定中未発表のもの

町名	地所番	土地所有者氏名
尾長町	二七三ノ一外七筆	松本学園
〃	二五二	鍵本良一
〃	二五一	範重守夫
〃	二四九	沖カ子
〃	二四八外二筆	林甚吉郎
〃	二六七ノ一外三筆	唐津セツ
〃	二五三ノ四	奥田弘
〃	二五三ノ一外一筆	中村藤吉
〃	二五三ノ五	三村一郎
〃	二五三ノ六	和田金次郎
〃	二五三ノ七	田村昌稔
〃	二五四	今本寿夫
〃	二五五	広島市
〃	二五五ノ一外三筆	古川千代吉
〃	二五五ノ二	宮堂商旨
〃	二五五ノ三	広島市
〃	二五五ノ四	広島市
〃	二五五ノ五	広島市
〃	二五五ノ六	広島市
〃	二五五ノ七	広島市
〃	二五五ノ八	広島市
〃	二五五ノ九	広島市
〃	二五五ノ一〇	広島市
〃	二五五ノ一一	広島市
〃	二五五ノ一二	広島市
〃	二五五ノ一三	広島市
〃	二五五ノ一四	広島市
〃	二五五ノ一五	広島市
〃	二五五ノ一六	広島市
〃	二五五ノ一七	広島市
〃	二五五ノ一八	広島市
〃	二五五ノ一九	広島市
〃	二五五ノ二〇	広島市
〃	二五五ノ二一	広島市
〃	二五五ノ二二	広島市
〃	二五五ノ二三	広島市
〃	二五五ノ二四	広島市
〃	二五五ノ二五	広島市
〃	二五五ノ二六	広島市
〃	二五五ノ二七	広島市
〃	二五五ノ二八	広島市
〃	二五五ノ二九	広島市
〃	二五五ノ三〇	広島市
〃	二五五ノ三一	広島市
〃	二五五ノ三二	広島市
〃	二五五ノ三三	広島市
〃	二五五ノ三四	広島市
〃	二五五ノ三五	広島市
〃	二五五ノ三六	広島市
〃	二五五ノ三七	広島市
〃	二五五ノ三八	広島市
〃	二五五ノ三九	広島市
〃	二五五ノ四〇	広島市
〃	二五五ノ四一	広島市
〃	二五五ノ四二	広島市
〃	二五五ノ四三	広島市
〃	二五五ノ四四	広島市
〃	二五五ノ四五	広島市
〃	二五五ノ四六	広島市
〃	二五五ノ四七	広島市
〃	二五五ノ四八	広島市
〃	二五五ノ四九	広島市
〃	二五五ノ五〇	広島市
〃	二五五ノ五一	広島市
〃	二五五ノ五二	広島市
〃	二五五ノ五三	広島市
〃	二五五ノ五四	広島市
〃	二五五ノ五五	広島市
〃	二五五ノ五六	広島市
〃	二五五ノ五七	広島市
〃	二五五ノ五八	広島市
〃	二五五ノ五九	広島市
〃	二五五ノ六〇	広島市
〃	二五五ノ六一	広島市
〃	二五五ノ六二	広島市
〃	二五五ノ六三	広島市
〃	二五五ノ六四	広島市
〃	二五五ノ六五	広島市
〃	二五五ノ六六	広島市
〃	二五五ノ六七	広島市
〃	二五五ノ六八	広島市
〃	二五五ノ六九	広島市
〃	二五五ノ七〇	広島市
〃	二五五ノ七一	広島市
〃	二五五ノ七二	広島市
〃	二五五ノ七三	広島市
〃	二五五ノ七四	広島市
〃	二五五ノ七五	広島市
〃	二五五ノ七六	広島市
〃	二五五ノ七七	広島市
〃	二五五ノ七八	広島市
〃	二五五ノ七九	広島市
〃	二五五ノ八〇	広島市
〃	二五五ノ八一	広島市
〃	二五五ノ八二	広島市
〃	二五五ノ八三	広島市
〃	二五五ノ八四	広島市
〃	二五五ノ八五	広島市
〃	二五五ノ八六	広島市
〃	二五五ノ八七	広島市
〃	二五五ノ八八	広島市
〃	二五五ノ八九	広島市
〃	二五五ノ九〇	広島市
〃	二五五ノ九一	広島市
〃	二五五ノ九二	広島市
〃	二五五ノ九三	広島市
〃	二五五ノ九四	広島市
〃	二五五ノ九五	広島市
〃	二五五ノ九六	広島市
〃	二五五ノ九七	広島市
〃	二五五ノ九八	広島市
〃	二五五ノ九九	広島市
〃	二五五ノ一〇〇	広島市
〃	二五五ノ一〇一	広島市
〃	二五五ノ一〇二	広島市
〃	二五五ノ一〇三	広島市
〃	二五五ノ一〇四	広島市
〃	二五五ノ一〇五	広島市
〃	二五五ノ一〇六	広島市
〃	二五五ノ一〇七	広島市
〃	二五五ノ一〇八	広島市
〃	二五五ノ一〇九	広島市
〃	二五五ノ一一〇	広島市
〃	二五五ノ一一一	広島市
〃	二五五ノ一一二	広島市
〃	二五五ノ一一三	広島市
〃	二五五ノ一一四	広島市
〃	二五五ノ一一五	広島市
〃	二五五ノ一一六	広島市
〃	二五五ノ一一七	広島市
〃	二五五ノ一一八	広島市
〃	二五五ノ一一九	広島市
〃	二五五ノ一二〇	広島市
〃	二五五ノ一二一	広島市
〃	二五五ノ一二二	広島市
〃	二五五ノ一二三	広島市
〃	二五五ノ一二四	広島市
〃	二五五ノ一二五	広島市
〃	二五五ノ一二六	広島市
〃	二五五ノ一二七	広島市
〃	二五五ノ一二八	広島市
〃	二五五ノ一二九	広島市
〃	二五五ノ一三〇	広島市
〃	二五五ノ一三一	広島市
〃	二五五ノ一三二	広島市
〃	二五五ノ一三三	広島市
〃	二五五ノ一三四	広島市
〃	二五五ノ一三五	広島市
〃	二五五ノ一三六	広島市
〃	二五五ノ一三七	広島市
〃	二五五ノ一三八	広島市
〃	二五五ノ一三九	広島市
〃	二五五ノ一四〇	広島市
〃	二五五ノ一四一	広島市
〃	二五五ノ一四二	広島市
〃	二五五ノ一四三	広島市
〃	二五五ノ一四四	広島市
〃	二五五ノ一四五	広島市
〃	二五五ノ一四六	広島市
〃	二五五ノ一四七	広島市
〃	二五五ノ一四八	広島市
〃	二五五ノ一四九	広島市
〃	二五五ノ一五〇	広島市
〃	二五五ノ一五一	広島市
〃	二五五ノ一五二	広島市
〃	二五五ノ一五三	広島市
〃	二五五ノ一五四	広島市
〃	二五五ノ一五五	広島市
〃	二五五ノ一五六	広島市
〃	二五五ノ一五七	広島市
〃	二五五ノ一五八	広島市
〃	二五五ノ一五九	広島市
〃	二五五ノ一六〇	広島市
〃	二五五ノ一六一	広島市
〃	二五五ノ一六二	広島市
〃	二五五ノ一六三	広島市
〃	二五五ノ一六四	広島市
〃	二五五ノ一六五	広島市
〃	二五五ノ一六六	広島市
〃	二五五ノ一六七	広島市
〃	二五五ノ一六八	広島市
〃	二五五ノ一六九	広島市
〃	二五五ノ一七〇	広島市
〃	二五五ノ一七一	広島市
〃	二五五ノ一七二	広島市
〃	二五五ノ一七三	広島市
〃	二五五ノ一七四	広島市
〃	二五五ノ一七五	広島市
〃	二五五ノ一七六	広島市
〃	二五五ノ一七七	広島市
〃	二五五ノ一七八	広島市
〃	二五五ノ一七九	広島市
〃	二五五ノ一八〇	広島市
〃	二五五ノ一八一	広島市
〃	二五五ノ一八二	広島市
〃	二五五ノ一八三	広島市
〃	二五五ノ一八四	広島市
〃	二五五ノ一八五	広島市
〃	二五五ノ一八六	広島市
〃	二五五ノ一八七	広島市
〃	二五五ノ一八八	広島市
〃	二五五ノ一八九	広島市
〃	二五五ノ一九〇	広島市
〃	二五五ノ一九一	広島市
〃	二五五ノ一九二	広島市
〃	二五五ノ一九三	広島市
〃	二五五ノ一九四	広島市
〃	二五五ノ一九五	広島市
〃	二五五ノ一九六	広島市
〃	二五五ノ一九七	広島市
〃	二五五ノ一九八	広島市
〃	二五五ノ一九九	広島市
〃	二五五ノ二〇〇	広島市
〃	二五五ノ二〇一	広島市
〃	二五五ノ二〇二	広島市
〃	二五五ノ二〇三	広島市
〃	二五五ノ二〇四	広島市
〃	二五五ノ二〇五	広島市
〃	二五五ノ二〇六	広島市
〃	二五五ノ二〇七	広島市
〃	二五五ノ二〇八	広島市
〃	二五五ノ二〇九	広島市
〃	二五五ノ二一〇	広島市
〃	二五五ノ二一一	広島市
〃	二五五ノ二一二	広島市
〃	二五五ノ二一三	広島市
〃	二五五ノ二一四	広島市
〃	二五五ノ二一五	広島市
〃	二五五ノ二一六	広島市
〃	二五五ノ二一七	広島市
〃	二五五ノ二一八	広島市
〃	二五五ノ二一九	広島市
〃	二五五ノ二二〇	広島市
〃	二五五ノ二二一	広島市
〃	二五五ノ二二二	広島市
〃	二五五ノ二二三	広島市
〃	二五五ノ二二四	広島市
〃	二五五ノ二二五	広島市
〃	二五五ノ二二六	広島市
〃	二五五ノ二二七	広島市
〃	二五五ノ二二八	広島市
〃	二五五ノ二二九	広島市
〃	二五五ノ二三〇	広島市
〃	二五五ノ二三一	広島市
〃	二五五ノ二三二	広島市
〃	二五五ノ二三三	広島市
〃	二五五ノ二三四	広島市
〃	二五五ノ二三五	広島市
〃	二五五ノ二三六	広島市
〃	二五五ノ二三七	広島市
〃	二五五ノ二三八	広島市
〃	二五五ノ二三九	広島市
〃	二五五ノ二四〇	広島市
〃	二五五ノ二四一	広島市
〃	二五五ノ二四二	広島市
〃	二五五ノ二四三	広島市
〃	二五五ノ二四四	広島市
〃	二五五ノ二四五	広島市
〃	二五五ノ二四六	広島市
〃	二五五ノ二四七	広島市
〃	二五五ノ二四八	広島市
〃	二五五ノ二四九	広島市
〃	二五五ノ二五〇	広島市
〃	二五五ノ二五一	広島市
〃	二五五ノ二五二	広島市
〃	二五五ノ二五三	広島市
〃	二五五ノ二五四	広島市
〃	二五五ノ二五五	広島市
〃	二五五ノ二五六	広島市
〃	二五五ノ二五七	広島市
〃	二五五ノ二五八	広島市
〃	二五五ノ二五九	広島市
〃	二五五ノ二六〇	広島市
〃	二五五ノ二六一	広島市
〃	二五五ノ二六二	広島市
〃	二五五ノ二六三	広島市
〃	二五五ノ二六四	広島市
〃	二五五ノ二六五	広島市
〃	二五五ノ二六六	広島市
〃	二五五ノ二六七	広島市
〃	二五五ノ二六八	広島市
〃	二五五ノ二六九	広島市
〃	二五五ノ二七〇	広島市
〃	二五五ノ二七一	広島市
〃	二五五ノ二七二	広島市
〃	二五五ノ二七三	広島市
〃	二五五ノ二七四	広島市
〃	二五五ノ二七五	広島市
〃	二五五ノ二七六	広島市
〃	二五五ノ二七七	広島市
〃	二五五ノ二七八	広島市
〃	二五五ノ二七九	広島市
〃	二五五ノ二八〇	広島市
〃	二五五ノ二八一	広島市
〃	二五五ノ二八二	広島市
〃	二五五ノ二八三	広島市
〃	二五五ノ二八四	広島市
〃	二五五ノ二八五	広島市
〃	二五五ノ二八六	広島市
〃	二五五ノ二八七	広島市
〃	二五五ノ二八八	広島市
〃	二五五ノ二八九	広島市
〃	二五五ノ二九〇	広島市
〃	二五五ノ二九一	広島市
〃	二五五ノ二九二	広島市
〃	二五五ノ二九三	広島市
〃	二五五ノ二九四	広島市
〃	二五五ノ二九五	広島市
〃	二五五ノ二九六	広島市
〃	二五五ノ二九七	広島市
〃	二五五ノ二九八	広島市
〃	二五五ノ二九九	広島市
〃	二五五ノ三〇〇	広島市
〃	二五五ノ三〇一	広島市
〃	二五五ノ三〇二	広島市
〃	二五五ノ三〇三	広島市
〃	二五五ノ三〇四	広島市
〃	二五五ノ三〇五	広島市
〃	二五五ノ三〇六	広島市
〃	二五五ノ三〇七	広島市
〃	二五五ノ三〇八	広島市
〃	二五五ノ三〇九	広島市
〃	二五五ノ三一〇	広島市
〃	二五五ノ三一一	広島市
〃	二五五ノ三一二	広島市
〃	二五五ノ三一三	広島市
〃	二五五ノ三一四	広島市
〃	二五五ノ三一五	広島市
〃	二五五ノ三一六	広島市
〃	二五五ノ三一七	広島市
〃	二五五ノ三一八	広島市
〃	二五五ノ三一九	広島市
〃	二五五ノ三二〇	広島市
〃	二五五ノ三二一	広島市
〃	二五五ノ三二二	広島市
〃	二五五ノ三二三	広島市
〃	二五五ノ三二四	広島市
〃	二五五ノ三二五	広島市
〃	二五五ノ三二六	広島市
〃	二五五ノ三二七	広島市
〃	二五五ノ三二八	広島市
〃	二五五ノ三二九	広島市
〃	二五五ノ三三〇	広島市
〃	二五五ノ三三一	広島市
〃	二五五ノ三三二	広島市
〃	二五五ノ三三三	広島市
〃	二五五ノ三三四	広島市
〃	二五五ノ三三五	広島市
〃	二五五ノ三三六	広島市
〃	二五五ノ三三七	広島市
〃	二五五ノ三三八	広島市
〃	二五五ノ三三九	広島市
〃	二五五ノ三四〇	広島市
〃	二五五ノ三四一	広島市
〃	二五五ノ三四二	広島市
〃	二五五ノ三四三	広島市
〃	二五五ノ三四四	広島市
〃	二五五ノ三四五	広島市
〃	二五五ノ三四六	広島市
〃	二五五ノ三四七	広島市
〃	二五五ノ三四八	広島市
〃	二五五ノ三四九	広島市
〃	二五五ノ三五〇	広島市
〃	二五五ノ三五一	広島市
〃	二五五ノ三五二	広島市
〃	二五五ノ三五三	広島市
〃	二五五ノ三五四	広島市
〃	二五五ノ三五五	広島市
〃	二五五ノ三五六	広島市
〃	二五五ノ三五七	広島市
〃	二五五ノ三五八	広島市
〃	二五五ノ三五九	広島市
〃	二五五ノ三六〇	広島市
〃	二五五ノ三六一	広島市
〃	二五五ノ三六二	広島市
〃	二五五ノ三六三	広島市
〃	二五五ノ三六四	広島市
〃	二五五ノ三六五	広島市
〃	二五五ノ三六六	広島市
〃	二五五ノ三六七	広島市
〃	二五五ノ三六八	広島市
〃	二五五ノ三六九	広島市
〃	二五五ノ三七〇	広島市
〃	二五五ノ三七一	広島市
〃	二五五ノ三七二	広島市
〃	二五五ノ三七三	広島市
〃	二五五ノ三七四	広島市
〃	二五五ノ三七五	広島市
〃	二五五ノ三七六	広島市
〃	二五五ノ三七七	広島市
〃	二五五ノ三七八	広島市
〃	二五五ノ三七九	広島市
〃	二五五ノ三八〇	広島市
〃	二五五ノ三八一	広島市
〃	二五五ノ三八二	広島市
〃	二五五ノ三八三	広島市
〃	二五五ノ三八四	広島市
〃	二五五ノ三八五	広島市
〃	二五五ノ三八六	広島市
〃	二五五ノ三八七	広島市
〃	二五五ノ三八八	広島市
〃	二五五ノ三八九	広島市
〃	二五五ノ三九〇	広島市
〃	二五五ノ三九一	広島市
〃	二五五ノ三九二	広島市
〃	二五五ノ三九三	広島市
〃	二五五ノ三九四	広島市
〃	二五五ノ三九五	広島市
〃	二五五ノ三九六	広島市
〃	二五五ノ三九七	広島市
〃	二五五ノ三九八	広島市
〃	二五五ノ三九九	広島市
〃	二五五ノ四〇〇	広島市
〃	二五五ノ四〇一	広島市
〃	二五五ノ四〇二	広島市
〃	二五五ノ四〇三	広島市
〃	二五五ノ四〇四	広島市
〃	二五五ノ四〇五	広島市
〃	二五五ノ四〇六	広島市
〃	二五五ノ四〇七	広島市
〃	二五五ノ四〇八	広島市
〃	二五五ノ四〇九	広島市
〃	二五五ノ四一〇	広島市
〃	二五五ノ四一一	広島市
〃	二五五ノ四一二	広島市
〃	二五五ノ四一三	広島市
〃	二五五ノ四一四	広島市
〃	二五五ノ四一五	広島市
〃	二五五ノ四一六	広島市
〃	二五五ノ四一七	広島市
〃	二五五ノ四一八	広島市
〃	二五五ノ四一九	広島市
〃	二五五ノ四二〇	広島市
〃	二五五ノ四二一	広島市
〃	二五五ノ四二二	広島市
〃	二五五ノ四二三	広島市
〃	二五五ノ四二四	広島市
〃	二五五ノ四二五	広島市
〃	二五五ノ四二六	広島市
〃	二五五ノ四二七	広島市
〃	二五五ノ四二八	広島市
〃	二五五ノ四二九	広島市
〃	二五五ノ四三〇	広島市
〃	二五五ノ四三一	広島市
〃	二五五ノ四三二	広島市
〃	二五五ノ四三三	広島市
〃	二五五ノ四三四	広島市
〃	二五五ノ四三五	広島市
〃	二五五ノ四三六	広島市
〃	二五五ノ四三七	広島市
〃	二五五ノ四三八	広島市
〃	二五五ノ四三九	広島市
〃	二五五ノ四四〇	広島市
〃	二五五ノ四四一	広島市
〃	二五五ノ四四二	広島市
〃	二五五ノ四四三	広島市
〃	二五五ノ四四四	広島市
〃	二五五ノ四四五	広島市
〃	二五五ノ四四六	広島市
〃	二五五ノ四四七	広島市
〃	二五五ノ四四八	広島市
〃	二五五ノ四四九	広島市
〃	二五五ノ四五〇	広島市
〃	二五五ノ四五一	広島市
〃	二五五ノ四五二	広島市
〃	二五五ノ四五三	広島市
〃	二五五ノ四五四	広島市
〃	二五五ノ四五五	広島市
〃	二五五ノ四五六	広島市
〃	二五五ノ四五七	広島市
〃	二五五ノ四五八	広島市
〃	二五五ノ四五九	広島市
〃	二五五ノ四六〇	広島市
〃	二五五ノ四六一	広島市
〃	二五五ノ四六二	広島市
〃	二五五ノ四六三	広島市
〃	二五五ノ四六四	広島市
〃	二五五ノ四六五	広島市
〃	二五五ノ四六六	広島市
〃	二五五ノ四六七	広島市
〃	二五五ノ四六八	広島市
〃	二五五ノ四六九	広島市
〃	二五五ノ四七〇	広島市
〃	二五五ノ四七一	広島市
〃	二五五ノ四七二	広島市
〃	二五五ノ四七三	広島市
〃	二五五ノ四七四	広島市
〃	二五五ノ四七五	広島市
〃	二五五ノ四七六	広島市
〃	二五五ノ四七七	広島市
〃	二五五ノ四七八	広島市
〃	二五五ノ四七九	広島市
〃	二五五ノ四八〇	広島市
〃	二五五ノ四八一	広島市
〃	二五五ノ四八二	広島市
〃	二五五ノ四八三	広島市
〃	二五五ノ四八四	広島市
〃	二五五ノ四八五	広島市
〃	二五五ノ四八六	広島市
〃	二五五ノ四八七	広島市
〃	二五五ノ四八八	広島市
〃	二五五ノ四八九	広島市
〃	二五五ノ四九〇	広島市
〃	二五五ノ四九一	広島市
〃	二五五ノ四九二	広島市
〃	二五五ノ四九三	広島市
〃	二五五ノ四九四	広島市
〃	二五五ノ四九五	広島市
〃	二五五ノ四九六	広島市
〃	二五五ノ四九七	広島市
〃	二五五ノ四九八	広島市
〃	二五五ノ四九九	広島市
〃	二五五ノ五〇〇	広島市
〃	二五五ノ五〇一	広島市
〃	二五五ノ五〇二	広島市
〃	二五五ノ五〇三	広島市
〃	二五五ノ五〇四	広島市
〃	二五五ノ五〇五	広島市
〃	二五五ノ五〇六	広島市
〃	二五五ノ五〇七	広島市
〃	二五五ノ五〇八	広島市
〃	二五五ノ五〇九	広島市
〃	二五五ノ五一〇	広島市
〃	二五五ノ五一一	広島市
〃	二五五ノ五一二	広島市
〃	二五五ノ五一三	広島市
〃	二五五ノ五一四	広島市
〃	二五五ノ五一五	広島市
〃	二五五ノ五一六	広島市
〃	二五五ノ五一七	広島市
〃	二五五ノ五一八	広島市
〃	二五五ノ五一九	広島市
〃	二五五ノ五二〇	広島市
〃	二五五ノ五二一	広島市
〃	二五五ノ五二二	広島市
〃	二五五ノ五二三	広島市
〃	二五五ノ五二四	広島市
〃	二五五ノ五二五	広島市
〃	二五五ノ五二六	広島市
〃	二五五ノ五二七	広島市
〃	二五五ノ五二八	広島市
〃	二五五ノ五二九	広島市
〃	二五五ノ五三〇	広島市
〃	二五五ノ五三一	広島市
〃	二五五ノ五三二	広島市
〃	二五五ノ五三三	広島市
〃	二五五ノ五三四	広島市
〃	二五五ノ五三五	広島市
〃	二五五ノ五三六	広島市
〃	二五五ノ五三七	広島市
〃	二五五ノ五三八	広島市
〃	二五五ノ五三九	広島市
〃	二五五ノ五四〇	広島市
〃	二五五ノ五四一	広島市
〃	二五五ノ五四二	広島市
〃	二五五ノ五四三

〃	九三ノ一外二筆	田坂　寛一	〃
〃	九〇ノ一外一筆	〃	〃
〃	九〇ノ二	〃	〃
〃	一三四ノ二	咽和土地株式会社	〃
〃	八八ノ三六外四筆	広島食糧協同組合	〃
〃	八八ノ四一外二筆	三宅造船所	〃
〃	八八ノ四二外三筆	藤原　智	〃
〃	一四三ノ三	〃	〃
〃	八八ノ四〇外二筆	咽和土地株式会社	〃
九大丁目町	八八ノ二	松尾福三行	〃
研屋町	九〇外二筆	広島銀	〃
寒白島町	三三	禿翁	〃
白島中町	甲六四ノ一外一筆	保田外広一	名市
寒白島町	一四六外二筆	円光	寺
平野町	七一八ノ一三	協広島県同繊物雑組合印商合業	
〃	七一八ノ一四	〃	
寒白島町	一四六外二筆	円光	寺
白島中町	甲六四ノ一外一筆	保田外広一	名市
研屋町	九〇外二筆	広島銀	行
九大丁目町	八八ノ二	松尾福三	行
〃	八八ノ四〇外二筆	咽和土地株式会社	〃
〃	一四三ノ三	〃	〃
〃	八八ノ四二外三筆	藤原　智	〃
〃	八八ノ四一外二筆	三宅造船所	〃
〃	八八ノ三六外四筆	広島食糧協同組合	〃
〃	一三四ノ二	咽和土地株式会社	〃
〃	九〇ノ二	〃	〃
〃	九〇ノ一外一筆	〃	〃
〃	五七外一筆	上野町　米吉	

〃	一六一ノ一	九七外二筆	
〃	一六〇ノ一外一筆	正多野岡節雄	
〃	一五五	波村集二	
〃	三六ノ二	岡本ヒ博	
〃	三六ノ一外一筆	佐古デ太郎	
〃	三六外二筆	岡岡井井元菊清ヌ郎	
〃	三〇	藤田野イ玉ワ	
〃	三一	藤井イ二	
〃	二七	藤井井ヌ一	
〃	二五外一筆	藤木元ヌイ	
〃	九一	木元ヌイ	
〃	二五外一筆	藤井井ヌ一	
〃	二七	藤井井ヌ一	
〃	三〇	岡野イ玉	
〃	三一	岡田野イ玉	
〃	三六外二筆	岡古岡ヒ若太郎	
〃	三六ノ一外一筆	佐古デ太郎	
〃	三六ノ二	岡本ヒ	
〃	一五五	坂多野村	
〃	一六〇ノ一外一筆	波多野節雄	
九七外二筆	一六一ノ一	正岡社	

〃	六〇ノ外一筆	森田　房次郎	
〃	六一ノ一外一筆	佐伯友照	
〃	六二外二筆	大原良宅	
〃	六九	吉田キミ子	
〃	七〇	吉武邦男	
〃	七一	吉武敏夫	
〃	七九	今田豊濱	
〃	七二外一筆	上野外一孝次名	
〃	七七外一筆	金子重雄	
〃	八〇	本稿金三郎	
〃	八二外二筆	今田外ナ七名ヲ	
〃	八四	今田外千二	
〃	九一	木元ヌイ	
〃	二五外一筆	藤井井ヌ一	
〃	二七	藤井井ヌ一	
〃	三〇	岡野イ玉	
〃	三一	岡田野イ玉	
〃	三六外二筆	岡古岡ヒ若太郎	
〃	三六ノ一外一筆	佐古デ太郎	
〃	三六ノ二	岡本ヒ	
〃	一五五	坂多野村	
〃	一六〇ノ一外一筆	波多野節雄	
九七外二筆	一六一ノ一	正岡社	

〃	五七外一筆	上野町　米吉	
〃	五五外一筆	野田谷林太郎	
〃	五二	野岡輝雄	
〃	五〇外一筆	中吉沢ヨ庄之助	
〃	四九	吉野見盛林太郎	
〃	四八	新重谷柏林雄	
〃	一六五	谷原松忠視	
〃	一六六	谷岡松輝雄	
〃	一六八	松正岡輝雄	
〃	一七七	中本山光ト	
〃	一七〇外一筆	坂岡村芋一	
〃	一七九	丸木山光メ	
〃	一八〇ノ二	山崎始	
〃	一八〇ノ一	森本本平質	
〃	一八六	福本下一吉	
〃	一八七	松谷口只男	
〃	一九三七	畠山番一	
〃	一九八	西村求弘	
〃	一九九	田野合名会社	
〃	二〇〇外三筆	藤野合名会社	
〃	二一〇ノ一	太田房次郎	

広島市告示第百十一号の二

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和三十年十一月二十一日

広島市長　渡辺忠雄

一、開催日時　昭和三十年十一月二十四日午前十時

二、開催場所　広島市国泰寺町三九番地
広島市庁舎内建設局長室

三、申請者住所　大阪市北区角田町三一番地

四、申請者氏名　シェル石油株式会社大阪営業所長
飯田兼人

五、建築場所　広島市三篠本町二丁目一四〇六番地

六、用途概要　貯油庫、鉄筋コンクリート造六二・六三平方メートル、容量ガソリン一五、〇〇〇リットル、軽油一〇、〇〇〇リットル

七、地域　準工業地域

八、理由　当該建築物は建築基準法第四十九条第三項（別表第二（は）項第二号）の建築制限に関し行うものである。

広島市告示第百十二号

左記の通り定例広島市議会を招集する。

昭和三十年十一月二十二日

広島市長　渡辺忠雄

記

一、招集日時　昭和三十年十一月三十日午後一時

一、招集場所　広島市役所

広島市告示第百十三号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第八条の規定に基き、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年十一月二十二日

広島市長　渡辺忠雄

3　第三十六回仮換地補充指定

土地所在 町名	地番	土地所有者氏名
九大丁目町	三三ノ二	広島市
中島本町	一〇五ノ二四九	〃
〃	一〇五ノ二五〇	〃
〃	一〇五ノ二五一	〃
〃	一〇五ノ二五二	〃
〃	八八ノ五三外一筆	昭和土地株式会社
〃	八八ノ四四外三筆	蔵本　登
〃	八八ノ五八外六筆	昭和土地株式会社
〃	八八ノ五六	杉松次郎
宝町	三三七ノ二	高橋其吉
〃	三三七ノ一外一筆	森田信發
〃	三三五ノ七	稲山内チエコ
〃	三三五ノ三	葉富二名子

関係図書縦覧場所
広島市基町一番地
広島市建設局営繕部復興事務所

番号整理	路線名	起点	終点	経過地	重要な
三三	第一号線	宇品町元陸軍船舶廠内	宇品町字堀越三番地の二東端		

広島市告示第百十四号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基き、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年十一月二十二日

広島市長　渡　辺　忠　雄

道路の種類	路線名	道路の区域		
		区間	幅員メートル	延長キロメートル
市道	宇品町元陸軍船舶廠内第一号線	宇品町五二番地の二東端から宇品町五二番地の二西端まで	三、九〇	〇、〇六六、五

広島市告示第百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次の通り指定した。

なお、この関係図書は、建設局建築指導課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年十一月二十八日

広島市長　渡　辺　忠　雄

一、指定番号　第六号

二、指定年月日　昭和三十年九月十五日

三、道路の位置　広島市南観音町字南七八〇番地の二及び延長四七・三メートル

四、幅員及び延長　幅員四メートル、延長四七・三メートル

広島市告示第百十六号

市道の供用開始に関する告示

左記の通り道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基き、公示する。

その関係図面は、広島市建設局土木課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年十一月二十九日

広島市長　渡　辺　忠　雄

記

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
仁保町字堀越線	全線	昭和三十年十二月十日	

広島市告示第百十九号

昭和三十年十二月二日

広島市長　渡　辺　忠　雄

第五十九回仮換地変更指定の発表について

広島平和記念都市建設事業実部復興土地区画整理施行に伴う左記の土地に対する仮換地を変更した。

その関係図書は広島市基町一番地広島市建設局実部復興事務所において縦覧に供する。

記

土地所在 町名	地番	中島本町	平塚町	〃
仮換地		一〇五ノ一四九	八	一〇ノ二外一筆
従前の土地	土地所有者氏名	広島市	興禅寺	〃

五、表示図面　別紙の通り（別紙省略）

広島市告示第百十七号

昭和三十年十二月二日

広島市長　渡　辺　忠　雄

第五十回仮換地変更指定の発表について

広島平和記念都市建設事業実部復興土地区画整理施行に伴う左記の土地に対する仮換地を変更した。

その関係図書は広島市基町一番地広島市建設局実部復興事務所において縦覧に供する。

記

土地所在 町名	地番	鉄砲町	下柳町
仮換地		八ノ三外四筆	五八外一筆
従前の土地	土地所有者氏名	宗外順	森山善太郎

広島市告示第百二十一号

土地立入に関して、日本国有鉄道下関工事事務所長から、昭和三十年十二月二日付、左記事項について通知があつたので、土地収用法第十二条第二項の規定により告示する。

昭和三十年十二月五日

広島市長　渡　辺　忠　雄

記

一、立入目的　太田川河川改修工事に伴う測量及び地質調査のため。

二、起業者　日本国有鉄道下関工事事務所

三、期間　昭和三十一年十二月五日から昭和三十一年四月三十日まで（日の出から日没まで）

四、場所　広島市（楠木町、打越町、猿川町、山手町、三滝町、三篠本町、新庄町）

広島市告示第百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和三十年十二月五日

広島市長　渡　辺　忠　雄

一、1

二、開催日時　昭和三十年十二月八日午前十時

三、開催場所　広島市国泰寺町三九番地　浅野図書館第一集会場

四、申請者住所　広島市二葉の里官有無番地

五、申請者氏名　広島鉄道管理局施設部長　丸島正男

六、建築場所　広島市尾長町官有無番地

用途概要　貯油庫（地下槽）容量重油一八、〇〇〇リットル

七、地域　住居地域

八、理由　当該建築物は建築基準法第四十九条第一項（別表第一(い)項第一号は項第二号）の建築制限に該当するので、同条同項但書の規定による許可に関し行うものである。

一、2

二、開催日時　昭和三十年十二月八日午前一時三十分

三、開催場所　広島市国泰寺町三九番地　浅野図書館第一集会場

四、申請者住所　広島市段原大畑町七六番地の三

五、申請者氏名　松本林一

六、建築場所　広島市昭和町五八五番地

用途概要　印刷工場、木造平家建三三・三五坪動力二馬力

七、地域　住居地域

八、理由　当該建築物は建築基準法第四十九条第一項（別表第一(い)項第二号）の建築制限に該当するので、同条同項但書の規定による許可に関し行うものである。

一、3

二、開催日時　昭和三十年十二月九日午前十時

三、開催場所　広島市国泰寺町三九番地　浅野図書館第一集会場

四、申請者住所　広島市国泰寺町三九番地

五、申請者氏名　広島市建設局長　佐々木　銑

六、建築場所　広島市寺町一丁目二一四二番地（西保健所内）

用途概要　自動車車庫、耐火構造二階建、延三三六・五〇平方メートル（車庫部分一四三・二平方メートル）

七、地域　住居地域

八、理由　当該建築物は、建築基準法第四十九条第一項（別表第一(い)項第四号）の建築制限に該当するので、同条同項但書の規定による許可に関し行うものである。

広島市告示第百二十三号

昭和三十年十二月七日市議会の議決を経た、昭和三十年度広島市歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。

この予算は、即日施行する。

昭和三十年十二月七日

広島市長　渡　辺　忠　雄

昭和30年度広島市歳入出予算追加更正

歳　入

款項	前回までの累計額	追加更正予算額	計
	円	円	円
1.市税	1,133,185,000	36,722,000	1,169,907,000
1.普通税	1,126,471,000	36,236,000	1,162,707,000
2.旧法による税収入	6,714,000	486,000	7,200,000
3.公企業及財産収入	39,724,000	558,000	40,282,000
1.基本財産収入	329,000	558,000	887,000
5.使用料及手数料	165,056,000	3,198,000	168,254,000
1.使用料	131,619,000	910,000	132,529,000
2.手数料	33,437,000	2,288,000	35,725,000
6.国庫支出金	545,690,000	△44,179,000	501,511,000
1.国庫交付金	—	114,000	114,000
2.国庫補助金	545,690,000	△44,293,000	501,397,000
7.県支出金	32,404,000	3,326,000	35,730,000
1.県交付金	13,926,000	8,000	13,934,000
2.県補助金	17,951,000	3,318,000	21,269,000
8.寄附金	5,800,000	8,364,000	14,164,000
1.寄附金	5,800,000	8,364,000	14,164,000
11.雑収入	77,538,000	7,909,000	85,447,000
3.物品売払代金	3,509,000	587,000	4,096,000
6.雑入	48,453,000	3,782,000	52,235,000
7.過年度収入	5,523,000	3,540,000	9,063,000
12.市債	499,000,000	△32,900,000	466,100,000
1.市債	499,000,000	△32,900,000	466,100,000
歳入合計	2,644,778,000	△17,002,000	2,627,776,000

歳　出

款項	前回までの累計額	追加更正予算額	計
	円	円	円
1.議会費	31,152,000	1,387,000	32,539,000
1.市議会費	31,152,000	1,387,000	32,539,000
2.役所費	383,736,000	40,272,000	424,008,000

1.役所費	322,719,000	37,891,000	360,6 0,000
3.東京事務所費	1,824,000	25,000	1,849,000
4.広報費	2,249,000	150,000	2,399,000
5.諸費	53,278,00	2,206,000	55,484,000
4.消防費	103,148,000	7,231,000	110,379,000
1.消防費	95,301,000	6,910,000	102,211,000
2.消防団費	7,847,000	321,000	8,168,000
5.土木費	73,172,000	1,653,000	74,825,000
1.道路維持修繕費	43,003,000	425,000	43,428,000
2.橋梁維持修繕費	13,289,000	87,000	13,376,000
4.港湾維持修繕費	14,184,000	1,041,000	15,225,000
5.河川改修事業費	1,641,000	100,000	1,741,000
6.教育費	422,001,000	46,036,000	468,037,000
1.教育委員会費	58,570,000	2,181,000	60,751,000
2.小学校費	42,787,000	41,000	42,828,000
3.中学校費	20,590,000	66,000	20,656,000
4.高等学校費	43,534,000	2,549,000	46,083,000
5.図書館費	5,729,000	32,000	5,761,000
6.公民館費	2,090,000	20,000	2,110,000
7.社会教育費	3,670,000	1,537,000	5,207,000
8.研究諸費	3,902,000	212,000	4,114,000
10.学校営繕費	219,594,000	30,170,000	249,764,000
12.災害学校復旧費	—	8,928,000	8,928,000
13.諸費	8,533,000	300,000	8,833,000
7.社会労働施設費	654,753,000	△41,185,000	613,568,000
2.民生委員費	1,227,000	55,000	1,282,000
3.福祉事務所費	1,307,000	242,000	1,065,000
4.身体障害者福祉費	577,000	87,000	664,000
5.傷い軍人等援護委託費	140,000	113,000	253,000
6.失業対策事業費	270,591,000	30,241,000	300,832,000
7.失業対策特別事業費	90,630,000	△72,864,000	17,766,000
8.養老院費	3,270,000	57,000	3,327,000
13.母子寮費	491,000	115,000	606,000
17.身体障害者更正援産所費	2,006,000	—	2,006,000
18.公園墓花費	2,150,000	105,000	2,255,000
19.厚生諸費	8,537,000	1,148,000	9,685,000
8.保健衛生費	181,207,000	△34,470,000	146,737,000
7.狂犬病予防費	3,225,000	33,000	3,258,000
11.舟入病院費	3,465,000	300,000	3,765,000
13.下水道費	24,829,000	2,289,000	27,118,000
15.と畜場費	1,110,000	877,000	1,987,000
16.火葬場費	1,633,000	31,000	1,664,000
19.と畜場建設費	38,000,000	△28,000,000	10,000,000
20.火葬場建設費	20,000,000	△10,000,000	10,000,000
9.産業経済費	73,630,000	20,919,000	94,549,000
3.農水産諸費	12,103,000	1,311,000	13,414,000
5.家畜市場費	631,000	363,000	994,000
8 中央卸売市場費	5,739,000	508,000	6,247,000
10.土地改良費	1,262,000	6,737,000	7,999,000
11.中央卸売市場増築費	8,795,000	12,000,000	20,795,000
10.財産費	23,323,000	1,205,000	24,528,000
2.財産管理費	22,731,000	1,205,000	23,936,000
13.公債費	112,699,000	4,582,000	117,281,000
1.元利償還金	96,318,000	2,918,000	93,400,000
2.利子	16,380,000	7,500,000	23,880,000
16.災害復旧費	61,100,000	△30,697,000	30,403,000
1.公共土木施設災害復旧費	57,616,000	△30,697,000	26,920,000
17.諸支出金	492,776,000	△33,935,000	458,841,000
1.公金取扱費	2,870,000	495,000	3,365,000
4.特別会計繰出金	245,184,000	2,426,000	269,444,000
5.字図その他調製費	398,000	41,000	439,000
6.過年度支出	7,907,000	4,000,000	11,907,000
7.雑支出	11,956,000	3,925,000	15,881,000
8.災害対策費	691,000	1,056,000	1,747,000
9.市史及議会史編纂費	2,337,000	△11,000	2,326,000
12 平和記念資料増費	353,000	663,000	1,016,000
14.住宅事情調査費	—	114,000	114,000
15.繰上充用金	220,000,000	△68,478,000	151,522,000
歳出合計	2'644,778,000	△17,002,000	2,627,776,000

歳入出差引残金なし

広島市告示第百二十四号

昭和三十年十二月七日市議会の議決を経た、昭和三十年度広島市歳入出予算追加つ要領は、次の通りである。

この予算は、即日施行する。

昭和三十年十二月七日

広島市長　渡辺忠雄

昭和30年度広島市歳入出予算追加

歳入

款項	前回までの累計額	追加更正予算額	計
	円	円	円
1.市税	1,133,185,000	57,00,000	1,137,085,000
1.普通税	1,126,471,000	15,900,000	1,132,371,000
歳入合計	2,944,778,000	5,900,000	2,650,678,000

歳出

款項	前回までの累計額	追加更正予算額	計
	円	円	円
17.諸支出金	492,776,000	15,900,000	5,498,676,000
7.雑支出	11,956,000	5,900.000	17,856,000
歳出合計	2,644,778,000	5,900,000	2,650,678,000

歳入出差引残金なし

広島市告示第百二十五号

昭和三十年十二月七日市議会の議決を経た、昭和三十年度広島市特別会計公益質屋費歳入出予算追加の要領は、次の通りである。

この予算は、即日施行する。

昭和三十年十二月七日

広島市長　渡辺忠雄

昭和30年度広島市特別会計公益質屋費歳入出予算追加

歳入

款項	前回までの累計額	追加更正予算額	計
	円	円	円
6.市債	—	3,000,000	3,000,000
1.市債	—	3,000,000	3,000,000
歳入合計	21,411,000	3,000,000	24,411,000

歳出

款項	前回までの累計額	追加更正予算額	計
	円	円	円
2.貸付金	19,200,000	3,000,000	22,200,000
1.貸付金	19,200,000	3,000,000	22,200,000
歳出合計	21,411,000	3,000,000	24,411,000

歳入出差引残金なし

広島市告示第百二十六号

昭和三十年十二月七日市議会の議決を経た、昭和三十年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。

この予算は、即日施行する。

昭和三十年十二月七日

広島市長　渡辺忠雄

昭和30年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正

歳入

款項	前回までの累計額	追加更正予算額	計
	円	円	円
1.公企業及財産収入	89,926,000	44,787,000	134,713,000
1.財産売払代金	89,926,000	44,787,000	134,713,000
3.国庫支出金	247,734,000	△53,833,000	193,901,000
1.国庫補助金	247,734,000	△53,833,000	193,901,000
4.寄附金	23,000,000	△3,000,000	20,000,000
1.寄附金	23,000,000	△3,000,000	20,000,000
5.繰入金	239,491,000	24,260,000	263,751,000
1.繰入金	239,491,000	24,260,000	263,751,000
7.雑収入	3,002,000	1,156,000	4,158,000
1.雑入	3,002,000	1,156,000	4,158,000
8.徴収金	12,801,000	2,615,000	15,416,000
1.換地清算徴収金	12,801,000	2,615,000	15,416,000
9.市債	199,100,000	△55,450,000	143,650,000
1.市債	199,100,000	△55,450,000	143,650,000
10.県支出金	—	794,000	794,000
1.委託金	—	794,000	794,000
歳入合計	815,170,000	△38,671,000	776,499,000

歳出

款項	前回までの累計額	追加更正予算額	計
	円	円	円
1.建設費	568,166,000	△46,637,000	521,,529,000
1.復興土地区画整理費	81,652,000	7,723,000	89,375,000
2.幹線街路費	498,000	500,000	998,000
3.補助街路費	14,442,000	△1,410,000	13,032,000	
4.瓦斯及軌道費	13,706,000	△6,803,000	6,903,000
5.公共空地整備費	1,992,000	△296,000	1,696,000
6.水路費	3,984,000	△1,194,000	2,790,000
7.都市水利整備費	20,916,000	△17,044,000	3,872,000
8.橋梁費	42,828,000	△29,830,000	12,998,000

9. 記念公園造成費	7,740,000	△ 4,166,000	3,574,000
10. 都市公共施設整備費	7,295,000	△ 1,003,000	6,292,000
11. 路面鋪装費	16,650,000	△ 10,562,000	6,088,000
12. 住宅建設費	192,596,000	△ 72,787,000	109,809,000
13. 防火建築帯造成費	3,000,000	△ 1,500,000	1,500,000
14. 住宅地造成費	19,161,000	△ 2,461,000	16,700,000
16. 庚午町附近土地区画整備費	3,691,000	8,165,000	11,856,000
17. 建設諸費	73,824,000	67,048,000	140,872,000
18. 不良住宅改良費	14,283,000	17,736,000	32,019,000
20. 緊急就労対策費	—	9,735,000	9,735,000
21. 特別失業対策費	—	14,420,000	14,420,000
△重要幹線街路費	22,908,000	△ 22,908,000	—
2. 第一期下水道築造事業費本年度支出額	111,470,000	21,273,000	132,743,000
1. 下水道費	25,498,000	△ 6,781,000	18,687,000
2. 緊急就労対策費	21,000,000	21,091,000	42,091,000
3. 下水道築造費	45,000,000	△ 10,000,000	35,000,000
4. 特別失業対策費	20,002,000	16,963,000	36,965,000
3. 公債費	135,534,000	△ 13,307,000	122,227,000
1. 元利償還金	134,634,000	△ 16,307,000	119,327,000
2. 利子	900,000	2,000,000	2,900,000
歳出合計	815,170,000	△ 38,671,000	776,499,000

歳入出差引残金なし

広島市告示第百三十七号

昭和三十年十二月七日市議会の議決を経た、昭和三十年度広島市特別会計公会堂費歳入出予算追加の要領は、次の通りである。

この予算は、即日施行する。

昭和三十年十二月七日

広島市長　渡辺忠雄

昭和30年度広島市特別会計公会堂費歳入出予算追加

歳入

款項	前回までの累計額	追加更正予算額	計
1. 使用料及手数料	円 7,258,000	円 261,000	円 7,519,000
1. 使用料	7,258,000	261,000	7,519,000
2. 雑収入	—	1,000	1,000
1. 雑入	—	1,000	1,000
歳入合計	7,258,000	262,000	7,520,000

歳出

款項	前回までの累計額	追加更正予算額	計
1. 公会堂費	円 6,758,000	円 262,000	円 7,020,000
1. 事務費	6,758,000	262,000	7,020,000
歳出合計	7,258,000	262,000	7,520,000

歳入出差引残金なし

広島市告示第百三十八号

昭和三十年十二月七日市議会の議決を経た、昭和三十年度広島市水道事業会計追加更正予算の要領は、次の通りである。

この予算は、即日施行する。

昭和三十年十二月七日

広島市長　渡辺忠雄

昭和30年度広島市水道事業会計追加更正予算

(収益的収入及び支出) 収入

款項	既定予定額	追加更正予定額	計
1. 水道事業収入	円 260,417,000	円 1,606,000	円 262,023,000
2. 附帯事業収益	18,378,000	606,000	18,984,000
3. 営業外収益	2,429,000	1,000,000	3,429,000

支出

款項	既定予定額	追加更正予定額	計
1. 水道事業費	円 234,132,000	円 27,891,000	円 262,023,000
1. 営業費用	95,081,000	19,764,000	114,845,000
2. 附帯事業費	19,160,000	606,000	19,766,000
3. 一般管理費	81,445,000	5,361,000	86,806,000
4. 営業外費用	37,446,000	2,160,000	39,606,000

(資本的収入及び支出) 支出

款項	既定予定額	追加更正予定額	計
1. 資本的支出	円 348,595,000	△ 円 650,000	円 347,945,000
2. 施設費	37,532,000	△ 800,000	36,732,000
4. 企業債償還金	32,063,000	1,150,000	33,213,000
5. 予備費	1,000,000	△ 1,000,000	—

(一時借入金)

既定金額	追加額	計
50,000,000円	50,000,000円	100,000,000円

(たな卸資産の購入限度額)

既定金額	追加額	計
40,000,000円	1,000,000円	41,000,000円

広島市告示第百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基き次のように公開による聴聞を行う。

昭和三十年十二月十二日

広島市長　渡辺忠雄

二 開催日時	昭和三十年十二月十五日午後一時三十分
開催場所	広島市国泰寺町三九番地 浅野図書館第一集会場
三 申請者住所	広島市鉄砲町一〇九番地
四 建築申請者氏名	大谷赫郎
五 用途概要	製菓製パン工場、木造二階建延九二・七
六 建築場所	広島市牛田町九七五番地の三
七 敷地	住居地域
理由	当該建築物は建築基準法第四十九条第一項（別表第二(い)項第二号）の建築制限に該当するもので、同条同項但書の規定による許可に関し行うものである。

◎市議会事項

議決事項

(十二月二十三日)

一、第百四十号議案　広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について　原案可決

一、第百四十一号議案　職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について　原案可決

◎辞令

(市長事務部局)

広島市出納員を命ずる
事務吏員　江口松芳
(八月六日)

広島市護国神社建設対策委員会委員を解きます
市議会議員　任都栗
(十一月十一日)

広島市市営住宅入居者選考審議会委員を命ずる
助役　向加佐々
(各通)
事務吏員　井藤木
〃　〃　〃　〃　中吉池杉村原改一
〃　〃　〃　〃　入新伊栗宗音紙松山高
〃　〃　〃　〃　下田原改一
〃　〃　〃　〃　百
〃　〃　〃　〃　田藤稲改出本村崎井
〃　〃　〃　〃　千治重太
〃　〃　〃　〃　頭
〃　〃　〃　〃　行正光栄袋災
〃　〃　〃　〃　夫勝平人郎貫等銑治袋栄男夫三代子太

広島市営住宅入居者選考審議会委員を次のように解きます
(以上十一月十三日)
助役　向加佐々
沖井藤木
野崎村本出改稲藤田百下田原改一
高山松紙音宗栗伊新入中吉池杉
(各通)
〃　〃　〃　〃
〃　〃　〃　〃
〃　〃　〃　〃

り昭和三十一年二月二十九日まで給料及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する。

（十二月五日）

助役　佐々木　銑

建設局長事務取扱を免ずる　技術吏員　寺崎幸助

建設局長を命ずる　技術吏員　住田春男

建設局東部復興事務所長を命ずる　技術吏員　渡辺久雄

建設局東部復興事務所工務課長を命ずる　技術吏員　平松登

建設局東部復興事務所工務課工事係長を命ずる　技術吏員　寺崎幸助

広島市職員考査委員会委員を命ずる

広島市財政調査委員会委員を命ずる

（以上十二月八日）

事務吏員　平田幾雄

療養を解く

（十二月九日）

◎雑報

戸籍上の市勢について（昭和三十年十一月末日現在）

種別	件数	同上一日分 最大	同上一日分 最少	同上一日分 平均	前年同差引期件数増△減
婚姻	二八九（二三）	二〇（二）	一（〃）	九・六三（四・三六）	二五三（一三・七）	三六（四）
離婚	四三（二八）	四（〃）	一（〃）	一・四三（〇・五三）	四八△（一）	元（五）
出生	男 二五二（一五七）	一八（六）	一（〃）	八・三六（一九一）	三九△（四五）	八（三）
	女 二四三（二三〇）	一六（四）	一（〃）	八・一一（一・三三）	二〇〇（五三）	四（一〇）
	計 四九五（三八七）	三四（一〇）	二（〃）	一六・四六（三・〇三）	二四九△（九）	三（八）
死亡	男 一七（三七）	三（五）	一（〃）	三九一（一三三）	一三（一七）	四（一〇）
	女 七七（二六）	九（三）	一（〃）	二五六（〇・八六）	九〇△（一三）	三（五）
	計 九四（六三）	一六（八）	一（〃）	六四六（二・一一）	二〇三△（五八）	九（五）

一、市内の出生と死亡から見た増数　男　一三四人　女　一六六人　計　三〇人　一日平均　一〇人

二、前年右同　男　一四八人　女　一〇人　計　二五八人　一日平均　八・五人

三、（　）は事件発生地から本籍地である本市へ郵送届出たもの

住民登録人口及び世帯数について（昭和三十年十一月末日現在）

区分	人口 男	人口 女	人口 計	世帯	増 転入	増 出生	増 計	減 転出	減 死亡	減 計	差引増	十一月末日現在数
十月末日現在数	一九四、三三二	一七八、一二五	三六八、八九三	九四、三三二	一、一三三	一一〇八九	一、二四二	七六七	九	七六六	三四五	九四、三七六
一、二、一二五	一、二、一二五	一、〇八九	二四	一、三〇三	八三五	九五	九〇〇	三八三	一八二、四九八
一、四四、七八	一、四四、七八	一、〇四七	一八九	二、一三六	七六七	七	八四五	三九一	一八五、一五九
三六八、八九三	三、一三六	四〇三	二、五三九	一、五九三	一三	一、七六五	四四八	三六七、六六七